投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2023.3.11

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド
通貨選択シリーズ

＜円コース＞（毎月分配型）
＜米ドルコース＞（毎月分配型）
＜豪ドルコース＞（毎月分配型）
＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）
＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）
＜トルコリラコース＞（毎月分配型）
＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）
＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）

追加型投信／海外／債券

＜マネープールファンド＞

追加型投信／国内／債券

〈愛称：グローイング・スター〉

この目論見書により行う「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2022 年 9 月 12 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 9 月 13 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	： 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	： 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	： 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJ国際投信

◇MSM-251173-00PA-20230311◇

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 2
（４）【発行（売出）価格】 2
（５）【申込手数料】 2
（６）【申込単位】 2
（７）【申込期間】 2
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 3
（１１）【振替機関に関する事項】 3
（１２）【その他】 3
第二部【ファンド情報】 4
第１【ファンドの状況】 4
第２【管理及び運営】 165
第３【ファンドの経理状況】 172
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 251
第三部【委託会社等の情報】 252
第１【委託会社等の概況】 252
約款 294

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞
（以上を総称して「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」（愛称を「グローイング・スター」とします。）といいます。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）
なお、ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	円コース（毎月分配型）
	円コース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）
	米ドルコース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	豪ドルコース（毎月分配型）
	豪ドルコース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	ブラジルレアルコース（毎月分配型）
	ブラジルレアルコース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	メキシコペソコース（毎月分配型）
	メキシコペソコース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	トルコリラコース（毎月分配型）
	トルコリラコース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）
	資源国バスケット通貨コース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）
	アジアバスケット通貨コース
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	マネープールファンド

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記

名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　３％）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。
（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング※の場合に限ります。）
※スイッチングとは、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2022 年 9 月 13 日から 2023 年 9 月 12 日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
各ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000 億円です。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1,500 億円です。

「マネープールファンド」
当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、１兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型	内外	その他資産 （　　）	ＥＴＦ	特殊型 （　　）
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
	国内	株式	ＭＭＦ	

単位型 追加型	海外 内外	債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型 （　　）

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債 クレジット属性 （低格付債）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型

クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債 クレジット属性 （低格付債）） 資産複合 （　　）	（　　）	（中東） エマージング				その他 （　　）

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するMMＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。

	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）	信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」は、8つの通貨コースとマネープールファンドの9本のファンドで構成される投資信託です。

「8つの通貨コース」について

ファンドの目的

米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、債券への投資に加えて、為替変動リスクの異なる8つの通貨コースを選択することができます。

ポイント① ： 新興国の高利回り社債に投資します。

ポイント② ： 通貨コースを選択することができます。

円コース（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（毎月分配型）	ブラジルレアルコース（毎月分配型）	メキシコペソコース（毎月分配型）	トルコリラコース（毎月分配型）	資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）	アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）

! 資源国バスケット通貨コース（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）およびアジアバスケット通貨コース（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピア）においては、それぞれ3通貨への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつからカイ離する場合があります。

投資対象

各コースは、米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド（わが国の短期公社債等に投資）への投資も行います。
- 投資する米ドル建ての新興国の高利回り社債は、原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。

新興国の高利回り社債とは

ファンドが投資対象とする新興国の高利回り社債とは、経済が発展途上にあり今後の急速な経済成長が期待できる国々の企業が発行し、格付会社（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）など）によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。
一般的に高利回り社債は、投資適格債券（BBB格相当以上）と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。
つまり、高利回り社債は、主として低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

<格付けと利回りについて>

ファンドの実質的な主要投資対象

	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	–
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

高 ← 信用力 → 低

低 ← 利回り → 高

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、−」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法 運用プロセス

各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

● 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。

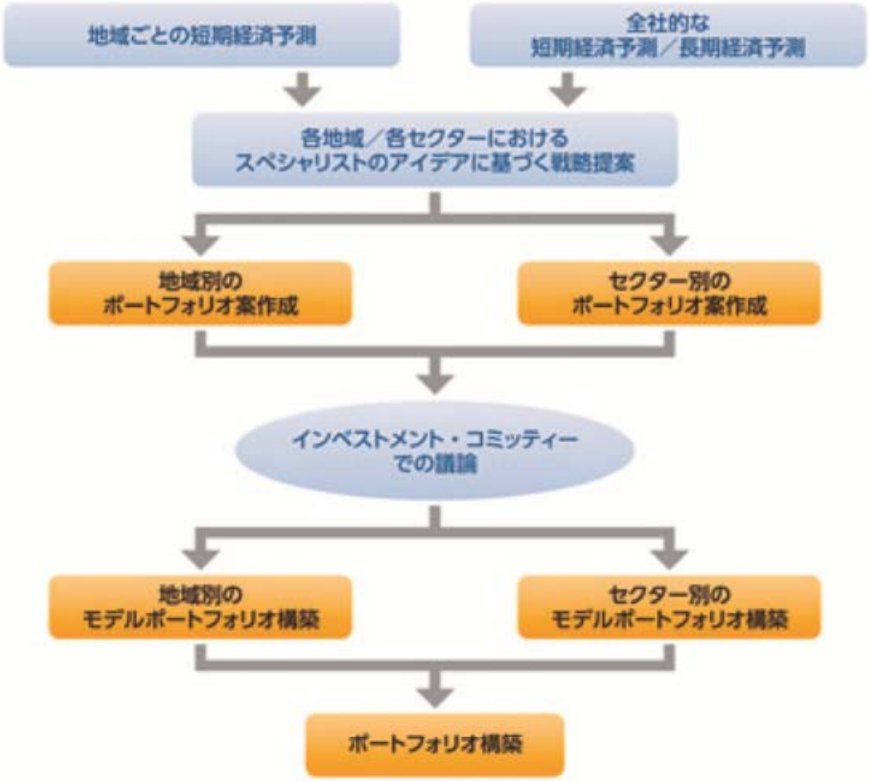

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

為替対応方針

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

用 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国の高利回り社債への投資効果を追求します。

! 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

＊ **為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。**

用 NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

! NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。
一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

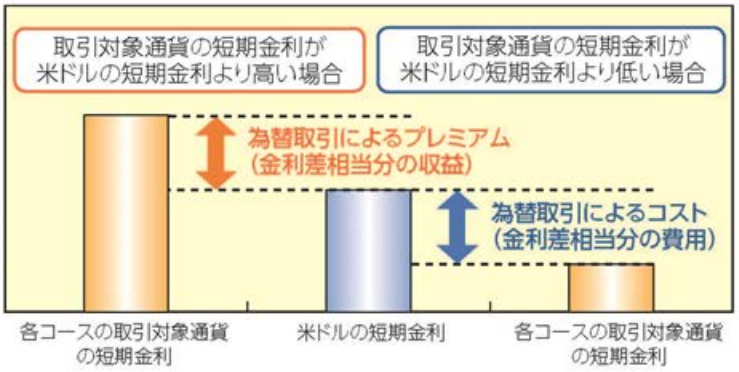

円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

! ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇
円コース(毎月分配型)	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース(毎月分配型)	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高
豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高
ブラジルレアルコース(毎月分配型)	ブラジルレアル安 ← 円に対して → ブラジルレアル高
メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高
トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高
資源国バスケット通貨コース(毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)	資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルレアル安 南アフリカランド安 ← 円に対して → 資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルレアル高 南アフリカランド高
アジアバスケット通貨コース(毎月分配型) (韓国・インド・インドネシア)	アジアバスケット通貨 韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安 ← 円に対して → アジアバスケット通貨 韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高

☞ 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ

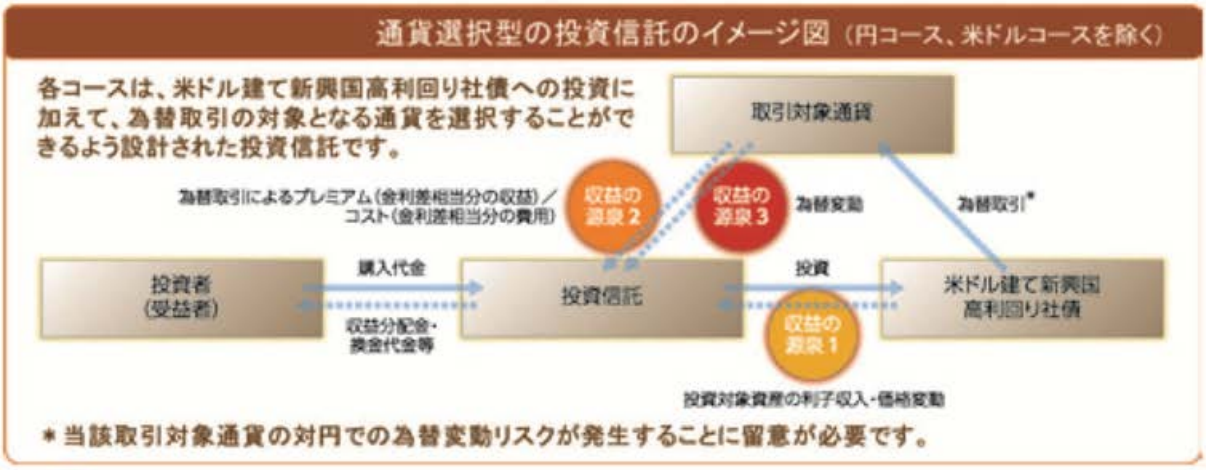

各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。

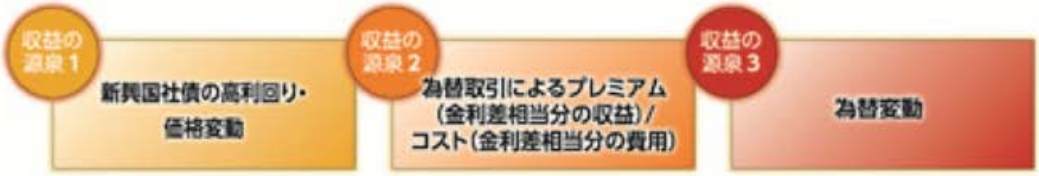

各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

● 円コース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2※1 ＋ 収益の源泉3※2 は発生しません。

● 米ドルコース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2 は発生しません。 ＋ 収益の源泉3※3

● 豪ドルコース、ブラジルレアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、資源国バスケット通貨コース、アジアバスケット通貨コース

収益の源泉1 ＋ 収益の源泉2 ＋ 収益の源泉3

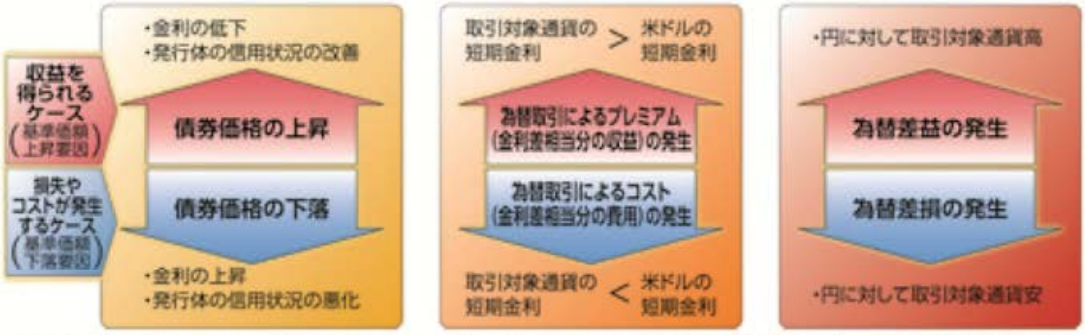

※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。
※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
※3 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇（円安）した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

! 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

■ファンドの仕組み

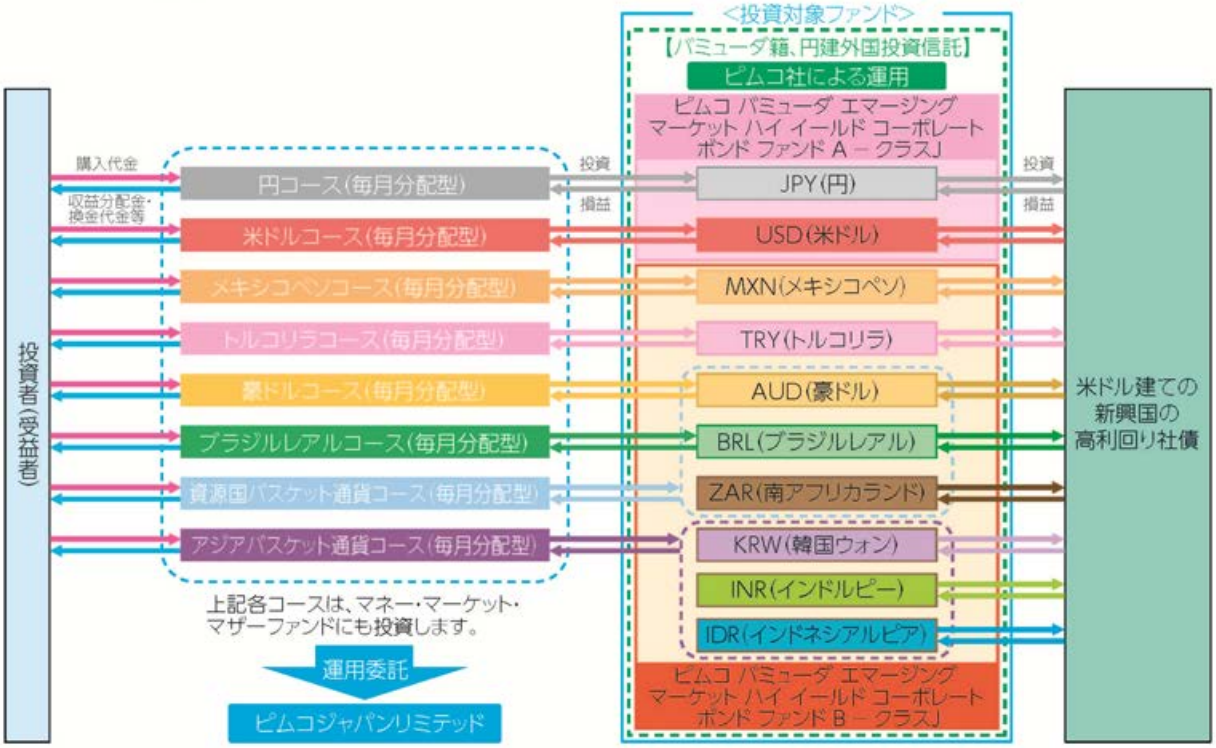

投資対象ファンドである外国投資信託から米ドル建ての新興国の高利回り社債への実際の投資は、ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)を通じて行います。

! 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

運用の委託先

三菱UFJ国際投信は、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託(米ドル建ての新興国の高利回り社債等に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
  ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

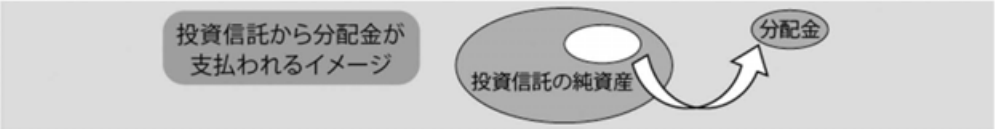

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

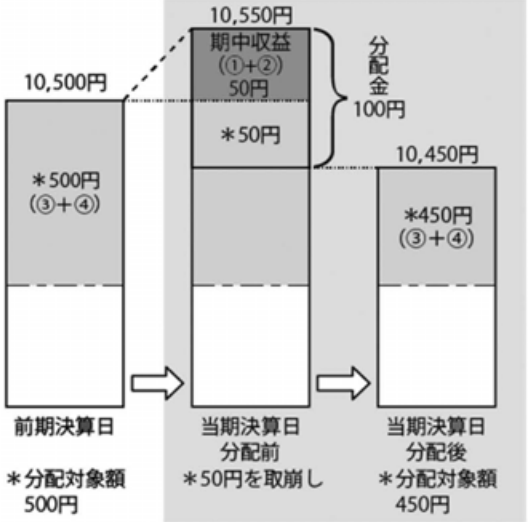

前期決算日から基準価額が下落した場合

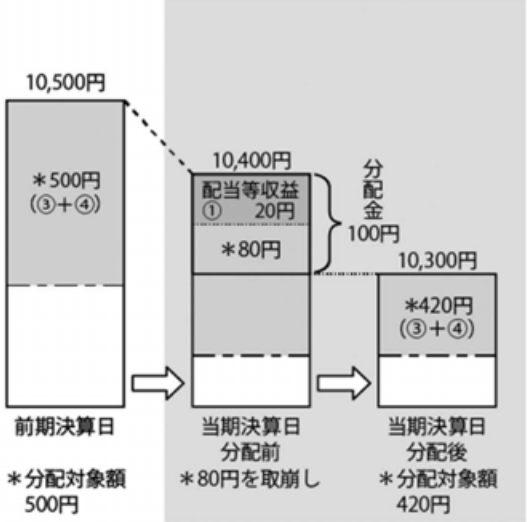

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

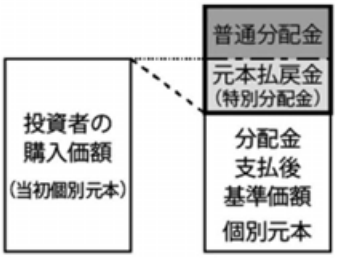

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

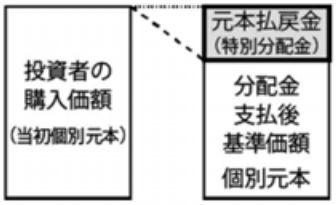

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

<運用プロセス(イメージ図)>

STEP1：分析フェーズ

↓ 市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

↓ 各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

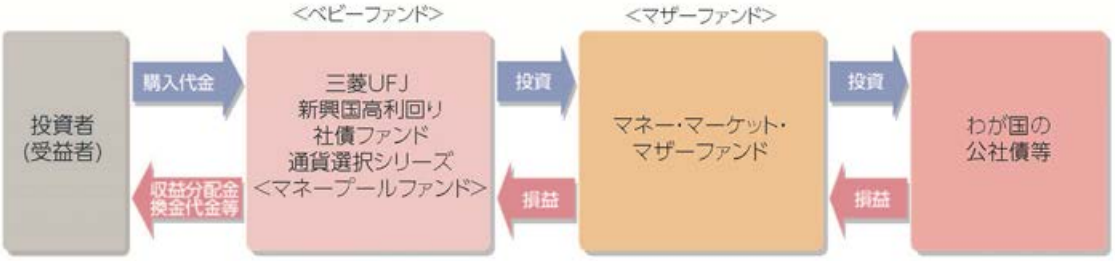

! マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

分配方針　年2回の決算時(6・12月の各13日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

スイッチングについて

◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

- スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
「マネープールファンド」

2011 年 9 月 21 日　　設定日、信託契約締結、運用開始
2020 年 3 月 13 日　　信託期間を 2021 年 6 月 11 日までから 2026 年 6 月 12 日までに変更

「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」

2013 年 5 月 29 日　　設定日、信託契約締結、運用開始
2020 年 3 月 13 日　　信託期間を 2021 年 6 月 11 日までから 2026 年 6 月 12 日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

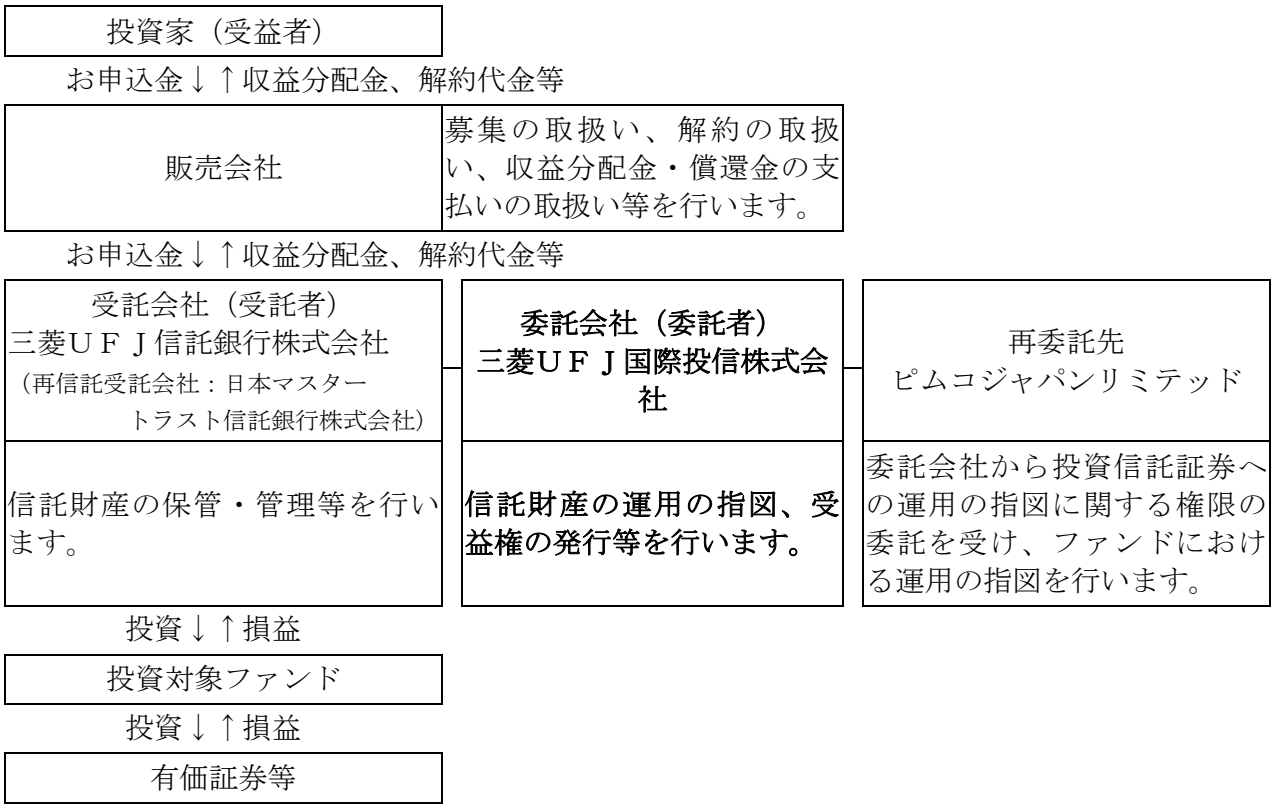

「マネープールファンド」

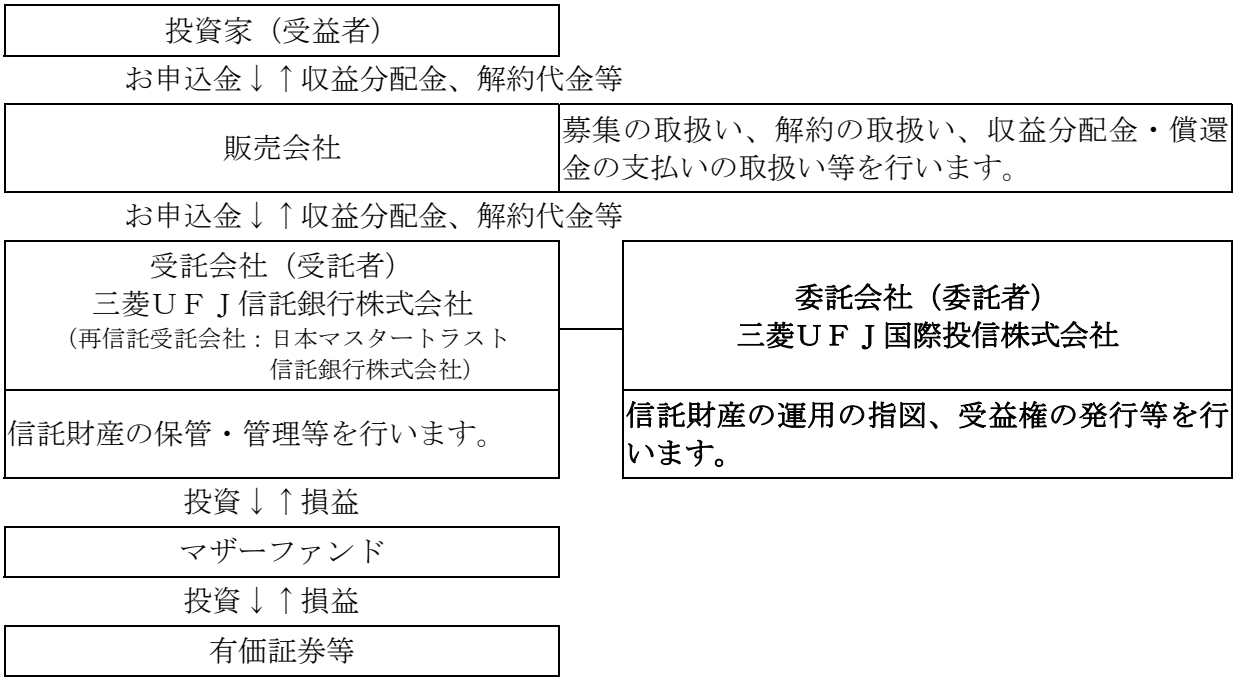

※ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要
「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022 年 12 月末現在）
・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号
・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
・資本金
2,000 百万円
・沿革
1997 年 5 月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015 年 7 月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581 株	100.0%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＪＰＹ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ（ＪＰＹ）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＵＳＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ（ＵＳＤ）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＡＵＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル

債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ（ＡＵＤ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＢＲＬ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ（ＢＲＬ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「メキシコペソコース（毎月分配型）」
投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＭＸＮ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ（ＭＸＮ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「トルコリラコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＴＲＹ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＴＲＹ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラスＪ （ＡＵＤ）、クラス Ｊ （ＢＲＬ）、クラス Ｊ （ＺＡＲ）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は３分の１程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が３分の１程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、３通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該３通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＡＵＤ）、クラス Ｊ （ＢＲＬ）、クラス Ｊ （ＺＡＲ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
投資信託証券を主要投資対象とします。
主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＫＲＷ）、クラス Ｊ （ＩＮＲ）、クラス Ｊ （ＩＤＲ）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は３分の１程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が３分の１程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、３通貨（韓国ウォン、

インドルピー、インドネシアルピア）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該３通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＫＲＷ）、クラス Ｊ （ＩＮＲ）、クラス Ｊ （ＩＤＲ）」を選定しました。
余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンド」
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。
なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】
「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」
①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
②有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。
③金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜投資信託証券の概要＞

ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A－クラス J(JPY)／(USD) ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B－クラス J(AUD)／(BRL)／(ZAR)／(KRW)／(INR)／(IDR)／(MXN)／(TRY)	
形態	バミューダ籍・円建外国投資信託
投資態度	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等
主な投資制限	・通常、ファンドの80%以上を米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資します。 ・一部、国債等にも投資を行う場合があります。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。 ・投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてB－格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーション※は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします(国債や政府機関債等を除きます。)。 ・投資する公社債は、主に新興経済国の企業が発行する米ドル建て高利回り社債ですが、同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。また、資金管理目的で、原則として取得時にBBB格相当以上の格付けを有する米ドル建ての公社債等にも一部投資を行います。 ・限定的な範囲で米ドル建て以外の公社債等にも投資を行う場合がありますが、この場合においては米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・各ファンドにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A－クラス J JPY(円)：原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。 USD(米ドル)：原則として、為替ヘッジを行いません。 ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B－クラス J AUD(豪ドル)：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 BRL(ブラジルレアル)：原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。 ZAR(南アフリカランド)：原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 KRW(韓国ウォン)：原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。 INR(インドルピー)：原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。 IDR(インドネシアルピア)：原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。 MXN(メキシコペソ)：原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。 TRY(トルコリラ)：原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	JPY／USD／AUD／BRL／ZAR／KRW／INR／IDR:2011年9月21日 MXN／TRY:2013年5月29日
決算日	毎年6月30日
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

原則として「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005 年３月４日
決算日	原則として毎年５月および 11 月の 20 日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネープールファンド」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 13 号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から 12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で 16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下 16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で 23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに 16．の証券ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および 15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

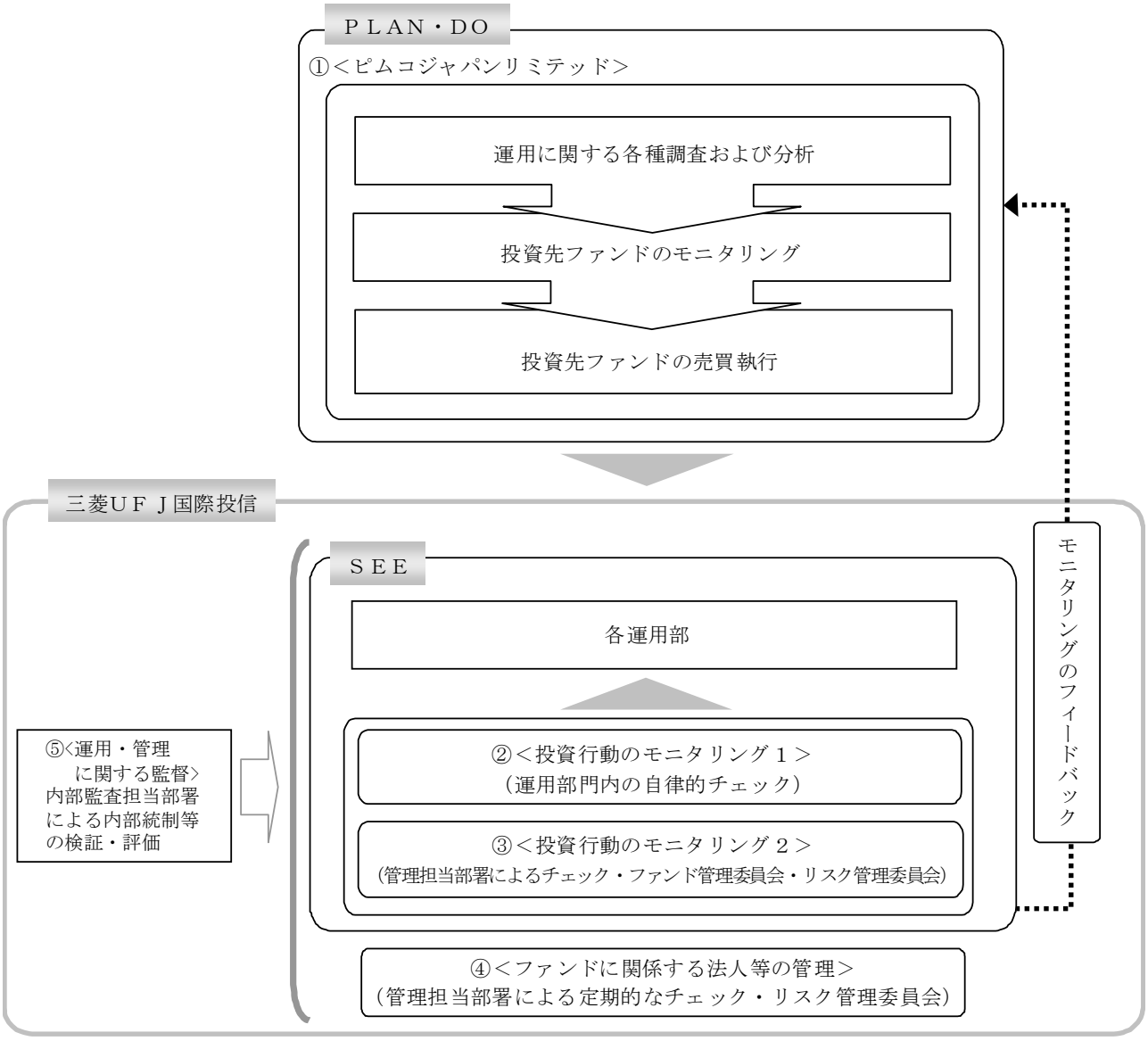

①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング１

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング２

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、

リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑤運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

「マネープールファンド」

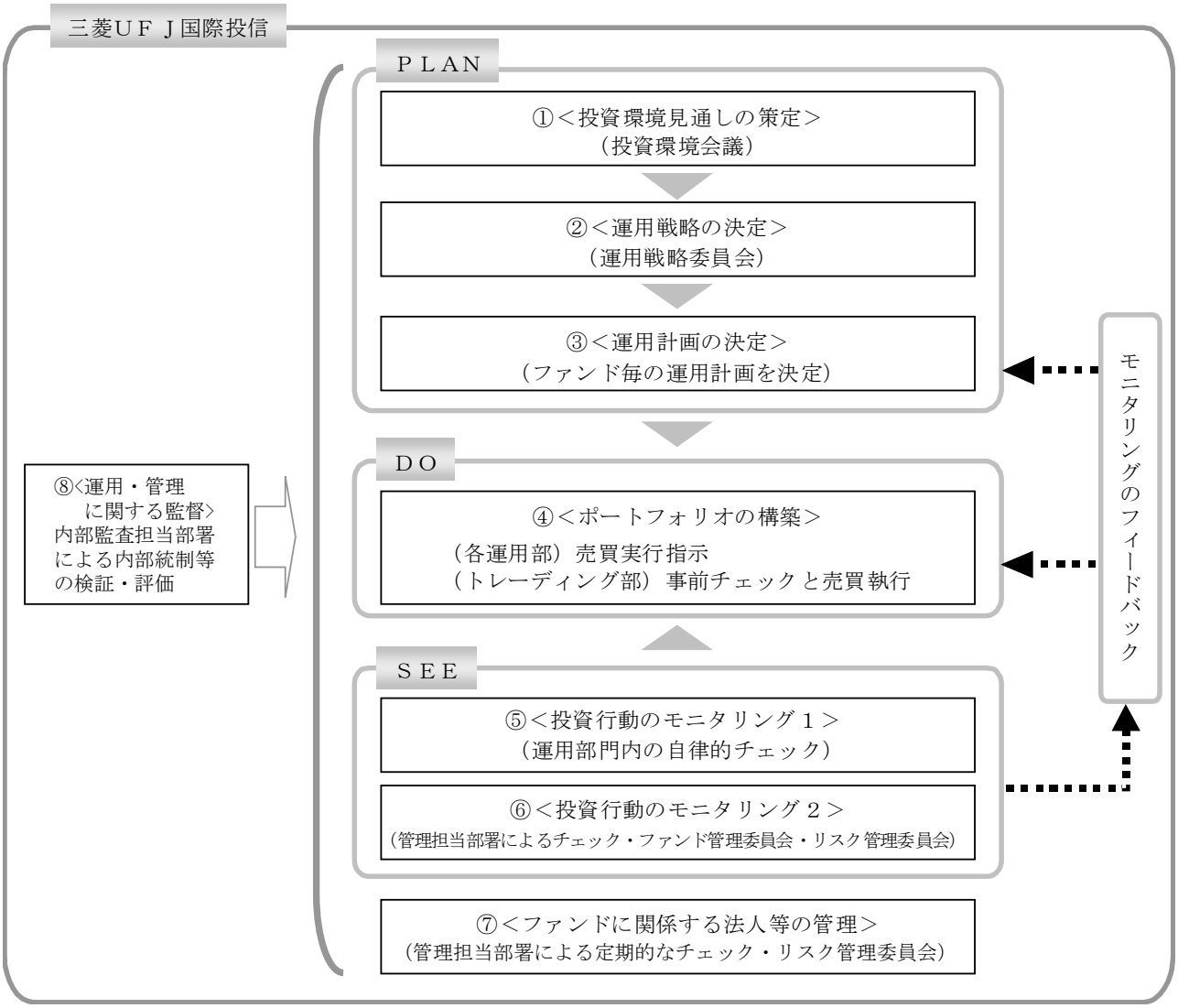

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示を

します。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた

公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンド」

①株式

ａ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下ａ．およびｂ．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の

100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
⑥同一銘柄の転換社債等
ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
⑦スワップ取引
ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
⑧信用取引
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
⑨有価証券の借入れ
有価証券の借入れを行いません。
⑩資金の借入れ
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

■円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■米ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■豪ドルコース■ブラジルレアルコース■メキシコペソコース■トルコリラコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きくカイ離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■資源国バスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドを各々３分の１程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きくカイ離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■アジアバスケット通貨コース
実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、アジアバスケット通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピアを各々３分の１程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きくカイ離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

各ファンドは、格付けの低い高利回り社債を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなることがあります。

※留意事項
・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「マネープールファンド」
①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルレアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

資源国バスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

アジアバスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

トルコリラコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンド

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。
（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング※の場合に限ります。）
※スイッチングとは、「三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」
・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.881%（税抜 1.71%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.07%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12 月の 15 日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから 15 営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）の信託財産の純資産総額の合計額に年 0.7975%（税抜 年 0.725%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンド」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.605%（税抜 0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終５営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率（税込 年率）	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
１%以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上 １%未満	0.33%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上 0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上 0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05%以上 0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（1）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	3,448,042,029	99.72
親投資信託受益証券	日本	3,926,942	0.11
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	5,896,774	0.17
純資産総額		3,457,865,745	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ（ＪＰＹ）	663,850.9875	5,198.29	3,450,889,949	5,194	3,448,042,029	99.72
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,857,128	1.0181	3,926,942	1.0181	3,926,942	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.72
親投資信託受益証券	0.11

合計	99.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和４年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末日　（平成25年 1月15日）	117,919,868,106	118,759,869,285	11,230	11,310
第17計算期間末日　（平成25年 2月13日）	126,538,549,798	127,455,645,469	11,038	11,118
第18計算期間末日　（平成25年 3月13日）	129,239,809,138	130,171,111,357	11,102	11,182
第19計算期間末日　（平成25年 4月15日）	125,487,485,332	126,398,181,336	11,023	11,103
第20計算期間末日　（平成25年 5月13日）	120,816,805,978	121,698,344,772	10,964	11,044
第21計算期間末日　（平成25年 6月13日）	106,749,975,035	107,574,632,877	10,356	10,436
第22計算期間末日　（平成25年 7月16日）	92,411,666,123	93,149,600,796	10,018	10,098
第23計算期間末日　（平成25年 8月13日）	85,414,008,530	86,092,732,472	10,068	10,148
第24計算期間末日　（平成25年 9月13日）	75,490,389,304	76,099,230,275	9,919	9,999
第25計算期間末日　（平成25年10月15日）	70,023,165,124	70,583,741,278	9,993	10,073
第26計算期間末日　（平成25年11月13日）	65,142,371,455	65,665,347,203	9,965	10,045
第27計算期間末日　（平成25年12月13日）	58,949,324,605	59,424,644,022	9,922	10,002
第28計算期間末日　（平成26年 1月14日）	55,255,463,506	55,703,832,643	9,859	9,939
第29計算期間末日　（平成26年 2月13日）	50,718,181,274	51,135,208,580	9,729	9,809
第30計算期間末日　（平成26年 3月13日）	45,835,393,529	46,220,016,683	9,534	9,614
第31計算期間末日　（平成26年 4月14日）	42,953,049,890	43,308,632,330	9,664	9,744
第32計算期間末日　（平成26年 5月13日）	40,532,553,985	40,869,372,552	9,627	9,707
第33計算期間末日　（平成26年 6月13日）	38,488,531,205	38,802,722,261	9,800	9,880
第34計算期間末日　（平成26年 7月14日）	36,167,139,885	36,462,550,510	9,794	9,874
第35計算期間末日　（平成26年 8月13日）	33,269,489,040	33,549,490,662	9,506	9,586
第36計算期間末日　（平成26年 9月16日）	31,225,547,778	31,487,593,010	9,533	9,613
第37計算期間末日　（平成26年10月14日）	29,477,704,269	29,730,453,603	9,330	9,410
第38計算期間末日　（平成26年11月13日）	27,991,750,748	28,234,483,595	9,226	9,306
第39計算期間末日　（平成26年12月15日）	24,065,742,497	24,294,786,876	8,406	8,486

第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	22,707,805,087	22,928,858,553	8,218	8,298
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	21,273,084,744	21,483,778,015	8,077	8,157
第42計算期間末日	（平成27年 3月13日）	20,611,632,429	20,812,898,162	8,193	8,273
第43計算期間末日	（平成27年 4月13日）	19,995,158,025	20,187,949,846	8,297	8,377
第44計算期間末日	（平成27年 5月13日）	19,348,368,647	19,532,825,810	8,391	8,471
第45計算期間末日	（平成27年 6月15日）	18,356,586,058	18,533,175,944	8,316	8,396
第46計算期間末日	（平成27年 7月13日）	17,540,308,950	17,711,960,813	8,175	8,255
第47計算期間末日	（平成27年 8月13日）	16,231,923,226	16,397,284,269	7,853	7,933
第48計算期間末日	（平成27年 9月14日）	14,708,790,506	14,865,021,324	7,532	7,612
第49計算期間末日	（平成27年10月13日）	14,144,934,513	14,297,341,776	7,425	7,505
第50計算期間末日	（平成27年11月13日）	13,744,663,431	13,891,081,658	7,510	7,590
第51計算期間末日	（平成27年12月14日）	12,609,753,260	12,750,878,815	7,148	7,228
第52計算期間末日	（平成28年 1月13日）	11,960,617,407	12,097,492,719	6,991	7,071
第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	11,141,338,161	11,272,801,597	6,780	6,860
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	11,218,652,805	11,345,099,407	7,098	7,178
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	11,160,103,706	11,284,558,216	7,174	7,254
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	11,041,166,342	11,163,401,697	7,226	7,306
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	10,855,768,040	10,975,717,921	7,240	7,320
第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	10,603,615,676	10,719,626,913	7,312	7,392
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	10,393,604,090	10,478,268,898	7,366	7,426
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	10,024,181,608	10,106,096,824	7,342	7,402
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	9,851,610,291	9,932,065,925	7,347	7,407
第62計算期間末日	（平成28年11月14日）	9,406,710,508	9,484,948,420	7,214	7,274
第63計算期間末日	（平成28年12月13日）	9,260,383,472	9,337,105,227	7,242	7,302
第64計算期間末日	（平成29年 1月13日）	9,177,153,589	9,252,706,225	7,288	7,348
第65計算期間末日	（平成29年 2月13日）	8,996,804,958	9,070,097,455	7,365	7,425
第66計算期間末日	（平成29年 3月13日）	8,524,939,820	8,595,145,900	7,286	7,346
第67計算期間末日	（平成29年 4月13日）	8,474,956,161	8,544,440,432	7,318	7,378
第68計算期間末日	（平成29年 5月15日）	8,314,974,521	8,383,198,237	7,313	7,373
第69計算期間末日	（平成29年 6月13日）	8,024,774,881	8,091,452,863	7,221	7,281
第70計算期間末日	（平成29年 7月13日）	7,947,250,869	8,013,861,178	7,159	7,219
第71計算期間末日	（平成29年 8月14日）	7,898,197,647	7,942,105,889	7,195	7,235
第72計算期間末日	（平成29年 9月13日）	7,716,123,135	7,758,621,636	7,262	7,302
第73計算期間末日	（平成29年10月13日）	7,976,667,191	8,020,648,052	7,255	7,295
第74計算期間末日	（平成29年11月13日）	7,647,163,885	7,689,773,837	7,179	7,219
第75計算期間末日	（平成29年12月13日）	7,502,631,618	7,544,503,969	7,167	7,207
第76計算期間末日	（平成30年 1月15日）	7,447,124,491	7,488,576,891	7,186	7,226
第77計算期間末日	（平成30年 2月13日）	7,237,532,230	7,278,505,705	7,066	7,106
第78計算期間末日	（平成30年 3月13日）	7,086,341,966	7,126,702,562	7,023	7,063
第79計算期間末日	（平成30年 4月13日）	6,937,624,605	6,977,518,731	6,956	6,996
第80計算期間末日	（平成30年 5月14日）	6,737,629,775	6,777,262,555	6,800	6,840

第 81 計算期間末日	（平成 30 年 6 月 13 日）	6,509,085,347	6,548,039,608	6,684	6,724
第 82 計算期間末日	（平成 30 年 7 月 13 日）	6,246,733,591	6,284,573,785	6,603	6,643
第 83 計算期間末日	（平成 30 年 8 月 13 日）	6,136,273,419	6,173,614,995	6,573	6,613
第 84 計算期間末日	（平成 30 年 9 月 13 日）	5,862,428,382	5,898,598,919	6,483	6,523
第 85 計算期間末日	（平成 30 年 10 月 15 日）	5,887,240,172	5,909,672,915	6,561	6,586
第 86 計算期間末日	（平成 30 年 11 月 13 日）	5,702,571,924	5,724,462,730	6,513	6,538
第 87 計算期間末日	（平成 30 年 12 月 13 日）	5,506,198,214	5,527,747,357	6,388	6,413
第 88 計算期間末日	（平成 31 年 1 月 15 日）	5,469,906,913	5,491,324,568	6,385	6,410
第 89 計算期間末日	（平成 31 年 2 月 13 日）	5,447,740,922	5,468,758,692	6,480	6,505
第 90 計算期間末日	（平成 31 年 3 月 13 日）	5,409,894,956	5,430,727,940	6,492	6,517
第 91 計算期間末日	（平成 31 年 4 月 15 日）	5,363,648,408	5,384,214,483	6,520	6,545
第 92 計算期間末日	（令和 1 年 5 月 13 日）	5,326,090,047	5,346,555,696	6,506	6,531
第 93 計算期間末日	（令和 1 年 6 月 13 日）	5,282,669,425	5,302,976,209	6,504	6,529
第 94 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	5,314,919,871	5,335,056,922	6,598	6,623
第 95 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	5,200,496,614	5,220,524,064	6,492	6,517
第 96 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	5,107,123,532	5,126,960,645	6,436	6,461
第 97 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	5,072,347,776	5,092,079,194	6,427	6,452
第 98 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	5,061,809,797	5,081,371,071	6,469	6,494
第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	5,012,345,931	5,031,801,944	6,441	6,466
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	5,086,622,822	5,105,971,449	6,572	6,597
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	5,017,805,126	5,036,843,154	6,589	6,614
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	4,434,967,103	4,453,817,300	5,882	5,907
第 103 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	4,027,957,824	4,046,745,589	5,360	5,385
第 104 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	4,165,565,066	4,184,296,480	5,560	5,585
第 105 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	4,459,922,690	4,478,600,417	5,970	5,995
第 106 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	4,520,851,750	4,539,576,288	6,036	6,061
第 107 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	4,563,122,737	4,581,710,764	6,137	6,162
第 108 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	4,623,027,073	4,641,814,580	6,152	6,177
第 109 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	4,618,640,391	4,637,672,278	6,067	6,092
第 110 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	4,626,348,291	4,645,234,896	6,124	6,149
第 111 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	4,624,911,806	4,643,129,422	6,347	6,372
第 112 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	4,609,052,978	4,627,202,869	6,349	6,374
第 113 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	4,663,495,704	4,681,764,886	6,382	6,407
第 114 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	4,571,697,737	4,589,789,825	6,317	6,342
第 115 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	4,537,078,510	4,555,069,683	6,305	6,330
第 116 計算期間末日	（令和 3 年 5 月 13 日）	4,568,255,913	4,586,224,168	6,356	6,381
第 117 計算期間末日	（令和 3 年 6 月 14 日）	4,549,934,328	4,567,760,018	6,381	6,406
第 118 計算期間末日	（令和 3 年 7 月 13 日）	4,662,038,422	4,680,383,377	6,353	6,378
第 119 計算期間末日	（令和 3 年 8 月 13 日）	4,600,332,910	4,618,527,484	6,321	6,346
第 120 計算期間末日	（令和 3 年 9 月 13 日）	4,559,742,714	4,577,755,019	6,329	6,354
第 121 計算期間末日	（令和 3 年 10 月 13 日）	4,376,733,076	4,394,596,341	6,125	6,150

第 122 計算期間末日 （令和 3 年 11 月 15 日）	4,464,103,684	4,482,473,013	6,075	6,100
第 123 計算期間末日 （令和 3 年 12 月 13 日）	4,374,516,104	4,392,648,563	6,031	6,056
第 124 計算期間末日 （令和 4 年 1 月 13 日）	4,283,354,374	4,301,392,869	5,936	5,961
第 125 計算期間末日 （令和 4 年 2 月 14 日）	3,968,623,414	3,985,585,812	5,849	5,874
第 126 計算期間末日 （令和 4 年 3 月 14 日）	3,800,587,081	3,818,452,449	5,318	5,343
第 127 計算期間末日 （令和 4 年 4 月 13 日）	3,848,551,954	3,866,377,572	5,398	5,423
第 128 計算期間末日 （令和 4 年 5 月 13 日）	3,671,769,453	3,689,417,202	5,201	5,226
第 129 計算期間末日 （令和 4 年 6 月 13 日）	3,620,745,222	3,638,318,563	5,151	5,176
第 130 計算期間末日 （令和 4 年 7 月 13 日）	3,267,901,259	3,284,963,040	4,788	4,813
第 131 計算期間末日 （令和 4 年 8 月 15 日）	3,410,747,850	3,427,710,933	5,027	5,052
第 132 計算期間末日 （令和 4 年 9 月 13 日）	3,284,676,637	3,301,306,159	4,938	4,963
第 133 計算期間末日 （令和 4 年 10 月 13 日）	3,098,150,420	3,114,646,984	4,695	4,720
第 134 計算期間末日 （令和 4 年 11 月 14 日）	3,305,674,803	3,323,120,332	4,737	4,762
第 135 計算期間末日 （令和 4 年 12 月 13 日）	3,374,412,495	3,391,373,086	4,974	4,999
令和 3 年 12 月末日	4,344,944,287	—	6,009	—
令和 4 年 1 月末日	4,016,272,683	—	5,886	—
2 月末日	4,051,372,772	—	5,657	—
3 月末日	3,875,731,786	—	5,426	—
4 月末日	3,782,373,530	—	5,325	—
5 月末日	3,669,465,946	—	5,214	—
6 月末日	3,371,796,767	—	4,921	—
7 月末日	3,322,546,571	—	4,888	—
8 月末日	3,329,024,968	—	4,972	—
9 月末日	3,126,948,565	—	4,727	—
10 月末日	3,234,217,203	—	4,635	—
11 月末日	3,397,233,716	—	4,883	—
12 月末日	3,457,865,745	—	4,966	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円

第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円

第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	25 円
第 86 計算期間	25 円
第 87 計算期間	25 円
第 88 計算期間	25 円
第 89 計算期間	25 円
第 90 計算期間	25 円
第 91 計算期間	25 円
第 92 計算期間	25 円
第 93 計算期間	25 円
第 94 計算期間	25 円
第 95 計算期間	25 円
第 96 計算期間	25 円
第 97 計算期間	25 円
第 98 計算期間	25 円
第 99 計算期間	25 円
第 100 計算期間	25 円
第 101 計算期間	25 円
第 102 計算期間	25 円
第 103 計算期間	25 円
第 104 計算期間	25 円
第 105 計算期間	25 円

第 106 計算期間	25 円
第 107 計算期間	25 円
第 108 計算期間	25 円
第 109 計算期間	25 円
第 110 計算期間	25 円
第 111 計算期間	25 円
第 112 計算期間	25 円
第 113 計算期間	25 円
第 114 計算期間	25 円
第 115 計算期間	25 円
第 116 計算期間	25 円
第 117 計算期間	25 円
第 118 計算期間	25 円
第 119 計算期間	25 円
第 120 計算期間	25 円
第 121 計算期間	25 円
第 122 計算期間	25 円
第 123 計算期間	25 円
第 124 計算期間	25 円
第 125 計算期間	25 円
第 126 計算期間	25 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	3.10
第 17 計算期間	△0.99
第 18 計算期間	1.30
第 19 計算期間	0.00
第 20 計算期間	0.19
第 21 計算期間	△4.81
第 22 計算期間	△2.49

第23計算期間	1.29
第24計算期間	△0.68
第25計算期間	1.55
第26計算期間	0.52
第27計算期間	0.37
第28計算期間	0.17
第29計算期間	△0.50
第30計算期間	△1.18
第31計算期間	2.20
第32計算期間	0.44
第33計算期間	2.62
第34計算期間	0.75
第35計算期間	△2.12
第36計算期間	1.12
第37計算期間	△1.29
第38計算期間	△0.25
第39計算期間	△8.02
第40計算期間	△1.28
第41計算期間	△0.74
第42計算期間	2.42
第43計算期間	2.24
第44計算期間	2.09
第45計算期間	0.05
第46計算期間	△0.73
第47計算期間	△2.96
第48計算期間	△3.06
第49計算期間	△0.35
第50計算期間	2.22
第51計算期間	△3.75
第52計算期間	△1.07
第53計算期間	△1.87
第54計算期間	5.87
第55計算期間	2.19
第56計算期間	1.83
第57計算期間	1.30
第58計算期間	2.09
第59計算期間	1.55
第60計算期間	0.48
第61計算期間	0.88
第62計算期間	△0.99
第63計算期間	1.21

第 64 計算期間	1.46
第 65 計算期間	1.87
第 66 計算期間	△0.25
第 67 計算期間	1.26
第 68 計算期間	0.75
第 69 計算期間	△0.43
第 70 計算期間	△0.02
第 71 計算期間	1.06
第 72 計算期間	1.48
第 73 計算期間	0.45
第 74 計算期間	△0.49
第 75 計算期間	0.39
第 76 計算期間	0.82
第 77 計算期間	△1.11
第 78 計算期間	△0.04
第 79 計算期間	△0.38
第 80 計算期間	△1.66
第 81 計算期間	△1.11
第 82 計算期間	△0.61
第 83 計算期間	0.15
第 84 計算期間	△0.76
第 85 計算期間	1.58
第 86 計算期間	△0.35
第 87 計算期間	△1.53
第 88 計算期間	0.34
第 89 計算期間	1.87
第 90 計算期間	0.57
第 91 計算期間	0.81
第 92 計算期間	0.16
第 93 計算期間	0.35
第 94 計算期間	1.82
第 95 計算期間	△1.22
第 96 計算期間	△0.47
第 97 計算期間	0.24
第 98 計算期間	1.04
第 99 計算期間	△0.04
第 100 計算期間	2.42
第 101 計算期間	0.63
第 102 計算期間	△10.35
第 103 計算期間	△8.44
第 104 計算期間	4.19

第 105 計算期間	7.82
第 106 計算期間	1.52
第 107 計算期間	2.08
第 108 計算期間	0.65
第 109 計算期間	△0.97
第 110 計算期間	1.35
第 111 計算期間	4.04
第 112 計算期間	0.42
第 113 計算期間	0.91
第 114 計算期間	△0.62
第 115 計算期間	0.20
第 116 計算期間	1.20
第 117 計算期間	0.78
第 118 計算期間	△0.04
第 119 計算期間	△0.11
第 120 計算期間	0.52
第 121 計算期間	△2.82
第 122 計算期間	△0.40
第 123 計算期間	△0.31
第 124 計算期間	△1.16
第 125 計算期間	△1.04
第 126 計算期間	△8.65
第 127 計算期間	1.97
第 128 計算期間	△3.18
第 129 計算期間	△0.48
第 130 計算期間	△6.56
第 131 計算期間	5.51
第 132 計算期間	△1.27
第 133 計算期間	△4.41
第 134 計算期間	1.42
第 135 計算期間	5.53

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 16 計算期間	16,551,033,860	5,412,795,973	105,000,147,444
第 17 計算期間	17,463,146,410	7,826,334,855	114,636,958,999
第 18 計算期間	11,288,208,633	9,512,390,215	116,412,777,417
第 19 計算期間	9,047,117,075	11,622,893,890	113,837,000,602
第 20 計算期間	4,934,360,556	8,579,011,837	110,192,349,321

第 21 計算期間	5,118,281,254	12,228,400,321	103,082,230,254
第 22 計算期間	2,700,773,130	13,541,169,214	92,241,834,170
第 23 計算期間	727,143,791	8,128,485,090	84,840,492,871
第 24 計算期間	678,066,301	9,413,437,746	76,105,121,426
第 25 計算期間	171,308,439	6,204,410,592	70,072,019,273
第 26 計算期間	272,064,875	4,972,115,539	65,371,968,609
第 27 計算期間	395,031,102	6,352,072,512	59,414,927,199
第 28 計算期間	172,412,101	3,541,197,081	56,046,142,219
第 29 計算期間	295,474,979	4,213,203,860	52,128,413,338
第 30 計算期間	60,811,927	4,111,330,893	48,077,894,372
第 31 計算期間	209,064,415	3,839,153,775	44,447,805,012
第 32 計算期間	135,154,284	2,480,638,413	42,102,320,883
第 33 計算期間	59,997,979	2,888,436,812	39,273,882,050
第 34 計算期間	174,377,269	2,521,931,168	36,926,328,151
第 35 計算期間	52,457,896	1,978,583,200	35,000,202,847
第 36 計算期間	81,251,571	2,325,800,336	32,755,654,082
第 37 計算期間	52,196,273	1,214,183,603	31,593,666,752
第 38 計算期間	159,473,757	1,411,534,574	30,341,605,935
第 39 計算期間	127,609,457	1,838,668,012	28,630,547,380
第 40 計算期間	102,515,788	1,101,379,839	27,631,683,329
第 41 計算期間	91,140,000	1,386,164,406	26,336,658,923
第 42 計算期間	47,462,379	1,225,904,605	25,158,216,697
第 43 計算期間	238,723,542	1,297,962,588	24,098,977,651
第 44 計算期間	185,229,604	1,227,061,849	23,057,145,406
第 45 計算期間	363,994,261	1,347,403,913	22,073,735,754
第 46 計算期間	71,590,505	688,843,274	21,456,482,985
第 47 計算期間	226,359,298	1,012,711,833	20,670,130,450
第 48 計算期間	60,257,295	1,201,535,437	19,528,852,308
第 49 計算期間	50,765,750	528,710,157	19,050,907,901
第 50 計算期間	38,405,775	787,035,216	18,302,278,460
第 51 計算期間	49,192,958	710,777,035	17,640,694,383
第 52 計算期間	46,161,717	577,442,031	17,109,414,069
第 53 計算期間	41,438,528	717,923,030	16,432,929,567
第 54 計算期間	30,948,993	658,053,236	15,805,825,324
第 55 計算期間	26,611,405	275,622,859	15,556,813,870
第 56 計算期間	35,072,208	312,466,595	15,279,419,483
第 57 計算期間	51,467,287	337,151,531	14,993,735,239
第 58 計算期間	56,657,765	548,988,319	14,501,404,685
第 59 計算期間	116,211,310	506,814,658	14,110,801,337
第 60 計算期間	156,706,345	614,971,600	13,652,536,082
第 61 計算期間	50,060,270	293,323,931	13,409,272,421

第 62 計算期間	81,802,629	451,422,969	13,039,652,081
第 63 計算期間	116,742,562	369,435,420	12,786,959,223
第 64 計算期間	68,841,739	263,694,838	12,592,106,124
第 65 計算期間	36,140,698	412,830,490	12,215,416,332
第 66 計算期間	78,772,484	593,175,381	11,701,013,435
第 67 計算期間	81,714,088	202,015,588	11,580,711,935
第 68 計算期間	15,513,792	225,606,352	11,370,619,375
第 69 計算期間	30,144,417	287,766,706	11,112,997,086
第 70 計算期間	172,623,694	183,902,518	11,101,718,262
第 71 計算期間	42,287,921	166,945,448	10,977,060,735
第 72 計算期間	777,767,652	1,130,202,912	10,624,625,475
第 73 計算期間	708,908,291	338,318,467	10,995,215,299
第 74 計算期間	17,008,683	359,735,855	10,652,488,127
第 75 計算期間	20,831,581	205,231,893	10,468,087,815
第 76 計算期間	19,674,559	124,662,242	10,363,100,132
第 77 計算期間	18,613,890	138,345,157	10,243,368,865
第 78 計算期間	14,738,422	167,958,208	10,090,149,079
第 79 計算期間	28,493,244	145,110,582	9,973,531,741
第 80 計算期間	10,663,787	76,000,441	9,908,195,087
第 81 計算期間	11,325,260	180,954,891	9,738,565,456
第 82 計算期間	11,927,638	290,444,527	9,460,048,567
第 83 計算期間	8,794,702	133,449,110	9,335,394,159
第 84 計算期間	8,746,458	301,506,217	9,042,634,400
第 85 計算期間	14,820,804	84,357,664	8,973,097,540
第 86 計算期間	4,683,611	221,458,468	8,756,322,683
第 87 計算期間	4,834,939	141,500,142	8,619,657,480
第 88 計算期間	4,855,142	57,450,530	8,567,062,092
第 89 計算期間	5,472,399	165,426,108	8,407,108,383
第 90 計算期間	4,705,825	78,620,550	8,333,193,658
第 91 計算期間	6,021,739	112,785,156	8,226,430,241
第 92 計算期間	4,432,292	44,602,675	8,186,259,858
第 93 計算期間	7,102,098	70,648,173	8,122,713,783
第 94 計算期間	50,655,804	118,548,815	8,054,820,772
第 95 計算期間	11,354,520	55,195,174	8,010,980,118
第 96 計算期間	23,259,388	99,394,223	7,934,845,283
第 97 計算期間	19,642,526	61,920,392	7,892,567,417
第 98 計算期間	11,960,576	80,018,365	7,824,509,628
第 99 計算期間	4,533,072	46,637,414	7,782,405,286
第 100 計算期間	4,852,524	47,806,823	7,739,450,987
第 101 計算期間	6,093,380	130,333,093	7,615,211,274
第 102 計算期間	3,747,476	78,879,922	7,540,078,828

第 103 計算期間	9,442,995	34,415,814	7,515,106,009
第 104 計算期間	5,400,936	27,941,123	7,492,565,822
第 105 計算期間	6,103,662	27,578,531	7,471,090,953
第 106 計算期間	64,542,938	45,818,635	7,489,815,256
第 107 計算期間	5,485,607	60,089,711	7,435,211,152
第 108 計算期間	162,257,434	82,465,538	7,515,003,048
第 109 計算期間	148,718,656	50,966,599	7,612,755,105
第 110 計算期間	42,055,083	100,167,933	7,554,642,255
第 111 計算期間	66,082,882	333,678,711	7,287,046,426
第 112 計算期間	85,341,791	112,431,418	7,259,956,799
第 113 計算期間	146,125,640	98,409,639	7,307,672,800
第 114 計算期間	11,878,352	82,715,735	7,236,835,417
第 115 計算期間	41,975,986	82,342,128	7,196,469,275
第 116 計算期間	72,429,661	81,596,610	7,187,302,326
第 117 計算期間	4,754,774	61,780,739	7,130,276,361
第 118 計算期間	336,279,573	128,573,721	7,337,982,213
第 119 計算期間	34,939,878	95,092,315	7,277,829,776
第 120 計算期間	5,920,095	78,827,821	7,204,922,050
第 121 計算期間	5,543,215	65,159,044	7,145,306,221
第 122 計算期間	265,135,397	62,709,778	7,347,731,840
第 123 計算期間	8,627,334	103,375,446	7,252,983,728
第 124 計算期間	7,087,707	44,673,413	7,215,398,022
第 125 計算期間	7,193,646	437,632,345	6,784,959,323
第 126 計算期間	387,140,854	25,952,688	7,146,147,489
第 127 計算期間	9,193,992	25,093,962	7,130,247,519
第 128 計算期間	8,032,858	79,180,584	7,059,099,793
第 129 計算期間	8,344,870	38,107,933	7,029,336,730
第 130 計算期間	123,823,301	328,447,552	6,824,712,479
第 131 計算期間	8,561,138	48,040,071	6,785,233,546
第 132 計算期間	8,224,166	141,648,591	6,651,809,121
第 133 計算期間	8,040,524	61,223,664	6,598,625,981
第 134 計算期間	440,093,929	60,508,174	6,978,211,736
第 135 計算期間	9,184,215	203,159,366	6,784,236,585

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	1,157,539,063	99.55

親投資信託受益証券	日本	1,363,276	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	3,901,978	0.33
純資産総額		1,162,804,317	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ（ＵＳＤ）	137,835.0874	8,637	1,190,481,649	8,398	1,157,539,063	99.55
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,339,040	1.0181	1,363,276	1.0181	1,363,276	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.55
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 16 計算期間末日　（平成 25 年 1 月 15 日）	2,631,498,983	2,647,466,304	13,184	13,264

第17計算期間末日	（平成25年 2月13日）	4,692,284,509	4,720,040,142	13,525	13,605
第18計算期間末日	（平成25年 3月13日）	6,235,523,510	6,271,037,423	14,046	14,126
第19計算期間末日	（平成25年 4月15日）	8,433,069,112	8,503,698,473	14,328	14,448
第20計算期間末日	（平成25年 5月13日）	11,006,477,066	11,096,500,685	14,671	14,791
第21計算期間末日	（平成25年 6月13日）	14,008,101,344	14,137,339,634	13,007	13,127
第22計算期間末日	（平成25年 7月16日）	17,044,019,206	17,199,720,424	13,136	13,256
第23計算期間末日	（平成25年 8月13日）	17,101,260,039	17,262,165,652	12,754	12,874
第24計算期間末日	（平成25年 9月13日）	17,036,059,742	17,194,738,056	12,883	13,003
第25計算期間末日	（平成25年10月15日）	16,845,958,498	17,003,445,160	12,836	12,956
第26計算期間末日	（平成25年11月13日）	16,058,074,119	16,206,608,509	12,973	13,093
第27計算期間末日	（平成25年12月13日）	15,038,289,631	15,173,419,124	13,355	13,475
第28計算期間末日	（平成26年 1月14日）	13,346,892,729	13,467,266,399	13,305	13,425
第29計算期間末日	（平成26年 2月13日）	12,075,198,995	12,186,542,854	13,014	13,134
第30計算期間末日	（平成26年 3月13日）	10,630,582,723	10,730,523,647	12,764	12,884
第31計算期間末日	（平成26年 4月14日）	9,805,096,185	9,897,079,241	12,792	12,912
第32計算期間末日	（平成26年 5月13日）	9,187,675,019	9,273,872,125	12,791	12,911
第33計算期間末日	（平成26年 6月13日）	8,823,989,723	8,905,626,995	12,971	13,091
第34計算期間末日	（平成26年 7月14日）	8,240,786,094	8,317,519,798	12,887	13,007
第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	7,708,253,304	7,781,648,621	12,603	12,723
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	7,372,233,096	7,438,988,346	13,252	13,372
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	6,808,574,883	6,871,513,091	12,981	13,101
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	6,677,309,833	6,735,527,554	13,763	13,883
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	5,074,115,506	5,121,255,524	12,917	13,037
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	4,879,065,097	4,925,347,091	12,650	12,770
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	4,678,606,990	4,723,614,576	12,474	12,594
第42計算期間末日	（平成27年 3月13日）	4,655,669,780	4,698,978,566	12,900	13,020
第43計算期間末日	（平成27年 4月13日）	4,574,055,210	4,616,412,719	12,958	13,078
第44計算期間末日	（平成27年 5月13日）	4,365,969,922	4,406,018,898	13,082	13,202
第45計算期間末日	（平成27年 6月15日）	4,096,188,326	4,133,065,484	13,329	13,449
第46計算期間末日	（平成27年 7月13日）	3,858,178,040	3,893,652,806	13,051	13,171
第47計算期間末日	（平成27年 8月13日）	3,740,884,930	3,776,312,060	12,671	12,791
第48計算期間末日	（平成27年 9月14日）	3,283,275,699	3,316,579,805	11,830	11,950
第49計算期間末日	（平成27年10月13日）	3,070,287,530	3,102,032,652	11,606	11,726
第50計算期間末日	（平成27年11月13日）	3,091,248,599	3,122,059,489	12,040	12,160
第51計算期間末日	（平成27年12月14日）	2,757,904,082	2,787,219,927	11,289	11,409
第52計算期間末日	（平成28年 1月13日）	2,569,744,568	2,598,356,820	10,778	10,898
第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	2,318,774,179	2,346,598,074	10,001	10,121
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	2,326,266,765	2,352,734,262	10,547	10,667
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	2,175,138,201	2,200,723,362	10,202	10,322
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	2,167,472,102	2,192,721,260	10,301	10,421
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	2,117,809,243	2,142,849,579	10,149	10,269

第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	2,146,095,401	2,171,791,498	10,022	10,142
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	2,074,460,669	2,100,061,465	9,724	9,844
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	2,061,235,246	2,086,582,720	9,758	9,878
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	2,106,816,463	2,132,250,496	9,940	10,060
第62計算期間末日	（平成28年11月14日）	2,132,787,497	2,158,454,061	9,972	10,092
第63計算期間末日	（平成28年12月13日）	2,229,040,820	2,253,739,049	10,830	10,950
第64計算期間末日	（平成29年 1月13日）	2,134,909,609	2,158,705,377	10,766	10,886
第65計算期間末日	（平成29年 2月13日）	2,039,028,002	2,061,647,901	10,817	10,937
第66計算期間末日	（平成29年 3月13日）	2,096,237,986	2,119,505,175	10,811	10,931
第67計算期間末日	（平成29年 4月13日）	2,038,005,458	2,061,683,416	10,329	10,449
第68計算期間末日	（平成29年 5月15日）	2,067,923,815	2,091,233,910	10,646	10,766
第69計算期間末日	（平成29年 6月13日）	2,010,022,344	2,033,727,134	10,175	10,295
第70計算期間末日	（平成29年 7月13日）	2,046,969,377	2,070,665,203	10,366	10,486
第71計算期間末日	（平成29年 8月14日）	1,992,106,057	2,009,958,015	10,043	10,133
第72計算期間末日	（平成29年 9月13日）	1,990,761,361	2,008,350,650	10,186	10,276
第73計算期間末日	（平成29年10月13日）	2,025,546,754	2,043,116,830	10,376	10,466
第74計算期間末日	（平成29年11月13日）	1,914,045,873	1,930,711,860	10,336	10,426
第75計算期間末日	（平成29年12月13日）	2,026,980,369	2,044,635,768	10,333	10,423
第76計算期間末日	（平成30年 1月15日）	1,908,225,354	1,925,166,281	10,138	10,228
第77計算期間末日	（平成30年 2月13日）	1,823,209,734	1,840,123,192	9,702	9,792
第78計算期間末日	（平成30年 3月13日）	1,779,885,114	1,796,852,143	9,441	9,531
第79計算期間末日	（平成30年 4月13日）	1,745,913,927	1,762,624,291	9,403	9,493
第80計算期間末日	（平成30年 5月14日）	1,725,010,393	1,741,606,024	9,355	9,445
第81計算期間末日	（平成30年 6月13日）	1,664,646,223	1,680,836,816	9,253	9,343
第82計算期間末日	（平成30年 7月13日）	1,670,807,039	1,686,967,806	9,305	9,395
第83計算期間末日	（平成30年 8月13日）	1,627,482,423	1,643,567,831	9,106	9,196
第84計算期間末日	（平成30年 9月13日）	1,636,486,650	1,652,831,541	9,011	9,101
第85計算期間末日	（平成30年10月15日）	1,579,104,504	1,591,158,038	9,171	9,241
第86計算期間末日	（平成30年11月13日）	1,576,356,735	1,588,322,101	9,222	9,292
第87計算期間末日	（平成30年12月13日）	1,521,070,735	1,532,920,187	8,986	9,056
第88計算期間末日	（平成31年 1月15日）	1,457,038,199	1,468,915,602	8,587	8,657
第89計算期間末日	（平成31年 2月13日）	1,510,591,276	1,522,501,523	8,878	8,948
第90計算期間末日	（平成31年 3月13日）	1,488,875,336	1,500,527,342	8,944	9,014
第91計算期間末日	（平成31年 4月15日）	1,485,326,102	1,496,855,191	9,018	9,088
第92計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	1,435,957,090	1,447,386,686	8,794	8,864
第93計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	1,415,430,730	1,426,839,732	8,684	8,754
第94計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	1,560,032,439	1,572,501,461	8,758	8,828
第95計算期間末日	（令和 1年 8月13日）	1,643,183,345	1,656,904,138	8,383	8,453
第96計算期間末日	（令和 1年 9月13日）	2,004,538,656	2,021,045,859	8,500	8,570
第97計算期間末日	（令和 1年10月15日）	2,233,739,621	2,252,116,966	8,508	8,578
第98計算期間末日	（令和 1年11月13日）	2,298,613,172	2,317,317,224	8,603	8,673

第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	2,476,495,307	2,496,758,152	8,555	8,625
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	2,539,401,435	2,559,684,666	8,764	8,834
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	2,619,372,982	2,640,273,898	8,773	8,843
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	2,066,793,601	2,086,077,076	7,503	7,573
第 103 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	1,941,563,680	1,960,915,097	7,023	7,093
第 104 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	1,987,181,535	2,006,579,267	7,171	7,241
第 105 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	2,127,788,455	2,147,201,409	7,672	7,742
第 106 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	2,150,119,073	2,169,714,800	7,681	7,751
第 107 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	2,151,105,650	2,170,446,791	7,785	7,855
第 108 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	2,077,329,144	2,096,171,570	7,717	7,787
第 109 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	2,031,538,304	2,045,026,451	7,531	7,581
第 110 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	1,975,968,791	1,989,012,196	7,575	7,625
第 111 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	1,982,961,480	1,995,759,316	7,747	7,797
第 112 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	1,965,206,519	1,977,876,329	7,755	7,805
第 113 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	1,942,122,714	1,954,513,422	7,837	7,887
第 114 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	1,958,161,883	1,970,346,693	8,035	8,085
第 115 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	1,931,479,199	1,943,497,790	8,035	8,085
第 116 計算期間末日	（令和 3 年 5 月 13 日）	1,942,777,967	1,954,797,696	8,082	8,132
第 117 計算期間末日	（令和 3 年 6 月 14 日）	1,942,718,806	1,954,672,299	8,126	8,176
第 118 計算期間末日	（令和 3 年 7 月 13 日）	1,924,869,252	1,936,734,988	8,111	8,161
第 119 計算期間末日	（令和 3 年 8 月 13 日）	1,888,013,310	1,899,726,811	8,059	8,109
第 120 計算期間末日	（令和 3 年 9 月 13 日）	1,840,341,803	1,851,821,994	8,015	8,065
第 121 計算期間末日	（令和 3 年 10 月 13 日）	1,816,907,121	1,828,247,203	8,011	8,061
第 122 計算期間末日	（令和 3 年 11 月 15 日）	1,776,326,570	1,787,490,593	7,956	8,006
第 123 計算期間末日	（令和 3 年 12 月 13 日）	1,544,942,869	1,554,787,416	7,847	7,897
第 124 計算期間末日	（令和 4 年 1 月 13 日）	1,513,479,298	1,523,175,200	7,805	7,855
第 125 計算期間末日	（令和 4 年 2 月 14 日）	1,433,946,705	1,443,204,197	7,745	7,795
第 126 計算期間末日	（令和 4 年 3 月 14 日）	1,278,753,672	1,287,759,844	7,099	7,149
第 127 計算期間末日	（令和 4 年 4 月 13 日）	1,388,263,397	1,397,271,474	7,706	7,756
第 128 計算期間末日	（令和 4 年 5 月 13 日）	1,354,584,479	1,363,504,604	7,593	7,643
第 129 計算期間末日	（令和 4 年 6 月 13 日）	1,410,862,102	1,419,823,712	7,872	7,922
第 130 計算期間末日	（令和 4 年 7 月 13 日）	1,310,674,537	1,319,467,044	7,453	7,503
第 131 計算期間末日	（令和 4 年 8 月 15 日）	1,338,997,843	1,347,731,966	7,665	7,715
第 132 計算期間末日	（令和 4 年 9 月 13 日）	1,324,761,483	1,333,021,112	8,019	8,069
第 133 計算期間末日	（令和 4 年 10 月 13 日）	1,287,684,091	1,295,857,048	7,878	7,928
第 134 計算期間末日	（令和 4 年 11 月 14 日）	1,214,850,262	1,222,893,496	7,552	7,602
第 135 計算期間末日	（令和 4 年 12 月 13 日）	1,256,526,080	1,264,531,070	7,848	7,898
	令和 3 年 12 月末日	1,538,340,369	—	7,923	—
	令和 4 年 1 月末日	1,509,037,452	—	7,763	—
	2 月末日	1,377,156,709	—	7,474	—

3 月末日	1,363,243,208	—	7,565	—
4 月末日	1,391,069,898	—	7,796	—
5 月末日	1,354,449,893	—	7,554	—
6 月末日	1,355,929,186	—	7,677	—
7 月末日	1,310,337,767	—	7,500	—
8 月末日	1,345,891,698	—	7,880	—
9 月末日	1,276,479,241	—	7,812	—
10 月末日	1,263,746,958	—	7,824	—
11 月末日	1,250,905,644	—	7,760	—
12 月末日	1,162,804,317	—	7,625	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	120 円
第 20 計算期間	120 円
第 21 計算期間	120 円
第 22 計算期間	120 円
第 23 計算期間	120 円
第 24 計算期間	120 円
第 25 計算期間	120 円
第 26 計算期間	120 円
第 27 計算期間	120 円
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円

第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	90 円
第 72 計算期間	90 円
第 73 計算期間	90 円
第 74 計算期間	90 円
第 75 計算期間	90 円
第 76 計算期間	90 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円

第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	70 円
第 106 計算期間	70 円
第 107 計算期間	70 円
第 108 計算期間	70 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	50 円
第 116 計算期間	50 円
第 117 計算期間	50 円
第 118 計算期間	50 円
第 119 計算期間	50 円
第 120 計算期間	50 円
第 121 計算期間	50 円
第 122 計算期間	50 円
第 123 計算期間	50 円

第 124 計算期間	50 円
第 125 計算期間	50 円
第 126 計算期間	50 円
第 127 計算期間	50 円
第 128 計算期間	50 円
第 129 計算期間	50 円
第 130 計算期間	50 円
第 131 計算期間	50 円
第 132 計算期間	50 円
第 133 計算期間	50 円
第 134 計算期間	50 円
第 135 計算期間	50 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	10.75
第 17 計算期間	3.19
第 18 計算期間	4.44
第 19 計算期間	2.86
第 20 計算期間	3.23
第 21 計算期間	△10.52
第 22 計算期間	1.91
第 23 計算期間	△1.99
第 24 計算期間	1.95
第 25 計算期間	0.56
第 26 計算期間	2.00
第 27 計算期間	3.86
第 28 計算期間	0.52
第 29 計算期間	△1.28
第 30 計算期間	△0.99
第 31 計算期間	1.15
第 32 計算期間	0.93
第 33 計算期間	2.34
第 34 計算期間	0.27
第 35 計算期間	△1.27
第 36 計算期間	6.10
第 37 計算期間	△1.13
第 38 計算期間	6.94
第 39 計算期間	△5.27
第 40 計算期間	△1.13

第 41 計算期間	△0.44
第 42 計算期間	4.37
第 43 計算期間	1.37
第 44 計算期間	1.88
第 45 計算期間	2.80
第 46 計算期間	△1.18
第 47 計算期間	△1.99
第 48 計算期間	△5.69
第 49 計算期間	△0.87
第 50 計算期間	4.77
第 51 計算期間	△5.24
第 52 計算期間	△3.46
第 53 計算期間	△6.09
第 54 計算期間	6.65
第 55 計算期間	△2.13
第 56 計算期間	2.14
第 57 計算期間	△0.31
第 58 計算期間	△0.06
第 59 計算期間	△1.77
第 60 計算期間	1.58
第 61 計算期間	3.09
第 62 計算期間	1.52
第 63 計算期間	9.80
第 64 計算期間	0.51
第 65 計算期間	1.58
第 66 計算期間	1.05
第 67 計算期間	△3.34
第 68 計算期間	4.23
第 69 計算期間	△3.29
第 70 計算期間	3.05
第 71 計算期間	△2.24
第 72 計算期間	2.32
第 73 計算期間	2.74
第 74 計算期間	0.48
第 75 計算期間	0.84
第 76 計算期間	△1.01
第 77 計算期間	△3.41
第 78 計算期間	△1.76
第 79 計算期間	0.55
第 80 計算期間	0.44
第 81 計算期間	△0.12

第 82 計算期間	1.53
第 83 計算期間	△1.17
第 84 計算期間	△0.05
第 85 計算期間	2.55
第 86 計算期間	1.31
第 87 計算期間	△1.80
第 88 計算期間	△3.66
第 89 計算期間	4.20
第 90 計算期間	1.53
第 91 計算期間	1.61
第 92 計算期間	△1.70
第 93 計算期間	△0.45
第 94 計算期間	1.65
第 95 計算期間	△3.48
第 96 計算期間	2.23
第 97 計算期間	0.91
第 98 計算期間	1.93
第 99 計算期間	0.25
第 100 計算期間	3.26
第 101 計算期間	0.90
第 102 計算期間	△13.67
第 103 計算期間	△5.46
第 104 計算期間	3.10
第 105 計算期間	7.96
第 106 計算期間	1.02
第 107 計算期間	2.26
第 108 計算期間	0.02
第 109 計算期間	△1.76
第 110 計算期間	1.24
第 111 計算期間	2.93
第 112 計算期間	0.74
第 113 計算期間	1.70
第 114 計算期間	3.16
第 115 計算期間	0.62
第 116 計算期間	1.20
第 117 計算期間	1.16
第 118 計算期間	0.43
第 119 計算期間	△0.02
第 120 計算期間	0.07
第 121 計算期間	0.57
第 122 計算期間	△0.06

第 123 計算期間	△0.74
第 124 計算期間	0.10
第 125 計算期間	△0.12
第 126 計算期間	△7.69
第 127 計算期間	9.25
第 128 計算期間	△0.81
第 129 計算期間	4.33
第 130 計算期間	△4.68
第 131 計算期間	3.51
第 132 計算期間	5.27
第 133 計算期間	△1.13
第 134 計算期間	△3.50
第 135 計算期間	4.58

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 16 計算期間	783,462,481	190,737,510	1,995,915,175
第 17 計算期間	1,775,484,647	301,945,586	3,469,454,236
第 18 計算期間	1,591,378,220	621,593,256	4,439,239,200
第 19 計算期間	1,785,055,700	338,514,765	5,885,780,135
第 20 計算期間	1,904,522,977	288,334,808	7,501,968,304
第 21 計算期間	3,796,030,769	528,141,555	10,769,857,518
第 22 計算期間	3,125,253,310	920,009,296	12,975,101,532
第 23 計算期間	847,418,327	413,718,750	13,408,801,109
第 24 計算期間	552,841,826	738,450,068	13,223,192,867
第 25 計算期間	630,032,104	729,336,426	13,123,888,545
第 26 計算期間	344,738,287	1,090,760,931	12,377,865,901
第 27 計算期間	378,002,826	1,495,077,571	11,260,791,156
第 28 計算期間	250,587,548	1,480,239,463	10,031,139,241
第 29 計算期間	243,205,412	995,689,729	9,278,654,924
第 30 計算期間	181,471,042	1,131,715,629	8,328,410,337
第 31 計算期間	98,255,976	761,411,616	7,665,254,697
第 32 計算期間	97,081,120	579,243,592	7,183,092,225
第 33 計算期間	113,432,369	493,418,563	6,803,106,031
第 34 計算期間	122,732,593	531,363,223	6,394,475,401
第 35 計算期間	51,912,017	330,110,986	6,116,276,432
第 36 計算期間	84,882,501	638,221,408	5,562,937,525
第 37 計算期間	47,797,819	365,884,656	5,244,850,688
第 38 計算期間	66,151,065	459,524,964	4,851,476,789

第 39 計算期間	90,632,517	1,013,774,408	3,928,334,898
第 40 計算期間	61,821,157	133,323,186	3,856,832,869
第 41 計算期間	61,353,069	167,553,735	3,750,632,203
第 42 計算期間	56,275,123	197,841,817	3,609,065,509
第 43 計算期間	87,083,035	166,356,118	3,529,792,426
第 44 計算期間	17,541,547	209,919,243	3,337,414,730
第 45 計算期間	58,742,691	323,060,921	3,073,096,500
第 46 計算期間	40,047,155	156,913,126	2,956,230,529
第 47 計算期間	50,353,420	54,323,112	2,952,260,837
第 48 計算期間	30,828,340	207,746,932	2,775,342,245
第 49 計算期間	17,485,559	147,400,942	2,645,426,862
第 50 計算期間	6,209,443	84,062,086	2,567,574,219
第 51 計算期間	10,452,410	135,039,537	2,442,987,092
第 52 計算期間	26,249,703	84,882,399	2,384,354,396
第 53 計算期間	8,613,082	74,309,559	2,318,657,919
第 54 計算期間	5,249,193	118,282,301	2,205,624,811
第 55 計算期間	5,989,153	79,517,185	2,132,096,779
第 56 計算期間	5,308,428	33,308,695	2,104,096,512
第 57 計算期間	5,221,223	22,623,036	2,086,694,699
第 58 計算期間	103,685,876	49,039,093	2,141,341,482
第 59 計算期間	21,866,509	29,808,301	2,133,399,690
第 60 計算期間	73,163,309	94,273,477	2,112,289,522
第 61 計算期間	63,550,320	56,337,025	2,119,502,817
第 62 計算期間	70,063,959	50,686,437	2,138,880,339
第 63 計算期間	83,705,807	164,400,382	2,058,185,764
第 64 計算期間	69,207,414	144,412,470	1,982,980,708
第 65 計算期間	43,565,498	141,554,605	1,884,991,601
第 66 計算期間	116,446,927	62,506,065	1,938,932,463
第 67 計算期間	58,488,584	24,257,877	1,973,163,170
第 68 計算期間	5,053,816	35,709,039	1,942,507,947
第 69 計算期間	53,045,548	20,154,308	1,975,399,187
第 70 計算期間	10,267,853	11,014,845	1,974,652,195
第 71 計算期間	151,514,977	142,616,221	1,983,550,951
第 72 計算期間	38,500,418	67,685,886	1,954,365,483
第 73 計算期間	69,850,380	71,985,190	1,952,230,673
第 74 計算期間	29,393,593	129,847,856	1,851,776,410
第 75 計算期間	138,110,390	28,175,706	1,961,711,094
第 76 計算期間	48,575,241	127,961,090	1,882,325,245
第 77 計算期間	16,846,345	19,898,460	1,879,273,130
第 78 計算期間	29,120,019	23,167,623	1,885,225,526
第 79 計算期間	18,639,321	47,157,688	1,856,707,159

第 80 計算期間	14,765,159	27,513,241	1,843,959,077
第 81 計算期間	17,713,238	62,717,491	1,798,954,824
第 82 計算期間	30,871,742	34,185,779	1,795,640,787
第 83 計算期間	21,344,939	29,718,154	1,787,267,572
第 84 計算期間	42,269,807	13,438,347	1,816,099,032
第 85 計算期間	7,696,244	101,861,843	1,721,933,433
第 86 計算期間	46,495,194	59,090,566	1,709,338,061
第 87 計算期間	5,624,296	22,183,418	1,692,778,939
第 88 計算期間	15,907,682	11,914,672	1,696,771,949
第 89 計算期間	8,218,864	3,526,894	1,701,463,919
第 90 計算期間	19,674,229	56,565,774	1,664,572,374
第 91 計算期間	7,534,186	25,093,744	1,647,012,816
第 92 計算期間	2,595,671	16,808,969	1,632,799,518
第 93 計算期間	20,281,031	23,223,027	1,629,857,522
第 94 計算期間	177,143,974	25,712,601	1,781,288,895
第 95 計算期間	193,426,193	14,601,751	1,960,113,337
第 96 計算期間	424,806,901	26,748,291	2,358,171,947
第 97 計算期間	277,328,734	10,165,539	2,625,335,142
第 98 計算期間	69,827,757	23,155,444	2,672,007,455
第 99 計算期間	228,444,708	5,759,939	2,894,692,224
第 100 計算期間	49,647,090	46,734,792	2,897,604,522
第 101 計算期間	143,566,242	55,325,490	2,985,845,274
第 102 計算期間	65,793,990	296,857,011	2,754,782,253
第 103 計算期間	15,311,808	5,605,832	2,764,488,229
第 104 計算期間	12,868,981	6,252,561	2,771,104,649
第 105 計算期間	29,244,656	27,070,129	2,773,279,176
第 106 計算期間	29,522,447	3,411,919	2,799,389,704
第 107 計算期間	10,454,330	46,823,807	2,763,020,227
第 108 計算期間	10,086,954	81,332,027	2,691,775,154
第 109 計算期間	31,145,025	25,290,742	2,697,629,437
第 110 計算期間	9,222,558	98,170,979	2,608,681,016
第 111 計算期間	9,351,130	58,464,946	2,559,567,200
第 112 計算期間	7,863,466	33,468,557	2,533,962,109
第 113 計算期間	44,157,152	99,977,494	2,478,141,767
第 114 計算期間	21,539,246	62,718,906	2,436,962,107
第 115 計算期間	17,875,190	51,118,956	2,403,718,341
第 116 計算期間	30,248,266	30,020,728	2,403,945,879
第 117 計算期間	29,667,021	42,914,270	2,390,698,630
第 118 計算期間	17,454,609	35,005,883	2,373,147,356
第 119 計算期間	5,678,869	36,125,947	2,342,700,278
第 120 計算期間	17,902,998	64,565,029	2,296,038,247

第121計算期間	5,470,624	33,492,309	2,268,016,562
第122計算期間	9,121,531	44,333,363	2,232,804,730
第123計算期間	5,332,816	269,227,995	1,968,909,551
第124計算期間	6,358,253	36,087,321	1,939,180,483
第125計算期間	8,233,323	95,915,406	1,851,498,400
第126計算期間	6,849,921	57,113,867	1,801,234,454
第127計算期間	5,859,484	5,478,416	1,801,615,522
第128計算期間	4,578,131	22,168,498	1,784,025,155
第129計算期間	9,320,389	1,023,392	1,792,322,152
第130計算期間	4,104,541	37,925,225	1,758,501,468
第131計算期間	6,408,309	18,085,048	1,746,824,729
第132計算期間	5,363,623	100,262,438	1,651,925,914
第133計算期間	4,058,448	21,392,778	1,634,591,584
第134計算期間	3,524,210	29,468,845	1,608,646,949
第135計算期間	4,566,435	12,215,210	1,600,998,174

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	818,631,839	99.60
親投資信託受益証券	日本	1,165,888	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	2,139,913	0.26
純資産総額		821,937,640	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＡＵＤ）	148,815.0953	5,643	839,763,582	5,501	818,631,839	99.60
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,145,161	1.0181	1,165,888	1.0181	1,165,888	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.60
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 16 計算期間末日　（平成 25 年 1 月 15 日）	17,881,664,214	18,027,275,900	13,508	13,618
第 17 計算期間末日　（平成 25 年 2 月 13 日）	15,045,326,200	15,167,499,067	13,546	13,656
第 18 計算期間末日　（平成 25 年 3 月 13 日）	13,286,674,811	13,390,539,758	14,071	14,181
第 19 計算期間末日　（平成 25 年 4 月 15 日）	12,256,698,612	12,357,105,971	14,648	14,768
第 20 計算期間末日　（平成 25 年 5 月 13 日）	10,798,386,042	10,888,871,055	14,321	14,441
第 21 計算期間末日　（平成 25 年 6 月 13 日）	7,005,924,633	7,075,311,301	12,116	12,236
第 22 計算期間末日　（平成 25 年 7 月 16 日）	6,173,511,005	6,236,708,059	11,722	11,842
第 23 計算期間末日　（平成 25 年 8 月 13 日）	5,903,233,415	5,964,917,867	11,484	11,604
第 24 計算期間末日　（平成 25 年 9 月 13 日）	5,834,344,728	5,893,991,797	11,738	11,858
第 25 計算期間末日　（平成 25 年 10 月 15 日）	5,910,483,169	5,969,860,899	11,945	12,065
第 26 計算期間末日　（平成 25 年 11 月 13 日）	6,015,316,837	6,076,143,163	11,867	11,987
第 27 計算期間末日　（平成 25 年 12 月 13 日）	5,849,397,025	5,909,300,318	11,718	11,838
第 28 計算期間末日　（平成 26 年 1 月 14 日）	5,930,022,005	5,990,125,018	11,840	11,960
第 29 計算期間末日　（平成 26 年 2 月 13 日）	5,618,118,772	5,676,407,199	11,566	11,686
第 30 計算期間末日　（平成 26 年 3 月 13 日）	5,423,829,773	5,481,502,512	11,285	11,405
第 31 計算期間末日　（平成 26 年 4 月 14 日）	5,205,418,503	5,258,184,071	11,838	11,958
第 32 計算期間末日　（平成 26 年 5 月 13 日）	4,946,843,303	4,997,183,651	11,792	11,912
第 33 計算期間末日　（平成 26 年 6 月 13 日）	4,320,383,731	4,363,461,224	12,035	12,155
第 34 計算期間末日　（平成 26 年 7 月 14 日）	4,038,775,336	4,079,474,133	11,908	12,028

第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	3,655,683,868	3,693,690,303	11,542	11,662
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	3,707,799,068	3,745,421,589	11,826	11,946
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	3,445,587,116	3,482,372,062	11,240	11,360
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	3,480,019,822	3,515,097,139	11,905	12,025
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	2,948,947,298	2,982,399,738	10,578	10,698
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	2,955,130,167	2,989,764,704	10,239	10,359
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	2,851,123,777	2,886,969,019	9,545	9,665
第42計算期間末日	（平成27年 3月13日）	2,877,023,601	2,912,125,341	9,835	9,955
第43計算期間末日	（平成27年 4月13日）	2,961,411,252	2,997,595,289	9,821	9,941
第44計算期間末日	（平成27年 5月13日）	3,033,434,454	3,068,930,382	10,255	10,375
第45計算期間末日	（平成27年 6月15日）	2,837,690,733	2,871,292,670	10,134	10,254
第46計算期間末日	（平成27年 7月13日）	2,641,175,632	2,674,546,722	9,497	9,617
第47計算期間末日	（平成27年 8月13日）	2,513,786,517	2,546,746,125	9,152	9,272
第48計算期間末日	（平成27年 9月14日）	2,143,556,755	2,175,039,100	8,171	8,291
第49計算期間末日	（平成27年10月13日）	2,130,622,253	2,161,361,563	8,318	8,438
第50計算期間末日	（平成27年11月13日）	2,092,633,303	2,122,899,025	8,297	8,417
第51計算期間末日	（平成27年12月14日）	1,936,993,358	1,966,452,534	7,890	8,010
第52計算期間末日	（平成28年 1月13日）	1,743,856,667	1,772,608,676	7,278	7,398
第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	1,525,286,819	1,552,086,418	6,830	6,950
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	1,682,807,446	1,709,288,904	7,626	7,746
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	1,601,108,984	1,627,042,299	7,409	7,529
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	1,529,740,580	1,555,388,813	7,157	7,277
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	1,534,260,736	1,560,301,230	7,070	7,190
第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	1,665,507,737	1,693,512,558	7,137	7,257
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	1,873,716,333	1,895,166,136	6,988	7,068
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	1,877,078,608	1,898,962,879	6,862	6,942
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	2,080,576,853	2,104,208,441	7,043	7,123
第62計算期間末日	（平成28年11月14日）	2,171,209,204	2,195,855,233	7,048	7,128
第63計算期間末日	（平成28年12月13日）	2,323,376,778	2,347,786,901	7,614	7,694
第64計算期間末日	（平成29年 1月13日）	2,255,234,383	2,279,073,758	7,568	7,648
第65計算期間末日	（平成29年 2月13日）	2,143,443,015	2,165,490,357	7,778	7,858
第66計算期間末日	（平成29年 3月13日）	2,110,728,836	2,132,801,915	7,650	7,730
第67計算期間末日	（平成29年 4月13日）	1,781,766,028	1,801,386,565	7,265	7,345
第68計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,792,218,556	1,811,597,346	7,399	7,479
第69計算期間末日	（平成29年 6月13日）	1,742,040,668	1,761,331,501	7,224	7,304
第70計算期間末日	（平成29年 7月13日）	1,740,331,795	1,758,907,778	7,495	7,575
第71計算期間末日	（平成29年 8月14日）	1,689,722,670	1,707,921,019	7,428	7,508
第72計算期間末日	（平成29年 9月13日）	1,785,045,624	1,803,665,824	7,669	7,749
第73計算期間末日	（平成29年10月13日）	1,792,829,938	1,811,713,076	7,595	7,675
第74計算期間末日	（平成29年11月13日）	1,788,901,470	1,808,210,167	7,412	7,492
第75計算期間末日	（平成29年12月13日）	1,822,508,748	1,842,551,333	7,275	7,355

第 76 計算期間末日	（平成 30 年 1 月 15 日）	1,844,669,167	1,864,509,491	7,438	7,518
第 77 計算期間末日	（平成 30 年 2 月 13 日）	1,717,639,983	1,737,140,288	7,047	7,127
第 78 計算期間末日	（平成 30 年 3 月 13 日）	1,636,500,207	1,655,542,044	6,875	6,955
第 79 計算期間末日	（平成 30 年 4 月 13 日）	1,574,820,681	1,593,509,870	6,741	6,821
第 80 計算期間末日	（平成 30 年 5 月 14 日）	1,470,216,554	1,488,286,994	6,509	6,589
第 81 計算期間末日	（平成 30 年 6 月 13 日）	1,415,103,934	1,432,570,188	6,482	6,562
第 82 計算期間末日	（平成 30 年 7 月 13 日）	1,364,064,924	1,381,333,584	6,319	6,399
第 83 計算期間末日	（平成 30 年 8 月 13 日）	1,329,685,702	1,347,141,796	6,094	6,174
第 84 計算期間末日	（平成 30 年 9 月 13 日）	1,318,622,614	1,336,623,405	5,860	5,940
第 85 計算期間末日	（平成 30 年 10 月 15 日）	1,300,855,056	1,311,812,670	5,936	5,986
第 86 計算期間末日	（平成 30 年 11 月 13 日）	1,276,395,989	1,286,969,542	6,036	6,086
第 87 計算期間末日	（平成 30 年 12 月 13 日）	1,235,633,056	1,246,105,673	5,899	5,949
第 88 計算期間末日	（平成 31 年 1 月 15 日）	1,176,322,933	1,186,805,729	5,611	5,661
第 89 計算期間末日	（平成 31 年 2 月 13 日）	1,199,233,988	1,209,769,078	5,692	5,742
第 90 計算期間末日	（平成 31 年 3 月 13 日）	1,199,434,326	1,209,922,573	5,718	5,768
第 91 計算期間末日	（平成 31 年 4 月 15 日）	1,224,273,052	1,234,763,750	5,835	5,885
第 92 計算期間末日	（令和 1 年 5 月 13 日）	1,194,094,312	1,204,881,024	5,535	5,585
第 93 計算期間末日	（令和 1 年 6 月 13 日）	1,188,032,832	1,198,994,384	5,419	5,469
第 94 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	1,217,674,252	1,228,726,157	5,509	5,559
第 95 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	1,129,586,292	1,140,744,645	5,062	5,112
第 96 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	1,155,277,104	1,166,378,239	5,203	5,253
第 97 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	1,122,667,528	1,129,228,165	5,134	5,164
第 98 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	1,115,202,605	1,121,574,880	5,250	5,280
第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	1,101,597,541	1,107,864,646	5,273	5,303
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	1,128,500,915	1,134,770,076	5,400	5,430
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	1,065,516,316	1,071,559,067	5,290	5,320
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	982,745,015	989,729,520	4,221	4,251
第 103 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	925,029,656	932,001,189	3,981	4,011
第 104 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	974,674,451	981,646,261	4,194	4,224
第 105 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	1,083,367,761	1,090,297,096	4,690	4,720
第 106 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	1,086,881,132	1,093,695,573	4,785	4,815
第 107 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	1,138,887,646	1,145,714,545	5,005	5,035
第 108 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	1,126,558,604	1,133,257,618	5,045	5,075
第 109 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	1,076,209,779	1,079,506,705	4,896	4,911
第 110 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	1,051,641,365	1,054,813,730	4,973	4,988
第 111 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	1,134,576,998	1,137,800,517	5,280	5,295
第 112 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	1,144,722,006	1,147,882,995	5,432	5,447
第 113 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	1,246,348,651	1,249,735,126	5,521	5,536
第 114 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	1,320,265,454	1,323,751,807	5,680	5,695
第 115 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	1,262,323,286	1,265,700,934	5,606	5,621
第 116 計算期間末日	（令和 3 年 5 月 13 日）	1,093,380,418	1,096,235,610	5,744	5,759

第117計算期間末日　（令和 3年 6月14日）	1,106,295,530	1,109,177,963	5,757	5,772
第118計算期間末日　（令和 3年 7月13日）	1,057,019,538	1,059,845,760	5,610	5,625
第119計算期間末日　（令和 3年 8月13日）	1,026,094,706	1,028,902,497	5,482	5,497
第120計算期間末日　（令和 3年 9月13日）	1,013,663,831	1,016,431,506	5,494	5,509
第121計算期間末日　（令和 3年10月13日）	1,005,431,008	1,008,171,467	5,503	5,518
第122計算期間末日　（令和 3年11月15日）	988,556,400	991,273,563	5,457	5,472
第123計算期間末日　（令和 3年12月13日）	943,525,905	946,202,542	5,288	5,303
第124計算期間末日　（令和 4年 1月13日）	951,536,212	954,203,264	5,352	5,367
第125計算期間末日　（令和 4年 2月14日）	926,592,383	929,233,347	5,263	5,278
第126計算期間末日　（令和 4年 3月14日）	876,394,126	879,037,398	4,973	4,988
第127計算期間末日　（令和 4年 4月13日）	971,734,690	974,372,004	5,527	5,542
第128計算期間末日　（令和 4年 5月13日）	874,733,470	877,343,522	5,027	5,042
第129計算期間末日　（令和 4年 6月13日）	924,686,039	927,272,225	5,363	5,378
第130計算期間末日　（令和 4年 7月13日）	835,242,543	837,793,749	4,911	4,926
第131計算期間末日　（令和 4年 8月15日）	899,400,850	901,950,208	5,292	5,307
第132計算期間末日　（令和 4年 9月13日）	912,471,487	915,010,220	5,391	5,406
第133計算期間末日　（令和 4年10月13日）	813,404,472	815,921,518	4,847	4,862
第134計算期間末日　（令和 4年11月14日）	830,799,580	833,308,397	4,967	4,982
第135計算期間末日　（令和 4年12月13日）	843,728,217	846,163,966	5,196	5,211
令和 3年12月末日	960,153,764	—	5,406	—
令和 4年 1月末日	904,930,327	—	5,124	—
2月末日	903,775,000	—	5,127	—
3月末日	955,978,345	—	5,437	—
4月末日	927,085,502	—	5,314	—
5月末日	896,653,747	—	5,201	—
6月末日	882,405,474	—	5,115	—
7月末日	863,545,613	—	5,081	—
8月末日	891,891,303	—	5,267	—
9月末日	830,131,541	—	4,947	—
10月末日	823,603,563	—	4,925	—
11月末日	833,244,205	—	5,104	—
12月末日	821,937,640	—	5,061	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円

第 19 計算期間	120 円
第 20 計算期間	120 円
第 21 計算期間	120 円
第 22 計算期間	120 円
第 23 計算期間	120 円
第 24 計算期間	120 円
第 25 計算期間	120 円
第 26 計算期間	120 円
第 27 計算期間	120 円
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	80 円

第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	80 円
第 78 計算期間	80 円
第 79 計算期間	80 円
第 80 計算期間	80 円
第 81 計算期間	80 円
第 82 計算期間	80 円
第 83 計算期間	80 円
第 84 計算期間	80 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	30 円
第 98 計算期間	30 円
第 99 計算期間	30 円
第 100 計算期間	30 円

第 101 計算期間	30 円
第 102 計算期間	30 円
第 103 計算期間	30 円
第 104 計算期間	30 円
第 105 計算期間	30 円
第 106 計算期間	30 円
第 107 計算期間	30 円
第 108 計算期間	30 円
第 109 計算期間	15 円
第 110 計算期間	15 円
第 111 計算期間	15 円
第 112 計算期間	15 円
第 113 計算期間	15 円
第 114 計算期間	15 円
第 115 計算期間	15 円
第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	15 円
第 118 計算期間	15 円
第 119 計算期間	15 円
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	15 円
第 125 計算期間	15 円
第 126 計算期間	15 円
第 127 計算期間	15 円
第 128 計算期間	15 円
第 129 計算期間	15 円
第 130 計算期間	15 円
第 131 計算期間	15 円
第 132 計算期間	15 円
第 133 計算期間	15 円
第 134 計算期間	15 円
第 135 計算期間	15 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	10.85
第 17 計算期間	1.09

第 18 計算期間	4.68
第 19 計算期間	4.95
第 20 計算期間	△1.41
第 21 計算期間	△14.55
第 22 計算期間	△2.26
第 23 計算期間	△1.00
第 24 計算期間	3.25
第 25 計算期間	2.78
第 26 計算期間	0.35
第 27 計算期間	△0.24
第 28 計算期間	2.06
第 29 計算期間	△1.30
第 30 計算期間	△1.39
第 31 計算期間	5.96
第 32 計算期間	0.62
第 33 計算期間	3.07
第 34 計算期間	△0.05
第 35 計算期間	△2.06
第 36 計算期間	3.50
第 37 計算期間	△3.94
第 38 計算期間	6.98
第 39 計算期間	△10.13
第 40 計算期間	△2.07
第 41 計算期間	△5.60
第 42 計算期間	4.29
第 43 計算期間	1.07
第 44 計算期間	5.64
第 45 計算期間	△0.00
第 46 計算期間	△5.10
第 47 計算期間	△2.36
第 48 計算期間	△9.40
第 49 計算期間	3.26
第 50 計算期間	1.19
第 51 計算期間	△3.45
第 52 計算期間	△6.23
第 53 計算期間	△4.50
第 54 計算期間	13.41
第 55 計算期間	△1.27
第 56 計算期間	△1.78
第 57 計算期間	0.46
第 58 計算期間	2.64

第 59 計算期間	△0.96
第 60 計算期間	△0.65
第 61 計算期間	3.80
第 62 計算期間	1.20
第 63 計算期間	9.16
第 64 計算期間	0.44
第 65 計算期間	3.83
第 66 計算期間	△0.61
第 67 計算期間	△3.98
第 68 計算期間	2.94
第 69 計算期間	△1.28
第 70 計算期間	4.85
第 71 計算期間	0.17
第 72 計算期間	4.32
第 73 計算期間	0.07
第 74 計算期間	△1.35
第 75 計算期間	△0.76
第 76 計算期間	3.34
第 77 計算期間	△4.18
第 78 計算期間	△1.30
第 79 計算期間	△0.78
第 80 計算期間	△2.25
第 81 計算期間	0.81
第 82 計算期間	△1.28
第 83 計算期間	△2.29
第 84 計算期間	△2.52
第 85 計算期間	2.15
第 86 計算期間	2.52
第 87 計算期間	△1.44
第 88 計算期間	△4.03
第 89 計算期間	2.33
第 90 計算期間	1.33
第 91 計算期間	2.92
第 92 計算期間	△4.28
第 93 計算期間	△1.19
第 94 計算期間	2.58
第 95 計算期間	△7.20
第 96 計算期間	3.77
第 97 計算期間	△0.74
第 98 計算期間	2.84
第 99 計算期間	1.00

第100計算期間	2.97
第101計算期間	△1.48
第102計算期間	△19.64
第103計算期間	△4.97
第104計算期間	6.10
第105計算期間	12.54
第106計算期間	2.66
第107計算期間	5.22
第108計算期間	1.39
第109計算期間	△2.65
第110計算期間	1.87
第111計算期間	6.47
第112計算期間	3.16
第113計算期間	1.91
第114計算期間	3.15
第115計算期間	△1.03
第116計算期間	2.72
第117計算期間	0.48
第118計算期間	△2.29
第119計算期間	△2.01
第120計算期間	0.49
第121計算期間	0.43
第122計算期間	△0.56
第123計算期間	△2.82
第124計算期間	1.49
第125計算期間	△1.38
第126計算期間	△5.22
第127計算期間	11.44
第128計算期間	△8.77
第129計算期間	6.98
第130計算期間	△8.14
第131計算期間	8.06
第132計算期間	2.15
第133計算期間	△9.81
第134計算期間	2.78
第135計算期間	4.91

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第 16 計算期間	1,370,217,616	2,477,251,398	13,237,426,004
第 17 計算期間	557,920,322	2,688,722,021	11,106,624,305
第 18 計算期間	461,772,023	2,126,128,364	9,442,267,964
第 19 計算期間	456,161,915	1,531,149,882	8,367,279,997
第 20 計算期間	275,709,886	1,102,572,117	7,540,417,766
第 21 計算期間	361,701,655	2,119,897,039	5,782,222,382
第 22 計算期間	239,823,102	755,624,269	5,266,421,215
第 23 計算期間	194,816,810	320,867,006	5,140,371,019
第 24 計算期間	206,615,013	376,396,872	4,970,589,160
第 25 計算期間	150,020,695	172,465,624	4,948,144,231
第 26 計算期間	471,992,338	351,275,987	5,068,860,582
第 27 計算期間	243,324,350	320,243,829	4,991,941,103
第 28 計算期間	148,510,263	131,866,938	5,008,584,428
第 29 計算期間	87,988,359	239,203,837	4,857,368,950
第 30 計算期間	130,365,890	181,673,240	4,806,061,600
第 31 計算期間	77,365,228	486,296,088	4,397,130,740
第 32 計算期間	90,076,932	292,178,612	4,195,029,060
第 33 計算期間	51,669,402	656,907,313	3,589,791,149
第 34 計算期間	32,929,418	231,154,073	3,391,566,494
第 35 計算期間	66,156,950	290,520,456	3,167,202,988
第 36 計算期間	125,548,525	157,541,361	3,135,210,152
第 37 計算期間	52,466,482	122,264,461	3,065,412,173
第 38 計算期間	70,802,838	213,105,205	2,923,109,806
第 39 計算期間	72,398,923	207,805,387	2,787,703,342
第 40 計算期間	163,627,882	65,119,795	2,886,211,429
第 41 計算期間	203,678,273	102,786,172	2,987,103,530
第 42 計算期間	112,836,091	174,794,549	2,925,145,072
第 43 計算期間	279,099,546	188,908,182	3,015,336,436
第 44 計算期間	93,660,177	151,002,541	2,957,994,072
第 45 計算期間	235,535,361	393,367,990	2,800,161,443
第 46 計算期間	84,483,669	103,720,922	2,780,924,190
第 47 計算期間	108,276,452	142,566,569	2,746,634,073
第 48 計算期間	24,424,797	147,530,037	2,623,528,833
第 49 計算期間	39,164,662	101,084,317	2,561,609,178
第 50 計算期間	10,097,179	49,562,782	2,522,143,575
第 51 計算期間	31,781,625	98,993,835	2,454,931,365
第 52 計算期間	63,877,199	122,807,812	2,396,000,752
第 53 計算期間	14,020,076	176,720,876	2,233,299,952
第 54 計算期間	17,986,501	44,498,247	2,206,788,206
第 55 計算期間	21,305,841	66,984,453	2,161,109,594
第 56 計算期間	21,377,157	45,133,944	2,137,352,807

第 57 計算期間	106, 224, 878	73, 536, 507	2, 170, 041, 178
第 58 計算期間	180, 602, 216	16, 908, 281	2, 333, 735, 113
第 59 計算期間	369, 312, 370	21, 822, 030	2, 681, 225, 453
第 60 計算期間	110, 197, 894	55, 889, 436	2, 735, 533, 911
第 61 計算期間	225, 490, 120	7, 075, 524	2, 953, 948, 507
第 62 計算期間	177, 529, 712	50, 724, 577	3, 080, 753, 642
第 63 計算期間	133, 762, 044	163, 250, 300	3, 051, 265, 386
第 64 計算期間	91, 287, 681	162, 631, 165	2, 979, 921, 902
第 65 計算期間	31, 287, 399	255, 291, 459	2, 755, 917, 842
第 66 計算期間	96, 523, 492	93, 306, 414	2, 759, 134, 920
第 67 計算期間	18, 042, 403	324, 610, 187	2, 452, 567, 136
第 68 計算期間	69, 356, 986	99, 575, 327	2, 422, 348, 795
第 69 計算期間	26, 927, 449	37, 922, 026	2, 411, 354, 218
第 70 計算期間	43, 955, 262	133, 311, 545	2, 321, 997, 935
第 71 計算期間	41, 380, 198	88, 584, 459	2, 274, 793, 674
第 72 計算期間	95, 208, 384	42, 476, 990	2, 327, 525, 068
第 73 計算期間	100, 222, 676	67, 355, 373	2, 360, 392, 371
第 74 計算期間	87, 475, 250	34, 280, 482	2, 413, 587, 139
第 75 計算期間	120, 642, 680	28, 906, 576	2, 505, 323, 243
第 76 計算期間	10, 199, 168	35, 481, 866	2, 480, 040, 545
第 77 計算期間	23, 835, 632	66, 337, 980	2, 437, 538, 197
第 78 計算期間	14, 711, 080	72, 019, 530	2, 380, 229, 747
第 79 計算期間	10, 208, 604	54, 289, 720	2, 336, 148, 631
第 80 計算期間	5, 822, 527	83, 166, 056	2, 258, 805, 102
第 81 計算期間	11, 815, 670	87, 338, 967	2, 183, 281, 805
第 82 計算期間	11, 957, 930	36, 657, 176	2, 158, 582, 559
第 83 計算期間	60, 372, 086	36, 942, 836	2, 182, 011, 809
第 84 計算期間	122, 718, 487	54, 631, 411	2, 250, 098, 885
第 85 計算期間	8, 165, 137	66, 741, 165	2, 191, 522, 857
第 86 計算期間	42, 933, 616	119, 745, 714	2, 114, 710, 759
第 87 計算期間	4, 686, 754	24, 873, 980	2, 094, 523, 533
第 88 計算期間	6, 191, 237	4, 155, 466	2, 096, 559, 304
第 89 計算期間	23, 030, 172	12, 571, 452	2, 107, 018, 024
第 90 計算期間	7, 105, 208	16, 473, 714	2, 097, 649, 518
第 91 計算期間	63, 973, 591	63, 483, 408	2, 098, 139, 701
第 92 計算期間	71, 768, 240	12, 565, 467	2, 157, 342, 474
第 93 計算期間	40, 553, 067	5, 585, 111	2, 192, 310, 430
第 94 計算期間	47, 441, 911	29, 371, 152	2, 210, 381, 189
第 95 計算期間	66, 697, 877	45, 408, 307	2, 231, 670, 759
第 96 計算期間	8, 923, 619	20, 367, 360	2, 220, 227, 018
第 97 計算期間	19, 188, 286	52, 536, 155	2, 186, 879, 149

第 98 計算期間	3,813,952	66,601,305	2,124,091,796
第 99 計算期間	27,085,183	62,141,884	2,089,035,095
第 100 計算期間	54,595,551	53,910,086	2,089,720,560
第 101 計算期間	3,578,429	79,048,325	2,014,250,664
第 102 計算期間	335,070,779	21,152,901	2,328,168,542
第 103 計算期間	7,251,359	11,575,376	2,323,844,525
第 104 計算期間	6,723,072	6,630,893	2,323,936,704
第 105 計算期間	6,464,580	20,622,627	2,309,778,657
第 106 計算期間	5,791,611	44,089,734	2,271,480,534
第 107 計算期間	4,177,489	24,982	2,275,633,041
第 108 計算期間	4,874,847	47,502,976	2,233,004,912
第 109 計算期間	13,956,100	49,009,885	2,197,951,127
第 110 計算期間	11,515,900	94,556,699	2,114,910,328
第 111 計算期間	55,644,100	21,541,317	2,149,013,111
第 112 計算期間	66,381,211	108,068,080	2,107,326,242
第 113 計算期間	191,944,392	41,619,994	2,257,650,640
第 114 計算期間	80,786,169	14,200,893	2,324,235,916
第 115 計算期間	18,890,422	91,360,593	2,251,765,745
第 116 計算期間	10,134,717	358,438,585	1,903,461,877
第 117 計算期間	41,986,128	23,825,799	1,921,622,206
第 118 計算期間	1,674,185	39,148,225	1,884,148,166
第 119 計算期間	1,664,475	13,951,855	1,871,860,786
第 120 計算期間	19,560,255	46,303,775	1,845,117,266
第 121 計算期間	1,782,651	19,927,244	1,826,972,673
第 122 計算期間	1,745,947	17,276,570	1,811,442,050
第 123 計算期間	1,935,303	28,952,391	1,784,424,962
第 124 計算期間	4,193,944	10,584,115	1,778,034,791
第 125 計算期間	2,425,225	19,816,704	1,760,643,312
第 126 計算期間	3,132,790	1,594,657	1,762,181,445
第 127 計算期間	2,914,019	6,885,749	1,758,209,715
第 128 計算期間	1,738,657	19,913,543	1,740,034,829
第 129 計算期間	2,323,764	18,234,212	1,724,124,381
第 130 計算期間	2,042,481	25,362,252	1,700,804,610
第 131 計算期間	2,498,256	3,730,425	1,699,572,441
第 132 計算期間	2,170,874	9,254,370	1,692,488,945
第 133 計算期間	1,830,388	16,288,278	1,678,031,055
第 134 計算期間	2,398,021	7,884,244	1,672,544,832
第 135 計算期間	2,280,040	50,992,092	1,623,832,780

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	10,895,609,504	99.62
親投資信託受益証券	日本	16,637,738	0.15
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	24,519,507	0.23
純資産総額		10,936,766,749	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＢＲＬ）	4,019,037.073	2,728	10,963,933,135	2,711	10,895,609,504	99.62
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	16,341,949	1.0181	16,637,738	1.0181	16,637,738	0.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.62
親投資信託受益証券	0.15
合計	99.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末日　（平成25年 1月15日）	78,220,887,739	79,503,405,991	10,978	11,158
第17計算期間末日　（平成25年 2月13日）	96,786,667,809	98,296,276,812	11,540	11,720
第18計算期間末日　（平成25年 3月13日）	107,232,508,423	108,844,086,519	11,977	12,157
第19計算期間末日　（平成25年 4月15日）	110,045,003,367	111,683,167,049	12,092	12,272
第20計算期間末日　（平成25年 5月13日）	108,097,545,150	109,713,368,789	12,042	12,222
第21計算期間末日　（平成25年 6月13日）	86,064,487,355	87,608,647,960	10,032	10,212
第22計算期間末日　（平成25年 7月16日）	81,870,541,345	83,400,179,460	9,634	9,814
第23計算期間末日　（平成25年 8月13日）	78,786,957,642	80,327,615,144	9,205	9,385
第24計算期間末日　（平成25年 9月13日）	81,755,602,193	83,344,209,854	9,263	9,443
第25計算期間末日　（平成25年10月15日）	84,500,807,275	86,093,585,359	9,549	9,729
第26計算期間末日　（平成25年11月13日）	80,591,720,589	82,200,638,630	9,016	9,196
第27計算期間末日　（平成25年12月13日）	81,640,790,303	83,243,360,157	9,170	9,350
第28計算期間末日　（平成26年 1月14日）	79,158,722,100	80,723,275,735	9,107	9,287
第29計算期間末日　（平成26年 2月13日）	73,123,405,953	74,645,603,079	8,647	8,827
第30計算期間末日　（平成26年 3月13日）	67,563,162,794	68,976,303,556	8,606	8,786
第31計算期間末日　（平成26年 4月14日）	64,472,836,849	65,734,263,281	9,200	9,380
第32計算期間末日　（平成26年 5月13日）	58,706,292,097	59,866,220,116	9,110	9,290
第33計算期間末日　（平成26年 6月13日）	54,116,848,443	55,179,902,716	9,163	9,343
第34計算期間末日　（平成26年 7月14日）	51,543,803,340	52,562,172,180	9,111	9,291
第35計算期間末日　（平成26年 8月13日）	48,365,002,250	49,367,018,877	8,688	8,868
第36計算期間末日　（平成26年 9月16日）	48,969,951,312	49,965,468,297	8,854	9,034
第37計算期間末日　（平成26年10月14日）	48,062,677,029	49,084,999,716	8,462	8,642
第38計算期間末日　（平成26年11月13日）	48,054,471,964	49,083,398,244	8,407	8,587
第39計算期間末日　（平成26年12月15日）	46,552,871,067	47,671,340,834	7,492	7,672
第40計算期間末日　（平成27年 1月13日）	46,509,547,428	47,654,749,982	7,310	7,490
第41計算期間末日　（平成27年 2月13日）	43,532,463,924	44,699,543,902	6,714	6,894
第42計算期間末日　（平成27年 3月13日）	42,924,282,245	44,160,277,101	6,251	6,431
第43計算期間末日　（平成27年 4月13日）	48,906,436,797	50,308,089,815	6,281	6,461
第44計算期間末日　（平成27年 5月13日）	56,612,493,820	58,215,503,870	6,357	6,537
第45計算期間末日　（平成27年 6月15日）	65,439,500,982	67,322,328,001	6,256	6,436
第46計算期間末日　（平成27年 7月13日）	69,749,848,880	71,875,224,285	5,907	6,087
第47計算期間末日　（平成27年 8月13日）	64,804,374,743	67,053,743,171	5,186	5,366
第48計算期間末日　（平成27年 9月14日）	54,219,874,554	56,509,346,247	4,263	4,443
第49計算期間末日　（平成27年10月13日）	53,423,502,553	55,711,848,800	4,202	4,382
第50計算期間末日　（平成27年11月13日）	55,534,992,570	57,082,995,600	4,305	4,425
第51計算期間末日　（平成27年12月14日）	49,436,640,830	50,951,499,972	3,916	4,036
第52計算期間末日　（平成28年 1月13日）	43,357,115,187	44,825,118,337	3,544	3,664

第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	39,052,695,647	40,472,746,037	3,300	3,420
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	43,949,231,895	45,351,200,794	3,762	3,882
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	42,643,004,915	44,035,107,995	3,676	3,796
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	43,550,286,413	44,966,649,608	3,690	3,810
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	43,840,094,826	45,282,380,999	3,648	3,768
第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	45,821,908,869	47,303,149,131	3,712	3,832
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	48,848,455,093	49,895,066,169	3,734	3,814
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	47,455,037,005	48,509,909,824	3,599	3,679
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	50,284,226,869	51,353,387,609	3,763	3,843
第62計算期間末日	（平成28年11月14日）	48,387,794,577	49,508,558,919	3,454	3,534
第63計算期間末日	（平成28年12月13日）	56,931,395,393	58,098,732,077	3,902	3,982
第64計算期間末日	（平成29年 1月13日）	59,202,245,314	60,361,712,668	4,085	4,165
第65計算期間末日	（平成29年 2月13日）	61,230,213,208	62,402,111,283	4,180	4,260
第66計算期間末日	（平成29年 3月13日）	59,637,346,772	60,795,878,148	4,118	4,198
第67計算期間末日	（平成29年 4月13日）	56,986,890,589	58,142,966,214	3,943	4,023
第68計算期間末日	（平成29年 5月15日）	58,295,659,554	59,439,344,091	4,078	4,158
第69計算期間末日	（平成29年 6月13日）	52,595,982,993	53,735,220,987	3,693	3,773
第70計算期間末日	（平成29年 7月13日）	55,127,258,520	56,280,855,916	3,823	3,903
第71計算期間末日	（平成29年 8月14日）	55,042,930,776	56,215,593,379	3,755	3,835
第72計算期間末日	（平成29年 9月13日）	58,334,540,785	59,544,857,127	3,856	3,936
第73計算期間末日	（平成29年10月13日）	60,885,873,338	62,162,203,726	3,816	3,896
第74計算期間末日	（平成29年11月13日）	62,122,448,454	63,479,004,951	3,664	3,744
第75計算期間末日	（平成29年12月13日）	63,617,394,748	65,048,931,309	3,555	3,635
第76計算期間末日	（平成30年 1月15日）	66,966,443,445	68,464,800,457	3,575	3,655
第77計算期間末日	（平成30年 2月13日）	63,648,707,795	64,800,651,126	3,315	3,375
第78計算期間末日	（平成30年 3月13日）	61,158,880,275	62,289,281,833	3,246	3,306
第79計算期間末日	（平成30年 4月13日）	56,206,169,611	57,295,977,900	3,094	3,154
第80計算期間末日	（平成30年 5月14日）	51,032,960,178	52,094,048,125	2,886	2,946
第81計算期間末日	（平成30年 6月13日）	46,611,730,283	47,636,227,028	2,730	2,790
第82計算期間末日	（平成30年 7月13日）	44,078,148,545	45,089,528,862	2,615	2,675
第83計算期間末日	（平成30年 8月13日）	42,253,412,835	43,250,764,356	2,542	2,602
第84計算期間末日	（平成30年 9月13日）	38,059,773,887	39,049,599,505	2,307	2,367
第85計算期間末日	（平成30年10月15日）	41,943,261,560	42,435,217,119	2,558	2,588
第86計算期間末日	（平成30年11月13日）	39,577,943,204	40,037,235,519	2,585	2,615
第87計算期間末日	（平成30年12月13日）	36,676,554,583	37,124,024,231	2,459	2,489
第88計算期間末日	（平成31年 1月15日）	35,726,778,831	36,169,062,358	2,423	2,453
第89計算期間末日	（平成31年 2月13日）	36,307,393,705	36,745,645,552	2,485	2,515
第90計算期間末日	（平成31年 3月13日）	35,440,733,141	35,875,567,275	2,445	2,475
第91計算期間末日	（平成31年 4月15日）	34,943,406,388	35,376,025,840	2,423	2,453
第92計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	33,053,892,923	33,486,103,418	2,294	2,324
第93計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	33,335,004,811	33,762,537,660	2,339	2,369

第 94 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	34,011,238,206	34,435,239,029	2,406	2,436
第 95 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	30,463,579,289	30,886,831,600	2,159	2,189
第 96 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	30,100,781,076	30,521,673,734	2,145	2,175
第 97 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	29,578,816,230	29,858,934,931	2,112	2,132
第 98 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	28,729,969,971	29,002,136,105	2,111	2,131
第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	28,329,861,987	28,595,242,938	2,135	2,155
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	28,157,809,341	28,418,196,698	2,163	2,183
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	26,356,999,479	26,612,419,212	2,064	2,084
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	19,566,957,787	19,815,180,504	1,577	1,597
第 103 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	16,943,008,055	17,184,709,712	1,402	1,422
第 104 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	14,989,168,300	15,229,288,611	1,248	1,268
第 105 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	18,014,125,083	18,253,390,941	1,506	1,526
第 106 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	16,953,083,561	17,190,997,939	1,425	1,445
第 107 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	16,494,014,305	16,728,954,301	1,404	1,424
第 108 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	16,634,758,793	16,866,936,505	1,433	1,453
第 109 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	15,386,926,411	15,502,010,895	1,337	1,347
第 110 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	15,159,493,708	15,269,879,862	1,373	1,383
第 111 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	16,121,380,186	16,228,928,479	1,499	1,509
第 112 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	14,777,738,698	14,883,541,365	1,397	1,407
第 113 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	14,824,098,230	14,927,815,496	1,429	1,439
第 114 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	14,286,511,684	14,387,726,789	1,411	1,421
第 115 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	13,732,177,266	13,831,062,138	1,389	1,399
第 116 計算期間末日	（令和 3 年 5 月 13 日）	14,774,776,130	14,872,629,852	1,510	1,520
第 117 計算期間末日	（令和 3 年 6 月 14 日）	15,022,064,919	15,118,859,596	1,552	1,562
第 118 計算期間末日	（令和 3 年 7 月 13 日）	14,551,059,172	14,646,377,576	1,527	1,537
第 119 計算期間末日	（令和 3 年 8 月 13 日）	14,237,793,796	14,331,856,565	1,514	1,524
第 120 計算期間末日	（令和 3 年 9 月 13 日）	14,002,643,342	14,095,182,289	1,513	1,523
第 121 計算期間末日	（令和 3 年 10 月 13 日）	13,120,106,909	13,211,524,311	1,435	1,445
第 122 計算期間末日	（令和 3 年 11 月 15 日）	13,115,130,184	13,204,765,433	1,463	1,473
第 123 計算期間末日	（令和 3 年 12 月 13 日）	12,299,732,022	12,387,407,841	1,403	1,413
第 124 計算期間末日	（令和 4 年 1 月 13 日）	12,144,552,529	12,230,201,051	1,418	1,428
第 125 計算期間末日	（令和 4 年 2 月 14 日）	12,691,463,063	12,775,114,821	1,517	1,527
第 126 計算期間末日	（令和 4 年 3 月 14 日）	11,823,293,335	11,904,715,247	1,452	1,462
第 127 計算期間末日	（令和 4 年 4 月 13 日）	13,570,883,696	13,649,914,880	1,717	1,727
第 128 計算期間末日	（令和 4 年 5 月 13 日）	12,089,447,651	12,167,177,815	1,555	1,565
第 129 計算期間末日	（令和 4 年 6 月 13 日）	12,680,710,448	12,756,727,328	1,668	1,678
第 130 計算期間末日	（令和 4 年 7 月 13 日）	11,099,669,845	11,137,182,286	1,479	1,484
第 131 計算期間末日	（令和 4 年 8 月 15 日）	11,994,662,900	12,031,381,912	1,633	1,638
第 132 計算期間末日	（令和 4 年 9 月 13 日）	12,289,818,386	12,325,562,426	1,719	1,724
第 133 計算期間末日	（令和 4 年 10 月 13 日）	11,623,739,726	11,658,882,943	1,654	1,659
第 134 計算期間末日	（令和 4 年 11 月 14 日）	11,006,268,186	11,040,448,602	1,610	1,615

第135計算期間末日　（令和 4年12月13日）	11,162,806,964	11,196,456,345	1,659	1,664
令和 3年12月末日	12,110,320,411	—	1,405	—
令和 4年 1月末日	12,380,143,326	—	1,457	—
2月末日	12,201,970,602	—	1,482	—
3月末日	13,191,435,823	—	1,644	—
4月末日	12,620,575,475	—	1,615	—
5月末日	12,924,470,178	—	1,684	—
6月末日	11,865,493,814	—	1,567	—
7月末日	11,447,548,692	—	1,553	—
8月末日	12,228,787,264	—	1,697	—
9月末日	11,289,984,542	—	1,597	—
10月末日	11,287,984,251	—	1,639	—
11月末日	11,216,419,271	—	1,648	—
12月末日	10,936,766,749	—	1,647	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	180円
第17計算期間	180円
第18計算期間	180円
第19計算期間	180円
第20計算期間	180円
第21計算期間	180円
第22計算期間	180円
第23計算期間	180円
第24計算期間	180円
第25計算期間	180円
第26計算期間	180円
第27計算期間	180円
第28計算期間	180円
第29計算期間	180円
第30計算期間	180円
第31計算期間	180円
第32計算期間	180円
第33計算期間	180円
第34計算期間	180円
第35計算期間	180円
第36計算期間	180円

第 37 計算期間	180 円
第 38 計算期間	180 円
第 39 計算期間	180 円
第 40 計算期間	180 円
第 41 計算期間	180 円
第 42 計算期間	180 円
第 43 計算期間	180 円
第 44 計算期間	180 円
第 45 計算期間	180 円
第 46 計算期間	180 円
第 47 計算期間	180 円
第 48 計算期間	180 円
第 49 計算期間	180 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	60 円

第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	30 円
第 86 計算期間	30 円
第 87 計算期間	30 円
第 88 計算期間	30 円
第 89 計算期間	30 円
第 90 計算期間	30 円
第 91 計算期間	30 円
第 92 計算期間	30 円
第 93 計算期間	30 円
第 94 計算期間	30 円
第 95 計算期間	30 円
第 96 計算期間	30 円
第 97 計算期間	20 円
第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	20 円
第 100 計算期間	20 円
第 101 計算期間	20 円
第 102 計算期間	20 円
第 103 計算期間	20 円
第 104 計算期間	20 円
第 105 計算期間	20 円
第 106 計算期間	20 円
第 107 計算期間	20 円
第 108 計算期間	20 円
第 109 計算期間	10 円
第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	10 円
第 113 計算期間	10 円
第 114 計算期間	10 円
第 115 計算期間	10 円
第 116 計算期間	10 円
第 117 計算期間	10 円
第 118 計算期間	10 円

第 119 計算期間	10 円
第 120 計算期間	10 円
第 121 計算期間	10 円
第 122 計算期間	10 円
第 123 計算期間	10 円
第 124 計算期間	10 円
第 125 計算期間	10 円
第 126 計算期間	10 円
第 127 計算期間	10 円
第 128 計算期間	10 円
第 129 計算期間	10 円
第 130 計算期間	5 円
第 131 計算期間	5 円
第 132 計算期間	5 円
第 133 計算期間	5 円
第 134 計算期間	5 円
第 135 計算期間	5 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	13.46
第 17 計算期間	6.75
第 18 計算期間	5.34
第 19 計算期間	2.46
第 20 計算期間	1.07
第 21 計算期間	△15.19
第 22 計算期間	△2.17
第 23 計算期間	△2.58
第 24 計算期間	2.58
第 25 計算期間	5.03
第 26 計算期間	△3.69
第 27 計算期間	3.70
第 28 計算期間	1.27
第 29 計算期間	△3.07
第 30 計算期間	1.60
第 31 計算期間	8.99
第 32 計算期間	0.97
第 33 計算期間	2.55
第 34 計算期間	1.39
第 35 計算期間	△2.66

第 36 計算期間	3.98
第 37 計算期間	△2.39
第 38 計算期間	1.47
第 39 計算期間	△8.74
第 40 計算期間	△0.02
第 41 計算期間	△5.69
第 42 計算期間	△4.21
第 43 計算期間	3.35
第 44 計算期間	4.07
第 45 計算期間	1.24
第 46 計算期間	△2.70
第 47 計算期間	△9.15
第 48 計算期間	△14.32
第 49 計算期間	2.79
第 50 計算期間	5.30
第 51 計算期間	△6.24
第 52 計算期間	△6.43
第 53 計算期間	△3.49
第 54 計算期間	17.63
第 55 計算期間	0.90
第 56 計算期間	3.64
第 57 計算期間	2.11
第 58 計算期間	5.04
第 59 計算期間	2.74
第 60 計算期間	△1.47
第 61 計算期間	6.77
第 62 計算期間	△6.08
第 63 計算期間	15.28
第 64 計算期間	6.74
第 65 計算期間	4.28
第 66 計算期間	0.43
第 67 計算期間	△2.30
第 68 計算期間	5.45
第 69 計算期間	△7.47
第 70 計算期間	5.68
第 71 計算期間	0.31
第 72 計算期間	4.82
第 73 計算期間	1.03
第 74 計算期間	△1.88
第 75 計算期間	△0.79
第 76 計算期間	2.81

第 77 計算期間	△5.59
第 78 計算期間	△0.27
第 79 計算期間	△2.83
第 80 計算期間	△4.78
第 81 計算期間	△3.32
第 82 計算期間	△2.01
第 83 計算期間	△0.49
第 84 計算期間	△6.88
第 85 計算期間	12.18
第 86 計算期間	2.22
第 87 計算期間	△3.71
第 88 計算期間	△0.24
第 89 計算期間	3.79
第 90 計算期間	△0.40
第 91 計算期間	0.32
第 92 計算期間	△4.08
第 93 計算期間	3.26
第 94 計算期間	4.14
第 95 計算期間	△9.01
第 96 計算期間	0.74
第 97 計算期間	△0.60
第 98 計算期間	0.89
第 99 計算期間	2.08
第 100 計算期間	2.24
第 101 計算期間	△3.65
第 102 計算期間	△22.62
第 103 計算期間	△9.82
第 104 計算期間	△9.55
第 105 計算期間	22.27
第 106 計算期間	△4.05
第 107 計算期間	△0.07
第 108 計算期間	3.49
第 109 計算期間	△6.00
第 110 計算期間	3.44
第 111 計算期間	9.90
第 112 計算期間	△6.13
第 113 計算期間	3.00
第 114 計算期間	△0.55
第 115 計算期間	△0.85
第 116 計算期間	9.43
第 117 計算期間	3.44

第 118 計算期間	△0.96
第 119 計算期間	△0.19
第 120 計算期間	0.59
第 121 計算期間	△4.49
第 122 計算期間	2.64
第 123 計算期間	△3.41
第 124 計算期間	1.78
第 125 計算期間	7.68
第 126 計算期間	△3.62
第 127 計算期間	18.93
第 128 計算期間	△8.85
第 129 計算期間	7.90
第 130 計算期間	△11.03
第 131 計算期間	10.75
第 132 計算期間	5.57
第 133 計算期間	△3.49
第 134 計算期間	△2.35
第 135 計算期間	3.35

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 16 計算期間	21,367,129,452	3,998,644,415	71,251,014,023
第 17 計算期間	22,625,359,529	10,009,206,666	83,867,166,886
第 18 計算期間	15,254,287,035	9,589,337,474	89,532,116,447
第 19 計算期間	11,599,544,144	10,122,567,137	91,009,093,454
第 20 計算期間	6,852,829,020	8,093,942,496	89,767,979,978
第 21 計算期間	6,932,776,151	10,914,055,819	85,786,700,310
第 22 計算期間	7,887,841,651	8,694,646,661	84,979,895,300
第 23 計算期間	6,138,521,871	5,526,333,673	85,592,083,498
第 24 計算期間	8,506,671,611	5,842,773,918	88,255,981,191
第 25 計算期間	6,613,273,639	6,381,583,472	88,487,671,358
第 26 計算期間	6,162,071,995	5,265,407,695	89,384,335,658
第 27 計算期間	5,732,728,789	6,085,405,881	89,031,658,566
第 28 計算期間	2,836,304,876	4,948,317,016	86,919,646,426
第 29 計算期間	2,769,087,484	5,122,226,900	84,566,507,010
第 30 計算期間	1,981,967,693	8,040,654,577	78,507,820,126
第 31 計算期間	2,711,370,446	11,139,944,296	70,079,246,276
第 32 計算期間	2,320,703,059	7,959,503,805	64,440,445,530
第 33 計算期間	2,460,704,737	7,842,579,490	59,058,570,777

第 34 計算期間	2, 493, 746, 554	4, 976, 270, 646	56, 576, 046, 685
第 35 計算期間	2, 304, 988, 949	3, 213, 445, 203	55, 667, 590, 431
第 36 計算期間	2, 998, 650, 733	3, 359, 741, 960	55, 306, 499, 204
第 37 計算期間	4, 105, 837, 733	2, 616, 632, 083	56, 795, 704, 854
第 38 計算期間	3, 032, 229, 655	2, 665, 363, 363	57, 162, 571, 146
第 39 計算期間	7, 598, 736, 366	2, 624, 098, 232	62, 137, 209, 280
第 40 計算期間	3, 752, 010, 594	2, 266, 855, 717	63, 622, 364, 157
第 41 計算期間	3, 459, 213, 253	2, 243, 800, 841	64, 837, 776, 569
第 42 計算期間	6, 311, 163, 737	2, 482, 559, 385	68, 666, 380, 921
第 43 計算期間	12, 360, 748, 132	3, 157, 516, 895	77, 869, 612, 158
第 44 計算期間	12, 645, 002, 632	1, 458, 500, 892	89, 056, 113, 898
第 45 計算期間	18, 519, 001, 812	2, 973, 614, 606	104, 601, 501, 104
第 46 計算期間	15, 904, 853, 281	2, 429, 942, 950	118, 076, 411, 435
第 47 計算期間	9, 772, 962, 052	2, 884, 460, 772	124, 964, 912, 715
第 48 計算期間	6, 149, 948, 026	3, 921, 988, 897	127, 192, 871, 844
第 49 計算期間	4, 381, 255, 630	4, 443, 780, 399	127, 130, 347, 075
第 50 計算期間	4, 376, 137, 094	2, 506, 231, 611	129, 000, 252, 558
第 51 計算期間	3, 340, 879, 653	6, 102, 870, 362	126, 238, 261, 849
第 52 計算期間	2, 354, 938, 129	6, 259, 604, 104	122, 333, 595, 874
第 53 計算期間	1, 869, 492, 706	5, 865, 556, 018	118, 337, 532, 562
第 54 計算期間	1, 598, 092, 822	3, 104, 883, 756	116, 830, 741, 628
第 55 計算期間	2, 300, 222, 274	3, 122, 373, 882	116, 008, 590, 020
第 56 計算期間	3, 999, 909, 539	1, 978, 233, 304	118, 030, 266, 255
第 57 計算期間	5, 065, 835, 612	2, 905, 587, 433	120, 190, 514, 434
第 58 計算期間	6, 172, 868, 516	2, 926, 694, 419	123, 436, 688, 531
第 59 計算期間	10, 926, 152, 608	3, 536, 456, 580	130, 826, 384, 559
第 60 計算期間	6, 944, 971, 269	5, 912, 253, 392	131, 859, 102, 436
第 61 計算期間	6, 647, 136, 409	4, 861, 146, 297	133, 645, 092, 548
第 62 計算期間	12, 065, 863, 925	5, 615, 413, 667	140, 095, 542, 806
第 63 計算期間	10, 887, 393, 285	5, 065, 850, 565	145, 917, 085, 526
第 64 計算期間	8, 783, 982, 522	9, 767, 648, 684	144, 933, 419, 364
第 65 計算期間	8, 218, 971, 012	6, 665, 130, 983	146, 487, 259, 393
第 66 計算期間	7, 096, 795, 654	8, 767, 632, 963	144, 816, 422, 084
第 67 計算期間	7, 872, 725, 798	8, 179, 694, 668	144, 509, 453, 214
第 68 計算期間	4, 152, 208, 191	5, 701, 094, 193	142, 960, 567, 212
第 69 計算期間	6, 746, 567, 943	7, 302, 385, 896	142, 404, 749, 259
第 70 計算期間	7, 615, 478, 526	5, 820, 553, 226	144, 199, 674, 559
第 71 計算期間	6, 472, 035, 848	4, 088, 885, 004	146, 582, 825, 403
第 72 計算期間	9, 334, 497, 183	4, 627, 779, 790	151, 289, 542, 796
第 73 計算期間	13, 972, 232, 228	5, 720, 476, 407	159, 541, 298, 617
第 74 計算期間	13, 906, 990, 845	3, 878, 727, 326	169, 569, 562, 136

第 75 計算期間	12,542,499,937	3,169,991,932	178,942,070,141
第 76 計算期間	12,083,246,325	3,730,689,956	187,294,626,510
第 77 計算期間	8,061,641,763	3,365,712,948	191,990,555,325
第 78 計算期間	3,654,428,452	7,244,723,995	188,400,259,782
第 79 計算期間	2,494,842,261	9,260,387,133	181,634,714,910
第 80 計算期間	1,633,669,649	6,420,393,344	176,847,991,215
第 81 計算期間	2,172,631,379	8,271,165,090	170,749,457,504
第 82 計算期間	2,837,851,369	5,023,922,585	168,563,386,288
第 83 計算期間	2,467,246,229	4,805,378,948	166,225,253,569
第 84 計算期間	3,217,398,267	4,471,715,437	164,970,936,399
第 85 計算期間	2,186,544,618	3,172,294,523	163,985,186,494
第 86 計算期間	814,921,790	11,702,669,904	153,097,438,380
第 87 計算期間	588,723,940	4,529,612,863	149,156,549,457
第 88 計算期間	473,296,467	2,202,003,535	147,427,842,389
第 89 計算期間	1,345,594,983	2,689,488,282	146,083,949,090
第 90 計算期間	1,754,388,150	2,893,625,839	144,944,711,401
第 91 計算期間	1,699,049,241	2,437,276,451	144,206,484,191
第 92 計算期間	768,359,713	904,678,682	144,070,165,222
第 93 計算期間	693,924,891	2,253,140,182	142,510,949,931
第 94 計算期間	706,382,783	1,883,724,851	141,333,607,863
第 95 計算期間	1,061,383,121	1,310,887,075	141,084,103,909
第 96 計算期間	1,483,563,815	2,270,114,826	140,297,552,898
第 97 計算期間	1,242,507,927	1,480,709,883	140,059,350,942
第 98 計算期間	1,221,743,509	5,198,027,090	136,083,067,361
第 99 計算期間	448,917,916	3,841,509,440	132,690,475,837
第 100 計算期間	376,380,294	2,873,177,356	130,193,678,775
第 101 計算期間	455,377,811	2,939,190,058	127,709,866,528
第 102 計算期間	368,710,959	3,967,218,952	124,111,358,535
第 103 計算期間	557,022,680	3,817,552,401	120,850,828,814
第 104 計算期間	471,813,621	1,262,486,724	120,060,155,711
第 105 計算期間	606,155,698	1,033,382,352	119,632,929,057
第 106 計算期間	425,580,672	1,101,320,467	118,957,189,262
第 107 計算期間	481,260,176	1,968,451,057	117,469,998,381
第 108 計算期間	901,365,088	2,282,507,425	116,088,856,044
第 109 計算期間	448,129,231	1,452,500,808	115,084,484,467
第 110 計算期間	260,409,267	4,958,739,028	110,386,154,706
第 111 計算期間	232,282,035	3,070,143,667	107,548,293,074
第 112 計算期間	212,144,078	1,957,769,511	105,802,667,641
第 113 計算期間	223,618,500	2,309,020,048	103,717,266,093
第 114 計算期間	247,059,677	2,749,219,855	101,215,105,915
第 115 計算期間	438,243,548	2,768,477,144	98,884,872,319

第116計算期間	249,813,592	1,280,963,217	97,853,722,694
第117計算期間	243,727,264	1,302,772,955	96,794,677,003
第118計算期間	239,046,082	1,715,318,436	95,318,404,649
第119計算期間	188,418,992	1,444,054,322	94,062,769,319
第120計算期間	183,780,944	1,707,602,707	92,538,947,556
第121計算期間	282,743,070	1,404,287,878	91,417,402,748
第122計算期間	203,175,606	1,985,328,983	89,635,249,371
第123計算期間	186,608,302	2,146,037,779	87,675,819,894
第124計算期間	316,980,501	2,344,277,959	85,648,522,436
第125計算期間	182,191,874	2,178,955,516	83,651,758,794
第126計算期間	176,279,856	2,406,126,028	81,421,912,622
第127計算期間	170,846,896	2,561,575,225	79,031,184,293
第128計算期間	135,981,517	1,437,000,942	77,730,164,868
第129計算期間	144,592,773	1,857,877,134	76,016,880,507
第130計算期間	138,255,062	1,130,252,979	75,024,882,590
第131計算期間	159,359,645	1,746,217,688	73,438,024,547
第132計算期間	66,970,763	2,016,915,085	71,488,080,225
第133計算期間	76,451,740	1,278,096,799	70,286,435,166
第134計算期間	64,131,024	1,989,732,949	68,360,833,241
第135計算期間	106,778,561	1,168,848,059	67,298,763,743

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	543,637,548	99.51
親投資信託受益証券	日本	677,626	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	2,009,443	0.37
純資産総額		546,324,617	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミュー	投資信託受益	ピムコ バミューダ エマージング マ	123,413.7454	4,399.38	542,945,164	4,405	543,637,548	99.51

ダ	証券	ーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＭＸＮ）						
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	665,580	1.0181	677,626	1.0181	677,626	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.51
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間末日　（平成 25 年 6 月 13 日）	8,902,637,893	8,902,637,893	9,072	9,072
第 2 計算期間末日　（平成 25 年 7 月 16 日）	12,579,172,619	12,579,172,619	9,381	9,381
第 3 計算期間末日　（平成 25 年 8 月 13 日）	14,008,944,718	14,130,186,093	9,244	9,324
第 4 計算期間末日　（平成 25 年 9 月 13 日）	14,100,291,855	14,225,696,790	8,995	9,075
第 5 計算期間末日　（平成 25 年 10 月 15 日）	13,544,793,899	13,665,185,275	9,001	9,081
第 6 計算期間末日　（平成 25 年 11 月 13 日）	13,009,120,681	13,124,331,803	9,033	9,113
第 7 計算期間末日　（平成 25 年 12 月 13 日）	12,377,416,784	12,482,901,780	9,387	9,467
第 8 計算期間末日　（平成 26 年 1 月 14 日）	11,240,351,565	11,335,553,505	9,445	9,525
第 9 計算期間末日　（平成 26 年 2 月 13 日）	9,778,911,711	9,865,486,045	9,036	9,116
第 10 計算期間末日　（平成 26 年 3 月 13 日）	8,964,644,499	9,045,121,052	8,912	8,992
第 11 計算期間末日　（平成 26 年 4 月 14 日）	8,551,912,177	8,627,251,831	9,081	9,161
第 12 計算期間末日　（平成 26 年 5 月 13 日）	8,128,692,742	8,199,574,191	9,174	9,254
第 13 計算期間末日　（平成 26 年 6 月 13 日）	7,585,428,679	7,650,665,624	9,302	9,382
第 14 計算期間末日　（平成 26 年 7 月 14 日）	6,843,187,110	6,902,315,162	9,259	9,339

第15計算期間末日	（平成26年 8月13日）	6,313,998,781	6,370,280,161	8,975	9,055
第16計算期間末日	（平成26年 9月16日）	6,324,565,103	6,378,371,044	9,404	9,484
第17計算期間末日	（平成26年10月14日）	5,437,367,869	5,485,206,248	9,093	9,173
第18計算期間末日	（平成26年11月13日）	5,300,783,190	5,345,037,840	9,582	9,662
第19計算期間末日	（平成26年12月15日）	4,186,386,994	4,226,865,502	8,274	8,354
第20計算期間末日	（平成27年 1月13日）	3,940,373,596	3,978,863,417	8,190	8,270
第21計算期間末日	（平成27年 2月13日）	3,545,973,337	3,581,796,835	7,919	7,999
第22計算期間末日	（平成27年 3月13日）	3,461,141,626	3,495,843,933	7,979	8,059
第23計算期間末日	（平成27年 4月13日）	3,244,105,615	3,276,054,764	8,123	8,203
第24計算期間末日	（平成27年 5月13日）	3,101,539,653	3,132,114,706	8,115	8,195
第25計算期間末日	（平成27年 6月15日）	2,849,822,496	2,877,542,378	8,225	8,305
第26計算期間末日	（平成27年 7月13日）	2,648,299,012	2,675,121,949	7,899	7,979
第27計算期間末日	（平成27年 8月13日）	2,405,942,887	2,431,868,832	7,424	7,504
第28計算期間末日	（平成27年 9月14日）	2,082,453,709	2,107,236,402	6,722	6,802
第29計算期間末日	（平成27年10月13日）	2,031,954,534	2,056,017,626	6,755	6,835
第30計算期間末日	（平成27年11月13日）	2,019,371,447	2,036,965,613	6,887	6,947
第31計算期間末日	（平成27年12月14日）	1,671,224,990	1,687,258,574	6,254	6,314
第32計算期間末日	（平成28年 1月13日）	1,454,263,054	1,469,285,919	5,808	5,868
第33計算期間末日	（平成28年 2月15日）	1,233,749,174	1,248,349,002	5,070	5,130
第34計算期間末日	（平成28年 3月14日）	1,380,123,529	1,394,499,996	5,760	5,820
第35計算期間末日	（平成28年 4月13日）	1,310,746,294	1,324,757,525	5,613	5,673
第36計算期間末日	（平成28年 5月13日）	1,294,598,291	1,308,597,439	5,549	5,609
第37計算期間末日	（平成28年 6月13日）	1,235,860,263	1,249,782,421	5,326	5,386
第38計算期間末日	（平成28年 7月13日）	1,220,088,202	1,233,891,099	5,304	5,364
第39計算期間末日	（平成28年 8月15日）	1,175,528,138	1,184,562,307	5,205	5,245
第40計算期間末日	（平成28年 9月13日）	1,088,393,919	1,097,070,226	5,018	5,058
第41計算期間末日	（平成28年10月13日）	1,179,531,138	1,188,631,117	5,185	5,225
第42計算期間末日	（平成28年11月14日）	1,299,004,236	1,310,143,322	4,665	4,705
第43計算期間末日	（平成28年12月13日）	1,493,166,692	1,504,314,523	5,358	5,398
第44計算期間末日	（平成29年 1月13日）	1,376,112,336	1,387,143,809	4,990	5,030
第45計算期間末日	（平成29年 2月13日）	1,485,484,863	1,496,543,374	5,373	5,413
第46計算期間末日	（平成29年 3月13日）	1,744,286,118	1,756,717,711	5,612	5,652
第47計算期間末日	（平成29年 4月13日）	1,873,787,566	1,887,020,262	5,664	5,704
第48計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,788,815,978	1,800,986,663	5,879	5,919
第49計算期間末日	（平成29年 6月13日）	1,800,302,756	1,812,575,043	5,868	5,908
第50計算期間末日	（平成29年 7月13日）	1,737,999,935	1,749,283,745	6,161	6,201
第51計算期間末日	（平成29年 8月14日）	1,790,725,993	1,802,696,478	5,984	6,024
第52計算期間末日	（平成29年 9月13日）	1,797,586,713	1,809,301,478	6,138	6,178
第53計算期間末日	（平成29年10月13日）	1,797,575,199	1,809,653,721	5,953	5,993
第54計算期間末日	（平成29年11月13日）	1,704,923,356	1,716,499,377	5,891	5,931
第55計算期間末日	（平成29年12月13日）	1,701,400,928	1,712,976,455	5,879	5,919

第 56 計算期間末日	（平成 30 年 1 月 15 日）	1,659,257,653	1,670,586,146	5,859	5,899
第 57 計算期間末日	（平成 30 年 2 月 13 日）	1,620,966,165	1,632,232,911	5,755	5,795
第 58 計算期間末日	（平成 30 年 3 月 13 日）	1,532,835,209	1,543,680,634	5,653	5,693
第 59 計算期間末日	（平成 30 年 4 月 13 日）	1,556,921,604	1,567,589,521	5,838	5,878
第 60 計算期間末日	（平成 30 年 5 月 14 日）	1,426,991,973	1,437,397,149	5,486	5,526
第 61 計算期間末日	（平成 30 年 6 月 13 日）	1,304,488,805	1,314,668,959	5,126	5,166
第 62 計算期間末日	（平成 30 年 7 月 13 日）	1,402,022,805	1,411,886,857	5,685	5,725
第 63 計算期間末日	（平成 30 年 8 月 13 日）	1,300,257,832	1,309,580,256	5,579	5,619
第 64 計算期間末日	（平成 30 年 9 月 13 日）	1,233,257,437	1,242,204,908	5,513	5,553
第 65 計算期間末日	（平成 30 年 10 月 15 日）	1,226,004,656	1,234,627,217	5,687	5,727
第 66 計算期間末日	（平成 30 年 11 月 13 日）	1,096,979,242	1,105,212,883	5,329	5,369
第 67 計算期間末日	（平成 30 年 12 月 13 日）	1,088,233,235	1,096,429,145	5,311	5,351
第 68 計算期間末日	（平成 31 年 1 月 15 日）	1,101,353,950	1,109,563,393	5,366	5,406
第 69 計算期間末日	（平成 31 年 2 月 13 日）	1,104,877,823	1,112,917,645	5,497	5,537
第 70 計算期間末日	（平成 31 年 3 月 13 日）	1,103,107,982	1,111,048,669	5,557	5,597
第 71 計算期間末日	（平成 31 年 4 月 15 日）	1,135,089,480	1,142,924,559	5,795	5,835
第 72 計算期間末日	（令和 1 年 5 月 13 日）	1,081,886,469	1,089,669,800	5,560	5,600
第 73 計算期間末日	（令和 1 年 6 月 13 日）	1,058,333,837	1,065,985,162	5,533	5,573
第 74 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	1,100,722,829	1,108,509,792	5,654	5,694
第 75 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	1,008,791,678	1,016,448,352	5,270	5,310
第 76 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	1,043,904,993	1,051,611,095	5,419	5,459
第 77 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	1,060,899,639	1,068,615,363	5,500	5,540
第 78 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	1,351,743,247	1,361,373,141	5,615	5,655
第 79 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	1,329,871,894	1,339,284,609	5,651	5,691
第 80 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	1,371,694,026	1,381,031,937	5,876	5,916
第 81 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	1,358,199,078	1,367,289,893	5,976	6,016
第 82 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	971,157,773	980,239,640	4,277	4,317
第 83 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	630,050,828	636,676,646	3,804	3,844
第 84 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	632,172,396	638,823,555	3,802	3,842
第 85 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	692,187,761	698,560,267	4,345	4,385
第 86 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	691,981,167	698,353,494	4,344	4,384
第 87 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	696,491,038	702,738,726	4,459	4,499
第 88 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	726,084,903	732,326,306	4,653	4,693
第 89 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	688,922,955	694,966,666	4,560	4,600
第 90 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	716,548,157	722,584,150	4,749	4,789
第 91 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	731,508,700	737,425,719	4,945	4,985
第 92 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	726,336,308	732,150,394	4,997	5,037
第 93 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	825,639,565	832,182,928	5,047	5,087
第 94 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	779,084,514	785,326,852	4,992	5,032
第 95 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	796,866,375	803,033,662	5,168	5,208
第 96 計算期間末日	（令和 3 年 5 月 13 日）	790,275,694	796,344,168	5,209	5,249

第 97 計算期間末日 （令和 3 年 6 月 14 日）	791, 325, 663	797, 304, 246	5, 294	5, 334
第 98 計算期間末日 （令和 3 年 7 月 13 日）	787, 375, 148	793, 323, 304	5, 295	5, 335
第 99 計算期間末日 （令和 3 年 8 月 13 日）	773, 575, 692	779, 457, 320	5, 261	5, 301
第 100 計算期間末日 （令和 3 年 9 月 13 日）	768, 803, 854	774, 654, 597	5, 256	5, 296
第 101 計算期間末日 （令和 3 年 10 月 13 日）	725, 834, 531	731, 604, 722	5, 032	5, 072
第 102 計算期間末日 （令和 3 年 11 月 15 日）	725, 039, 440	730, 733, 152	5, 094	5, 134
第 103 計算期間末日 （令和 3 年 12 月 13 日）	693, 710, 530	699, 337, 200	4, 932	4, 972
第 104 計算期間末日 （令和 4 年 1 月 13 日）	704, 206, 154	709, 771, 613	5, 061	5, 101
第 105 計算期間末日 （令和 4 年 2 月 14 日）	565, 030, 651	569, 515, 370	5, 040	5, 080
第 106 計算期間末日 （令和 4 年 3 月 14 日）	506, 923, 181	511, 386, 263	4, 543	4, 583
第 107 計算期間末日 （令和 4 年 4 月 13 日）	576, 895, 797	581, 319, 766	5, 216	5, 256
第 108 計算期間末日 （令和 4 年 5 月 13 日）	551, 249, 179	555, 607, 021	5, 060	5, 100
第 109 計算期間末日 （令和 4 年 6 月 13 日）	575, 474, 171	579, 755, 298	5, 377	5, 417
第 110 計算期間末日 （令和 4 年 7 月 13 日）	513, 119, 812	517, 306, 594	4, 902	4, 942
第 111 計算期間末日 （令和 4 年 8 月 15 日）	547, 750, 945	551, 898, 355	5, 283	5, 323
第 112 計算期間末日 （令和 4 年 9 月 13 日）	574, 797, 480	578, 909, 012	5, 592	5, 632
第 113 計算期間末日 （令和 4 年 10 月 13 日）	562, 095, 844	566, 210, 477	5, 464	5, 504
第 114 計算期間末日 （令和 4 年 11 月 14 日）	525, 450, 290	529, 344, 589	5, 397	5, 437
第 115 計算期間末日 （令和 4 年 12 月 13 日）	541, 895, 819	545, 815, 537	5, 530	5, 570
令和 3 年 12 月末日	713, 255, 936	—	5, 087	—
令和 4 年 1 月末日	552, 889, 760	—	4, 932	—
2 月末日	545, 603, 768	—	4, 875	—
3 月末日	571, 368, 129	—	5, 116	—
4 月末日	564, 871, 537	—	5, 133	—
5 月末日	570, 294, 829	—	5, 232	—
6 月末日	556, 759, 591	—	5, 214	—
7 月末日	529, 961, 892	—	5, 061	—
8 月末日	559, 580, 135	—	5, 393	—
9 月末日	543, 991, 732	—	5, 364	—
10 月末日	537, 778, 990	—	5, 512	—
11 月末日	549, 050, 515	—	5, 639	—
12 月末日	546, 324, 617	—	5, 532	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	—円
第 2 計算期間	—円
第 3 計算期間	80 円

第 4 計算期間	80 円
第 5 計算期間	80 円
第 6 計算期間	80 円
第 7 計算期間	80 円
第 8 計算期間	80 円
第 9 計算期間	80 円
第 10 計算期間	80 円
第 11 計算期間	80 円
第 12 計算期間	80 円
第 13 計算期間	80 円
第 14 計算期間	80 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	60 円
第 31 計算期間	60 円
第 32 計算期間	60 円
第 33 計算期間	60 円
第 34 計算期間	60 円
第 35 計算期間	60 円
第 36 計算期間	60 円
第 37 計算期間	60 円
第 38 計算期間	60 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円
第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円

第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円
第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円
第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円
第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円

第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 1 計算期間	△9.28
第 2 計算期間	3.40
第 3 計算期間	△0.60
第 4 計算期間	△1.82
第 5 計算期間	0.95
第 6 計算期間	1.24
第 7 計算期間	4.80

第 8 計算期間	1.47
第 9 計算期間	△3.48
第 10 計算期間	△0.48
第 11 計算期間	2.79
第 12 計算期間	1.90
第 13 計算期間	2.26
第 14 計算期間	0.39
第 15 計算期間	△2.20
第 16 計算期間	5.67
第 17 計算期間	△2.45
第 18 計算期間	6.25
第 19 計算期間	△12.81
第 20 計算期間	△0.04
第 21 計算期間	△2.33
第 22 計算期間	1.76
第 23 計算期間	2.80
第 24 計算期間	0.88
第 25 計算期間	2.34
第 26 計算期間	△2.99
第 27 計算期間	△5.00
第 28 計算期間	△8.37
第 29 計算期間	1.68
第 30 計算期間	2.84
第 31 計算期間	△8.32
第 32 計算期間	△6.17
第 33 計算期間	△11.67
第 34 計算期間	14.79
第 35 計算期間	△1.51
第 36 計算期間	△0.07
第 37 計算期間	△2.93
第 38 計算期間	0.71
第 39 計算期間	△1.11
第 40 計算期間	△2.82
第 41 計算期間	4.12
第 42 計算期間	△9.25
第 43 計算期間	15.71
第 44 計算期間	△6.12
第 45 計算期間	8.47
第 46 計算期間	5.19
第 47 計算期間	1.63
第 48 計算期間	4.50

第 49 計算期間	0.49
第 50 計算期間	5.67
第 51 計算期間	△2.22
第 52 計算期間	3.24
第 53 計算期間	△2.36
第 54 計算期間	△0.36
第 55 計算期間	0.47
第 56 計算期間	0.34
第 57 計算期間	△1.09
第 58 計算期間	△1.07
第 59 計算期間	3.98
第 60 計算期間	△5.34
第 61 計算期間	△5.83
第 62 計算期間	11.68
第 63 計算期間	△1.16
第 64 計算期間	△0.46
第 65 計算期間	3.88
第 66 計算期間	△5.59
第 67 計算期間	0.41
第 68 計算期間	1.78
第 69 計算期間	3.18
第 70 計算期間	1.81
第 71 計算期間	5.00
第 72 計算期間	△3.36
第 73 計算期間	0.23
第 74 計算期間	2.90
第 75 計算期間	△6.08
第 76 計算期間	3.58
第 77 計算期間	2.23
第 78 計算期間	2.81
第 79 計算期間	1.35
第 80 計算期間	4.68
第 81 計算期間	2.38
第 82 計算期間	△27.76
第 83 計算期間	△10.12
第 84 計算期間	0.99
第 85 計算期間	15.33
第 86 計算期間	0.89
第 87 計算期間	3.56
第 88 計算期間	5.24
第 89 計算期間	△1.13

第 90 計算期間	5.02
第 91 計算期間	4.96
第 92 計算期間	1.86
第 93 計算期間	1.80
第 94 計算期間	△0.29
第 95 計算期間	4.32
第 96 計算期間	1.56
第 97 計算期間	2.39
第 98 計算期間	0.77
第 99 計算期間	0.11
第 100 計算期間	0.66
第 101 計算期間	△3.50
第 102 計算期間	2.02
第 103 計算期間	△2.39
第 104 計算期間	3.42
第 105 計算期間	0.37
第 106 計算期間	△9.06
第 107 計算期間	15.69
第 108 計算期間	△2.22
第 109 計算期間	7.05
第 110 計算期間	△8.09
第 111 計算期間	8.58
第 112 計算期間	6.60
第 113 計算期間	△1.57
第 114 計算期間	△0.49
第 115 計算期間	3.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	9,815,614,130	2,361,818	9,813,252,312
第 2 計算期間	3,751,054,427	155,242,045	13,409,064,694
第 3 計算期間	2,112,571,680	366,464,390	15,155,171,984
第 4 計算期間	863,782,693	343,337,768	15,675,616,909
第 5 計算期間	334,517,646	961,212,481	15,048,922,074
第 6 計算期間	181,540,761	829,072,468	14,401,390,367
第 7 計算期間	234,112,316	1,449,878,171	13,185,624,512
第 8 計算期間	318,455,677	1,603,837,572	11,900,242,617
第 9 計算期間	226,218,562	1,304,669,328	10,821,791,851
第 10 計算期間	127,341,284	889,563,910	10,059,569,225

第 11 計算期間	69,675,719	711,788,120	9,417,456,824
第 12 計算期間	60,082,124	617,357,712	8,860,181,236
第 13 計算期間	33,611,432	739,174,536	8,154,618,132
第 14 計算期間	103,411,445	867,023,047	7,391,006,530
第 15 計算期間	47,614,130	403,448,087	7,035,172,573
第 16 計算期間	197,416,244	506,846,134	6,725,742,683
第 17 計算期間	77,846,550	823,791,743	5,979,797,490
第 18 計算期間	25,783,531	473,749,669	5,531,831,352
第 19 計算期間	128,997,665	601,015,507	5,059,813,510
第 20 計算期間	24,323,496	272,909,311	4,811,227,695
第 21 計算期間	17,101,459	350,391,817	4,477,937,337
第 22 計算期間	73,991,131	214,140,064	4,337,788,404
第 23 計算期間	17,328,066	361,472,844	3,993,643,626
第 24 計算期間	21,283,789	193,045,763	3,821,881,652
第 25 計算期間	12,873,577	369,769,898	3,464,985,331
第 26 計算期間	17,458,068	129,576,233	3,352,867,166
第 27 計算期間	7,730,138	119,854,156	3,240,743,148
第 28 計算期間	8,953,854	151,860,258	3,097,836,744
第 29 計算期間	7,493,952	97,444,171	3,007,886,525
第 30 計算期間	9,379,279	84,904,802	2,932,361,002
第 31 計算期間	5,242,223	265,339,155	2,672,264,070
第 32 計算期間	6,896,329	175,349,555	2,503,810,844
第 33 計算期間	6,063,696	76,569,711	2,433,304,829
第 34 計算期間	6,381,596	43,608,491	2,396,077,934
第 35 計算期間	9,848,018	70,720,681	2,335,205,271
第 36 計算期間	5,614,108	7,628,028	2,333,191,351
第 37 計算期間	5,943,981	18,775,626	2,320,359,706
第 38 計算期間	6,201,498	26,078,337	2,300,482,867
第 39 計算期間	6,061,525	48,001,942	2,258,542,450
第 40 計算期間	4,210,360	93,675,819	2,169,076,991
第 41 計算期間	203,858,840	97,941,069	2,274,994,762
第 42 計算期間	735,853,864	226,076,924	2,784,771,702
第 43 計算期間	48,195,751	46,009,582	2,786,957,871
第 44 計算期間	25,828,025	54,917,417	2,757,868,479
第 45 計算期間	170,293,913	163,534,592	2,764,627,800
第 46 計算期間	490,400,184	147,129,541	3,107,898,443
第 47 計算期間	320,269,744	119,994,116	3,308,174,071
第 48 計算期間	96,659,746	362,162,336	3,042,671,481
第 49 計算期間	80,155,931	54,755,525	3,068,071,887
第 50 計算期間	41,293,747	288,412,981	2,820,952,653
第 51 計算期間	338,393,155	166,724,421	2,992,621,387

第 52 計算期間	161, 451, 249	225, 381, 250	2, 928, 691, 386
第 53 計算期間	277, 898, 105	186, 958, 979	3, 019, 630, 512
第 54 計算期間	117, 562, 018	243, 187, 148	2, 894, 005, 382
第 55 計算期間	33, 588, 645	33, 712, 168	2, 893, 881, 859
第 56 計算期間	62, 543, 287	124, 301, 883	2, 832, 123, 263
第 57 計算期間	104, 882, 462	120, 319, 070	2, 816, 686, 655
第 58 計算期間	6, 655, 242	111, 985, 404	2, 711, 356, 493
第 59 計算期間	6, 226, 461	50, 603, 686	2, 666, 979, 268
第 60 計算期間	5, 398, 337	71, 083, 370	2, 601, 294, 235
第 61 計算期間	6, 145, 373	62, 400, 963	2, 545, 038, 645
第 62 計算期間	11, 800, 802	90, 826, 296	2, 466, 013, 151
第 63 計算期間	6, 444, 058	141, 851, 157	2, 330, 606, 052
第 64 計算期間	5, 293, 900	99, 032, 009	2, 236, 867, 943
第 65 計算期間	6, 860, 208	88, 087, 851	2, 155, 640, 300
第 66 計算期間	4, 449, 970	101, 679, 778	2, 058, 410, 492
第 67 計算期間	5, 475, 567	14, 908, 362	2, 048, 977, 697
第 68 計算期間	5, 610, 967	2, 227, 914	2, 052, 360, 750
第 69 計算期間	69, 371, 838	111, 776, 978	2, 009, 955, 610
第 70 計算期間	5, 870, 103	30, 653, 875	1, 985, 171, 838
第 71 計算期間	53, 511, 783	79, 913, 681	1, 958, 769, 940
第 72 計算期間	29, 647, 763	42, 584, 709	1, 945, 832, 994
第 73 計算期間	6, 590, 383	39, 591, 966	1, 912, 831, 411
第 74 計算期間	50, 221, 339	16, 311, 950	1, 946, 740, 800
第 75 計算期間	7, 113, 832	39, 685, 925	1, 914, 168, 707
第 76 計算期間	14, 551, 325	2, 194, 467	1, 926, 525, 565
第 77 計算期間	56, 391, 799	53, 986, 185	1, 928, 931, 179
第 78 計算期間	637, 469, 491	158, 927, 124	2, 407, 473, 546
第 79 計算期間	20, 366, 562	74, 661, 335	2, 353, 178, 773
第 80 計算期間	7, 486, 354	26, 187, 177	2, 334, 477, 950
第 81 計算期間	5, 057, 219	66, 831, 255	2, 272, 703, 914
第 82 計算期間	16, 127, 901	18, 364, 919	2, 270, 466, 896
第 83 計算期間	11, 735, 706	625, 747, 979	1, 656, 454, 623
第 84 計算期間	6, 502, 021	166, 789	1, 662, 789, 855
第 85 計算期間	7, 827, 758	77, 491, 062	1, 593, 126, 551
第 86 計算期間	8, 206, 559	8, 251, 279	1, 593, 081, 831
第 87 計算期間	5, 729, 072	36, 888, 660	1, 561, 922, 243
第 88 計算期間	8, 721, 564	10, 292, 949	1, 560, 350, 858
第 89 計算期間	7, 419, 061	56, 842, 155	1, 510, 927, 764
第 90 計算期間	4, 841, 426	6, 770, 700	1, 508, 998, 490
第 91 計算期間	6, 307, 629	36, 051, 256	1, 479, 254, 863
第 92 計算期間	6, 435, 401	32, 168, 608	1, 453, 521, 656

第 93 計算期間	203,066,616	20,747,510	1,635,840,762
第 94 計算期間	24,882,044	100,138,139	1,560,584,667
第 95 計算期間	7,762,267	26,525,058	1,541,821,876
第 96 計算期間	7,451,928	32,155,183	1,517,118,621
第 97 計算期間	4,250,499	26,723,234	1,494,645,886
第 98 計算期間	6,968,317	14,575,019	1,487,039,184
第 99 計算期間	4,432,206	21,064,238	1,470,407,152
第 100 計算期間	4,841,119	12,562,436	1,462,685,835
第 101 計算期間	4,406,930	24,544,916	1,442,547,849
第 102 計算期間	4,587,904	23,707,607	1,423,428,146
第 103 計算期間	6,154,130	22,914,755	1,406,667,521
第 104 計算期間	6,353,920	21,656,520	1,391,364,921
第 105 計算期間	4,200,345	274,385,455	1,121,179,811
第 106 計算期間	2,835,330	8,244,481	1,115,770,660
第 107 計算期間	3,848,204	13,626,442	1,105,992,422
第 108 計算期間	3,795,319	20,327,212	1,089,460,529
第 109 計算期間	3,634,548	22,813,106	1,070,281,971
第 110 計算期間	2,690,601	26,276,871	1,046,695,701
第 111 計算期間	3,665,824	13,508,938	1,036,852,587
第 112 計算期間	2,675,949	11,645,412	1,027,883,124
第 113 計算期間	18,903,018	18,127,813	1,028,658,329
第 114 計算期間	7,819,642	62,903,128	973,574,843
第 115 計算期間	14,105,042	7,750,237	979,929,648

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	962,809,987	99.12
親投資信託受益証券	日本	1,170,033	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	7,390,103	0.76
純資産総額		971,370,123	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＴＲＹ）	995,666.9984	998	993,675,664	967	962,809,987	99.12
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,149,232	1.0181	1,170,033	1.0181	1,170,033	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.12
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間末日　（平成 25 年 6 月 13 日）	1,922,601,973	1,922,601,973	9,088	9,088
第 2 計算期間末日　（平成 25 年 7 月 16 日）	2,119,244,206	2,119,244,206	8,985	8,985
第 3 計算期間末日　（平成 25 年 8 月 13 日）	2,157,641,553	2,177,144,730	8,850	8,930
第 4 計算期間末日　（平成 25 年 9 月 13 日）	1,970,979,388	1,989,385,058	8,567	8,647
第 5 計算期間末日　（平成 25 年 10 月 15 日）	1,975,812,096	1,993,976,683	8,702	8,782
第 6 計算期間末日　（平成 25 年 11 月 13 日）	1,796,608,287	1,813,396,546	8,561	8,641
第 7 計算期間末日　（平成 25 年 12 月 13 日）	1,647,459,342	1,662,288,605	8,888	8,968
第 8 計算期間末日　（平成 26 年 1 月 14 日）	1,372,432,615	1,385,571,128	8,357	8,437
第 9 計算期間末日　（平成 26 年 2 月 13 日）	1,242,115,708	1,254,253,004	8,187	8,267
第 10 計算期間末日　（平成 26 年 3 月 13 日）	1,129,424,075	1,140,876,782	7,889	7,969
第 11 計算期間末日　（平成 26 年 4 月 14 日）	1,089,127,845	1,099,446,921	8,444	8,524
第 12 計算期間末日　（平成 26 年 5 月 13 日）	1,076,238,866	1,086,229,433	8,618	8,698

第13計算期間末日	（平成26年 6月13日）	998,575,415	1,007,768,795	8,690	8,770
第14計算期間末日	（平成26年 7月14日）	995,004,257	1,004,221,253	8,636	8,716
第15計算期間末日	（平成26年 8月13日）	942,914,913	951,953,178	8,346	8,426
第16計算期間末日	（平成26年 9月16日）	946,486,429	955,266,767	8,624	8,704
第17計算期間末日	（平成26年10月14日）	873,328,870	881,758,256	8,288	8,368
第18計算期間末日	（平成26年11月13日）	850,636,122	858,250,981	8,937	9,017
第19計算期間末日	（平成26年12月15日）	711,830,294	718,714,881	8,272	8,352
第20計算期間末日	（平成27年 1月13日）	687,267,249	693,968,931	8,204	8,284
第21計算期間末日	（平成27年 2月13日）	795,446,602	803,921,677	7,509	7,589
第22計算期間末日	（平成27年 3月13日）	782,795,080	791,205,429	7,446	7,526
第23計算期間末日	（平成27年 4月13日）	783,237,863	791,692,513	7,411	7,491
第24計算期間末日	（平成27年 5月13日）	816,678,009	825,518,040	7,391	7,471
第25計算期間末日	（平成27年 6月15日）	747,841,540	755,885,884	7,437	7,517
第26計算期間末日	（平成27年 7月13日）	756,508,983	764,594,825	7,485	7,565
第27計算期間末日	（平成27年 8月13日）	714,921,033	723,032,958	7,051	7,131
第28計算期間末日	（平成27年 9月14日）	602,436,538	610,447,231	6,016	6,096
第29計算期間末日	（平成27年10月13日）	594,787,829	602,475,575	6,189	6,269
第30計算期間末日	（平成27年11月13日）	578,624,408	585,655,061	6,584	6,664
第31計算期間末日	（平成27年12月14日）	491,717,739	498,271,025	6,003	6,083
第32計算期間末日	（平成28年 1月13日）	437,361,509	443,540,829	5,662	5,742
第33計算期間末日	（平成28年 2月15日）	421,449,490	427,598,466	5,483	5,563
第34計算期間末日	（平成28年 3月14日）	443,277,262	449,288,675	5,899	5,979
第35計算期間末日	（平成28年 4月13日）	433,543,855	439,524,867	5,799	5,879
第36計算期間末日	（平成28年 5月13日）	410,841,956	416,658,514	5,651	5,731
第37計算期間末日	（平成28年 6月13日）	401,901,250	407,584,681	5,657	5,737
第38計算期間末日	（平成28年 7月13日）	398,128,790	403,769,749	5,646	5,726
第39計算期間末日	（平成28年 8月15日）	366,675,261	372,117,658	5,390	5,470
第40計算期間末日	（平成28年 9月13日）	351,498,468	356,737,907	5,367	5,447
第41計算期間末日	（平成28年10月13日）	327,649,055	332,610,578	5,283	5,363
第42計算期間末日	（平成28年11月14日）	634,021,910	644,064,730	5,051	5,131
第43計算期間末日	（平成28年12月13日）	646,209,416	656,293,381	5,127	5,207
第44計算期間末日	（平成29年 1月13日）	611,073,838	621,412,339	4,729	4,809
第45計算期間末日	（平成29年 2月13日）	679,260,915	690,500,017	4,835	4,915
第46計算期間末日	（平成29年 3月13日）	860,502,727	874,887,069	4,786	4,866
第47計算期間末日	（平成29年 4月13日）	941,074,533	957,191,723	4,671	4,751
第48計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,184,773,732	1,203,908,074	4,953	5,033
第49計算期間末日	（平成29年 6月13日）	1,310,144,543	1,331,897,804	4,818	4,898
第50計算期間末日	（平成29年 7月13日）	1,916,982,292	1,948,618,184	4,848	4,928
第51計算期間末日	（平成29年 8月14日）	2,644,105,293	2,671,776,613	4,778	4,828
第52計算期間末日	（平成29年 9月13日）	3,779,582,392	3,817,219,835	5,021	5,071
第53計算期間末日	（平成29年10月13日）	5,401,634,560	5,457,411,287	4,842	4,892

第54計算期間末日	（平成29年11月13日）	6,638,607,102	6,710,640,299	4,608	4,658
第55計算期間末日	（平成29年12月13日）	6,860,643,836	6,934,571,070	4,640	4,690
第56計算期間末日	（平成30年 1月15日）	7,358,697,090	7,436,771,574	4,713	4,763
第57計算期間末日	（平成30年 2月13日）	7,099,840,343	7,179,119,893	4,478	4,528
第58計算期間末日	（平成30年 3月13日）	6,888,370,564	6,967,775,533	4,337	4,387
第59計算期間末日	（平成30年 4月13日）	6,366,150,323	6,444,015,109	4,088	4,138
第60計算期間末日	（平成30年 5月14日）	5,963,274,629	6,039,951,999	3,889	3,939
第61計算期間末日	（平成30年 6月13日）	5,278,171,108	5,350,589,652	3,644	3,694
第62計算期間末日	（平成30年 7月13日）	5,019,733,689	5,091,812,892	3,482	3,532
第63計算期間末日	（平成30年 8月13日）	3,668,622,120	3,739,207,600	2,599	2,649
第64計算期間末日	（平成30年 9月13日）	3,553,623,244	3,621,814,230	2,606	2,656
第65計算期間末日	（平成30年10月15日）	3,975,130,024	4,009,577,723	2,885	2,910
第66計算期間末日	（平成30年11月13日）	4,271,061,276	4,304,434,140	3,200	3,225
第67計算期間末日	（平成30年12月13日）	4,134,947,466	4,166,781,774	3,247	3,272
第68計算期間末日	（平成31年 1月15日）	3,923,087,472	3,954,933,978	3,080	3,105
第69計算期間末日	（平成31年 2月13日）	4,328,224,023	4,360,400,700	3,363	3,388
第70計算期間末日	（平成31年 3月13日）	4,068,592,914	4,099,301,177	3,312	3,337
第71計算期間末日	（平成31年 4月15日）	3,948,809,526	3,978,794,287	3,292	3,317
第72計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	3,635,187,866	3,664,743,242	3,075	3,100
第73計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	3,742,708,077	3,771,457,663	3,255	3,280
第74計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	3,817,151,824	3,845,265,491	3,394	3,419
第75計算期間末日	（令和 1年 8月13日）	3,627,589,900	3,654,395,186	3,383	3,408
第76計算期間末日	（令和 1年 9月13日）	3,559,127,042	3,585,213,688	3,411	3,436
第77計算期間末日	（令和 1年10月15日）	3,345,385,112	3,370,832,268	3,287	3,312
第78計算期間末日	（令和 1年11月13日）	3,426,132,786	3,450,934,699	3,453	3,478
第79計算期間末日	（令和 1年12月13日）	3,429,206,103	3,453,914,022	3,470	3,495
第80計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	3,401,994,948	3,426,157,704	3,520	3,545
第81計算期間末日	（令和 2年 2月13日）	3,289,180,036	3,313,138,205	3,432	3,457
第82計算期間末日	（令和 2年 3月13日）	2,706,538,268	2,730,209,795	2,858	2,883
第83計算期間末日	（令和 2年 4月13日）	2,379,319,123	2,402,500,366	2,566	2,591
第84計算期間末日	（令和 2年 5月13日）	2,298,365,240	2,321,353,652	2,499	2,524
第85計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	2,495,298,054	2,518,021,247	2,745	2,770
第86計算期間末日	（令和 2年 7月13日）	2,485,739,013	2,508,281,279	2,757	2,782
第87計算期間末日	（令和 2年 8月13日）	2,361,004,154	2,383,182,137	2,661	2,686
第88計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	2,264,826,051	2,286,426,777	2,621	2,646
第89計算期間末日	（令和 2年10月13日）	2,048,095,948	2,069,051,230	2,443	2,468
第90計算期間末日	（令和 2年11月13日）	2,059,338,424	2,079,631,521	2,537	2,562
第91計算期間末日	（令和 2年12月14日）	2,060,588,805	2,080,763,348	2,553	2,578
第92計算期間末日	（令和 3年 1月13日）	2,150,859,802	2,170,767,890	2,701	2,726
第93計算期間末日	（令和 3年 2月15日）	2,280,552,519	2,299,980,573	2,935	2,960
第94計算期間末日	（令和 3年 3月15日）	2,160,292,167	2,179,498,107	2,812	2,837

第95計算期間末日	（令和 3年 4月13日）	2,009,711,460	2,028,649,773	2,653	2,678
第96計算期間末日	（令和 3年 5月13日）	1,943,747,316	1,962,392,904	2,606	2,631
第97計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	1,947,969,398	1,966,124,774	2,682	2,707
第98計算期間末日	（令和 3年 7月13日）	1,877,378,265	1,895,311,512	2,617	2,642
第99計算期間末日	（令和 3年 8月13日）	1,883,522,377	1,901,275,617	2,652	2,677
第100計算期間末日	（令和 3年 9月13日）	1,868,807,712	1,886,032,489	2,712	2,737
第101計算期間末日	（令和 3年10月13日）	1,719,984,579	1,736,796,625	2,558	2,583
第102計算期間末日	（令和 3年11月15日）	1,555,728,949	1,572,371,923	2,337	2,362
第103計算期間末日	（令和 3年12月13日）	1,069,158,987	1,085,269,956	1,659	1,684
第104計算期間末日	（令和 4年 1月13日）	1,080,682,235	1,096,423,153	1,716	1,741
第105計算期間末日	（令和 4年 2月14日）	1,053,269,226	1,068,339,195	1,747	1,772
第106計算期間末日	（令和 4年 3月14日）	871,399,992	886,305,546	1,462	1,487
第107計算期間末日	（令和 4年 4月13日）	996,595,898	1,011,438,720	1,679	1,704
第108計算期間末日	（令和 4年 5月13日）	922,991,980	937,917,994	1,546	1,571
第109計算期間末日	（令和 4年 6月13日）	881,340,680	896,282,878	1,475	1,500
第110計算期間末日	（令和 4年 7月13日）	918,137,320	924,509,991	1,441	1,451
第111計算期間末日	（令和 4年 8月15日）	952,148,580	958,469,743	1,506	1,516
第112計算期間末日	（令和 4年 9月13日）	1,013,208,887	1,019,549,622	1,598	1,608
第113計算期間末日	（令和 4年10月13日）	988,782,772	995,024,171	1,584	1,594
第114計算期間末日	（令和 4年11月14日）	972,253,690	978,410,402	1,579	1,589
第115計算期間末日	（令和 4年12月13日）	1,019,674,951	1,025,810,712	1,662	1,672
	令和 3年12月末日	1,171,658,615	—	1,858	—
	令和 4年 1月末日	1,047,649,145	—	1,736	—
	2月末日	975,585,385	—	1,619	—
	3月末日	965,531,350	—	1,625	—
	4月末日	1,002,493,198	—	1,677	—
	5月末日	897,027,258	—	1,498	—
	6月末日	932,800,623	—	1,547	—
	7月末日	903,824,073	—	1,425	—
	8月末日	981,532,106	—	1,547	—
	9月末日	968,008,960	—	1,537	—
	10月末日	989,288,289	—	1,602	—
	11月末日	1,002,006,974	—	1,628	—
	12月末日	971,370,123	—	1,609	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円

第 2 計算期間	―円
第 3 計算期間	80 円
第 4 計算期間	80 円
第 5 計算期間	80 円
第 6 計算期間	80 円
第 7 計算期間	80 円
第 8 計算期間	80 円
第 9 計算期間	80 円
第 10 計算期間	80 円
第 11 計算期間	80 円
第 12 計算期間	80 円
第 13 計算期間	80 円
第 14 計算期間	80 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円

第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	25 円
第 66 計算期間	25 円
第 67 計算期間	25 円
第 68 計算期間	25 円
第 69 計算期間	25 円
第 70 計算期間	25 円
第 71 計算期間	25 円
第 72 計算期間	25 円
第 73 計算期間	25 円
第 74 計算期間	25 円
第 75 計算期間	25 円
第 76 計算期間	25 円
第 77 計算期間	25 円
第 78 計算期間	25 円
第 79 計算期間	25 円
第 80 計算期間	25 円
第 81 計算期間	25 円
第 82 計算期間	25 円
第 83 計算期間	25 円

第 84 計算期間	25 円
第 85 計算期間	25 円
第 86 計算期間	25 円
第 87 計算期間	25 円
第 88 計算期間	25 円
第 89 計算期間	25 円
第 90 計算期間	25 円
第 91 計算期間	25 円
第 92 計算期間	25 円
第 93 計算期間	25 円
第 94 計算期間	25 円
第 95 計算期間	25 円
第 96 計算期間	25 円
第 97 計算期間	25 円
第 98 計算期間	25 円
第 99 計算期間	25 円
第 100 計算期間	25 円
第 101 計算期間	25 円
第 102 計算期間	25 円
第 103 計算期間	25 円
第 104 計算期間	25 円
第 105 計算期間	25 円
第 106 計算期間	25 円
第 107 計算期間	25 円
第 108 計算期間	25 円
第 109 計算期間	25 円
第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	10 円
第 113 計算期間	10 円
第 114 計算期間	10 円
第 115 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 1 計算期間	△9.12
第 2 計算期間	△1.13
第 3 計算期間	△0.61
第 4 計算期間	△2.29
第 5 計算期間	2.50

第 6 計算期間	△0.70
第 7 計算期間	4.75
第 8 計算期間	△5.07
第 9 計算期間	△1.07
第 10 計算期間	△2.66
第 11 計算期間	8.04
第 12 計算期間	3.00
第 13 計算期間	1.76
第 14 計算期間	0.29
第 15 計算期間	△2.43
第 16 計算期間	4.28
第 17 計算期間	△2.96
第 18 計算期間	8.79
第 19 計算期間	△6.54
第 20 計算期間	0.14
第 21 計算期間	△7.49
第 22 計算期間	0.22
第 23 計算期間	0.60
第 24 計算期間	0.80
第 25 計算期間	1.70
第 26 計算期間	1.72
第 27 計算期間	△4.72
第 28 計算期間	△13.54
第 29 計算期間	4.20
第 30 計算期間	7.67
第 31 計算期間	△7.60
第 32 計算期間	△4.34
第 33 計算期間	△1.74
第 34 計算期間	9.04
第 35 計算期間	△0.33
第 36 計算期間	△1.17
第 37 計算期間	1.52
第 38 計算期間	1.21
第 39 計算期間	△3.11
第 40 計算期間	1.05
第 41 計算期間	△0.07
第 42 計算期間	△2.87
第 43 計算期間	3.08
第 44 計算期間	△6.20
第 45 計算期間	3.93
第 46 計算期間	0.64

第 47 計算期間	△0.73
第 48 計算期間	7.74
第 49 計算期間	△1.11
第 50 計算期間	2.28
第 51 計算期間	△0.41
第 52 計算期間	6.13
第 53 計算期間	△2.56
第 54 計算期間	△3.80
第 55 計算期間	1.77
第 56 計算期間	2.65
第 57 計算期間	△3.92
第 58 計算期間	△2.03
第 59 計算期間	△4.58
第 60 計算期間	△3.64
第 61 計算期間	△5.01
第 62 計算期間	△3.07
第 63 計算期間	△23.92
第 64 計算期間	2.19
第 65 計算期間	11.66
第 66 計算期間	11.78
第 67 計算期間	2.25
第 68 計算期間	△4.37
第 69 計算期間	10.00
第 70 計算期間	△0.77
第 71 計算期間	0.15
第 72 計算期間	△5.83
第 73 計算期間	6.66
第 74 計算期間	5.03
第 75 計算期間	0.41
第 76 計算期間	1.56
第 77 計算期間	△2.90
第 78 計算期間	5.81
第 79 計算期間	1.21
第 80 計算期間	2.16
第 81 計算期間	△1.78
第 82 計算期間	△15.99
第 83 計算期間	△9.34
第 84 計算期間	△1.63
第 85 計算期間	10.84
第 86 計算期間	1.34
第 87 計算期間	△2.57

第 88 計算期間	△0.56
第 89 計算期間	△5.83
第 90 計算期間	4.87
第 91 計算期間	1.61
第 92 計算期間	6.77
第 93 計算期間	9.58
第 94 計算期間	△3.33
第 95 計算期間	△4.76
第 96 計算期間	△0.82
第 97 計算期間	3.87
第 98 計算期間	△1.49
第 99 計算期間	2.29
第 100 計算期間	3.20
第 101 計算期間	△4.75
第 102 計算期間	△7.66
第 103 計算期間	△27.94
第 104 計算期間	4.94
第 105 計算期間	3.26
第 106 計算期間	△14.88
第 107 計算期間	16.55
第 108 計算期間	△6.43
第 109 計算期間	△2.97
第 110 計算期間	△1.62
第 111 計算期間	5.20
第 112 計算期間	6.77
第 113 計算期間	△0.25
第 114 計算期間	0.31
第 115 計算期間	5.88

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	2,180,505,496	65,008,353	2,115,497,143
第 2 計算期間	302,197,284	59,176,681	2,358,517,746
第 3 計算期間	112,218,474	32,839,013	2,437,897,207
第 4 計算期間	35,746,046	172,934,447	2,300,708,806
第 5 計算期間	18,857,526	48,992,908	2,270,573,424
第 6 計算期間	27,795,398	199,836,366	2,098,532,456
第 7 計算期間	41,201,315	286,075,876	1,853,657,895
第 8 計算期間	9,202,296	220,546,022	1,642,314,169

第 9 計算期間	47,029,141	172,181,271	1,517,162,039
第 10 計算期間	25,790,467	111,364,064	1,431,588,442
第 11 計算期間	4,888,081	146,591,956	1,289,884,567
第 12 計算期間	10,570,997	51,634,623	1,248,820,941
第 13 計算期間	33,185,475	132,833,831	1,149,172,585
第 14 計算期間	68,219,728	65,267,756	1,152,124,557
第 15 計算期間	33,906,704	56,248,073	1,129,783,188
第 16 計算期間	26,113,141	58,354,077	1,097,542,252
第 17 計算期間	18,229,451	62,098,385	1,053,673,318
第 18 計算期間	4,347,716	106,163,624	951,857,410
第 19 計算期間	2,535,281	93,819,258	860,573,433
第 20 計算期間	9,000,045	31,863,141	837,710,337
第 21 計算期間	266,520,793	44,846,717	1,059,384,413
第 22 計算期間	8,574,211	16,664,887	1,051,293,737
第 23 計算期間	6,627,358	1,089,826	1,056,831,269
第 24 計算期間	122,041,952	73,869,306	1,105,003,915
第 25 計算期間	174,341,495	273,802,397	1,005,543,013
第 26 計算期間	37,961,191	32,773,856	1,010,730,348
第 27 計算期間	21,272,657	18,012,294	1,013,990,711
第 28 計算期間	6,324,014	18,978,061	1,001,336,664
第 29 計算期間	3,380,997	43,749,406	960,968,255
第 30 計算期間	3,320,000	85,456,518	878,831,737
第 31 計算期間	2,806,663	62,477,626	819,160,774
第 32 計算期間	3,484,269	50,230,042	772,415,001
第 33 計算期間	3,593,517	7,386,408	768,622,110
第 34 計算期間	3,847,569	21,043,038	751,426,641
第 35 計算期間	4,742,116	8,542,234	747,626,523
第 36 計算期間	3,093,663	23,650,362	727,069,824
第 37 計算期間	3,408,820	20,049,666	710,428,978
第 38 計算期間	3,679,555	8,988,603	705,119,930
第 39 計算期間	3,824,609	28,644,868	680,299,671
第 40 計算期間	5,970,610	31,340,358	654,929,923
第 41 計算期間	4,046,075	38,785,522	620,190,476
第 42 計算期間	640,008,111	4,846,084	1,255,352,503
第 43 計算期間	5,824,792	681,591	1,260,495,704
第 44 計算期間	79,611,561	47,794,626	1,292,312,639
第 45 計算期間	127,757,357	15,182,136	1,404,887,860
第 46 計算期間	425,362,127	32,207,177	1,798,042,810
第 47 計算期間	226,916,796	10,310,760	2,014,648,846
第 48 計算期間	462,809,869	85,665,909	2,391,792,806
第 49 計算期間	496,222,239	168,857,370	2,719,157,675

第 50 計算期間	1,331,758,371	96,429,501	3,954,486,545
第 51 計算期間	1,668,005,065	88,227,459	5,534,264,151
第 52 計算期間	2,103,073,584	109,849,070	7,527,488,665
第 53 計算期間	4,038,504,089	410,647,352	11,155,345,402
第 54 計算期間	3,348,538,823	97,244,721	14,406,639,504
第 55 計算期間	1,155,634,370	776,826,949	14,785,446,925
第 56 計算期間	1,173,306,075	343,856,110	15,614,896,890
第 57 計算期間	624,241,470	383,228,168	15,855,910,192
第 58 計算期間	227,681,722	202,597,976	15,880,993,938
第 59 計算期間	111,203,341	419,239,946	15,572,957,333
第 60 計算期間	201,237,807	438,720,983	15,335,474,157
第 61 計算期間	204,790,057	1,056,555,317	14,483,708,897
第 62 計算期間	307,592,411	375,460,538	14,415,840,770
第 63 計算期間	293,794,504	592,539,155	14,117,096,119
第 64 計算期間	521,180,814	1,000,079,652	13,638,197,281
第 65 計算期間	430,279,528	289,397,093	13,779,079,716
第 66 計算期間	89,496,605	519,430,426	13,349,145,895
第 67 計算期間	68,598,534	684,020,980	12,733,723,449
第 68 計算期間	151,107,207	146,228,128	12,738,602,528
第 69 計算期間	572,976,795	440,908,292	12,870,671,031
第 70 計算期間	170,838,415	758,204,222	12,283,305,224
第 71 計算期間	93,169,819	382,570,452	11,993,904,591
第 72 計算期間	68,310,592	240,064,762	11,822,150,421
第 73 計算期間	52,762,211	375,077,870	11,499,834,762
第 74 計算期間	63,416,345	317,784,249	11,245,466,858
第 75 計算期間	70,968,927	594,321,357	10,722,114,428
第 76 計算期間	41,428,339	328,884,102	10,434,658,665
第 77 計算期間	40,106,658	295,902,708	10,178,862,615
第 78 計算期間	40,287,613	298,384,916	9,920,765,312
第 79 計算期間	50,168,441	87,765,782	9,883,167,971
第 80 計算期間	38,040,188	256,105,507	9,665,102,652
第 81 計算期間	62,990,514	144,825,354	9,583,267,812
第 82 計算期間	41,364,028	156,020,830	9,468,611,010
第 83 計算期間	46,062,979	242,176,614	9,272,497,375
第 84 計算期間	48,916,750	126,049,084	9,195,365,041
第 85 計算期間	51,241,650	157,329,478	9,089,277,213
第 86 計算期間	42,308,916	114,679,448	9,016,906,681
第 87 計算期間	45,224,067	190,937,267	8,871,193,481
第 88 計算期間	43,055,138	273,957,831	8,640,290,788
第 89 計算期間	41,282,813	299,460,586	8,382,113,015
第 90 計算期間	54,297,388	319,171,322	8,117,239,081

第 91 計算期間	57,755,117	105,176,605	8,069,817,593
第 92 計算期間	63,298,046	169,880,323	7,963,235,316
第 93 計算期間	76,564,422	268,578,089	7,771,221,649
第 94 計算期間	38,744,623	127,590,262	7,682,376,010
第 95 計算期間	41,055,158	148,105,681	7,575,325,487
第 96 計算期間	42,598,558	159,688,485	7,458,235,560
第 97 計算期間	40,333,253	236,418,284	7,262,150,529
第 98 計算期間	43,835,397	132,686,855	7,173,299,071
第 99 計算期間	37,462,454	109,465,179	7,101,296,346
第 100 計算期間	34,700,734	246,086,216	6,889,910,864
第 101 計算期間	32,544,695	197,636,773	6,724,818,786
第 102 計算期間	44,243,324	111,872,486	6,657,189,624
第 103 計算期間	78,747,206	291,548,989	6,444,387,841
第 104 計算期間	77,220,863	225,241,242	6,296,367,462
第 105 計算期間	48,477,224	316,856,843	6,027,987,843
第 106 計算期間	41,964,424	107,730,286	5,962,221,981
第 107 計算期間	51,865,324	76,958,371	5,937,128,934
第 108 計算期間	50,913,884	17,637,034	5,970,405,784
第 109 計算期間	64,974,974	58,501,243	5,976,879,515
第 110 計算期間	397,160,247	1,367,983	6,372,671,779
第 111 計算期間	25,497,489	77,006,009	6,321,163,259
第 112 計算期間	55,703,903	36,131,257	6,340,735,905
第 113 計算期間	23,380,760	122,717,118	6,241,399,547
第 114 計算期間	22,310,051	106,996,614	6,156,712,984
第 115 計算期間	22,067,274	43,018,469	6,135,761,789

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	602,792,913	99.01
親投資信託受益証券	日本	641,293	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	5,403,580	0.88
純資産総額		608,837,786	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＺＡＲ）	48,895.3	4,154	203,111,076	4,215	206,093,689	33.85
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＢＲＬ）	73,532.4696	2,728	200,596,577	2,711	199,346,525	32.74
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＡＵＤ）	35,875.7861	5,643	202,447,060	5,501	197,352,699	32.41
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	629,892	1.0181	641,293	1.0181	641,293	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 16 計算期間末日　（平成 25 年 1 月 15 日）	905,388,669	914,166,741	12,377	12,497
第 17 計算期間末日　（平成 25 年 2 月 13 日）	925,863,930	934,660,517	12,630	12,750
第 18 計算期間末日　（平成 25 年 3 月 13 日）	1,065,832,142	1,075,655,875	13,019	13,139
第 19 計算期間末日　（平成 25 年 4 月 15 日）	1,305,914,559	1,317,554,431	13,463	13,583
第 20 計算期間末日　（平成 25 年 5 月 13 日）	1,324,745,539	1,336,606,378	13,403	13,523

第21計算期間末日	（平成25年 6月13日）	993,015,297	1,003,698,830	11,154	11,274
第22計算期間末日	（平成25年 7月16日）	944,389,559	954,688,835	11,003	11,123
第23計算期間末日	（平成25年 8月13日）	869,179,736	878,919,864	10,708	10,828
第24計算期間末日	（平成25年 9月13日）	842,328,266	851,644,449	10,850	10,970
第25計算期間末日	（平成25年10月15日）	825,161,965	834,136,307	11,034	11,154
第26計算期間末日	（平成25年11月13日）	756,012,236	764,469,395	10,727	10,847
第27計算期間末日	（平成25年12月13日）	727,384,011	735,420,010	10,862	10,982
第28計算期間末日	（平成26年 1月14日）	748,116,299	756,444,314	10,780	10,900
第29計算期間末日	（平成26年 2月13日）	702,842,621	710,950,448	10,402	10,522
第30計算期間末日	（平成26年 3月13日）	658,451,528	666,113,269	10,313	10,433
第31計算期間末日	（平成26年 4月14日）	655,444,682	662,667,237	10,890	11,010
第32計算期間末日	（平成26年 5月13日）	670,083,614	677,458,058	10,904	11,024
第33計算期間末日	（平成26年 6月13日）	648,100,404	655,184,323	10,979	11,099
第34計算期間末日	（平成26年 7月14日）	657,051,115	664,272,180	10,919	11,039
第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	649,147,700	656,469,763	10,639	10,759
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	583,732,720	590,166,505	10,888	11,008
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	581,923,912	588,575,457	10,498	10,618
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	611,434,341	618,168,755	10,895	11,015
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	528,419,116	534,904,674	9,777	9,897
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	525,477,831	532,036,724	9,614	9,734
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	467,648,631	473,830,248	9,078	9,198
第42計算期間末日	（平成27年 3月13日）	421,145,472	426,775,123	8,977	9,097
第43計算期間末日	（平成27年 4月13日）	441,860,921	447,672,160	9,124	9,244
第44計算期間末日	（平成27年 5月13日）	433,313,929	438,888,173	9,328	9,448
第45計算期間末日	（平成27年 6月15日）	430,405,391	435,981,100	9,263	9,383
第46計算期間末日	（平成27年 7月13日）	411,865,126	417,430,870	8,880	9,000
第47計算期間末日	（平成27年 8月13日）	373,322,965	378,718,924	8,302	8,422
第48計算期間末日	（平成27年 9月14日）	297,550,546	302,492,784	7,225	7,345
第49計算期間末日	（平成27年10月13日）	277,213,923	281,773,200	7,296	7,416
第50計算期間末日	（平成27年11月13日）	272,487,531	276,980,548	7,278	7,398
第51計算期間末日	（平成27年12月14日）	219,574,411	223,588,264	6,564	6,684
第52計算期間末日	（平成28年 1月13日）	190,902,782	194,695,356	6,040	6,160
第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	178,362,937	182,095,467	5,734	5,854
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	198,284,449	201,993,119	6,416	6,536
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	205,208,315	209,101,260	6,326	6,446
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	200,447,614	204,294,869	6,252	6,372
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	205,868,291	209,868,004	6,176	6,296
第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	211,439,354	215,449,620	6,327	6,447
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	215,520,296	219,590,414	6,354	6,474
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	231,626,532	236,191,638	6,089	6,209
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	251,329,743	256,132,552	6,280	6,400

第 62 計算期間末日	（平成 28 年 11 月 14 日）	225, 356, 465	229, 796, 548	6, 091	6, 211
第 63 計算期間末日	（平成 28 年 12 月 13 日）	263, 713, 824	268, 371, 757	6, 794	6, 914
第 64 計算期間末日	（平成 29 年 1 月 13 日）	361, 276, 087	367, 569, 801	6, 888	7, 008
第 65 計算期間末日	（平成 29 年 2 月 13 日）	398, 547, 481	405, 367, 279	7, 013	7, 133
第 66 計算期間末日	（平成 29 年 3 月 13 日）	521, 424, 517	530, 410, 672	6, 963	7, 083
第 67 計算期間末日	（平成 29 年 4 月 13 日）	549, 318, 205	559, 376, 378	6, 554	6, 674
第 68 計算期間末日	（平成 29 年 5 月 15 日）	649, 281, 781	660, 790, 136	6, 770	6, 890
第 69 計算期間末日	（平成 29 年 6 月 13 日）	705, 345, 512	718, 402, 152	6, 483	6, 603
第 70 計算期間末日	（平成 29 年 7 月 13 日）	774, 706, 104	788, 831, 541	6, 581	6, 701
第 71 計算期間末日	（平成 29 年 8 月 14 日）	941, 054, 525	958, 701, 628	6, 399	6, 519
第 72 計算期間末日	（平成 29 年 9 月 13 日）	1, 176, 388, 945	1, 197, 761, 229	6, 605	6, 725
第 73 計算期間末日	（平成 29 年 10 月 13 日）	1, 638, 961, 951	1, 669, 194, 212	6, 505	6, 625
第 74 計算期間末日	（平成 29 年 11 月 13 日）	1, 777, 574, 854	1, 811, 940, 866	6, 207	6, 327
第 75 計算期間末日	（平成 29 年 12 月 13 日）	2, 112, 573, 297	2, 153, 616, 286	6, 177	6, 297
第 76 計算期間末日	（平成 30 年 1 月 15 日）	2, 570, 041, 844	2, 618, 385, 115	6, 379	6, 499
第 77 計算期間末日	（平成 30 年 2 月 13 日）	2, 900, 597, 773	2, 943, 363, 554	6, 104	6, 194
第 78 計算期間末日	（平成 30 年 3 月 13 日）	2, 889, 932, 180	2, 933, 490, 893	5, 971	6, 061
第 79 計算期間末日	（平成 30 年 4 月 13 日）	2, 816, 788, 282	2, 860, 468, 197	5, 804	5, 894
第 80 計算期間末日	（平成 30 年 5 月 14 日）	2, 672, 128, 654	2, 715, 409, 093	5, 557	5, 647
第 81 計算期間末日	（平成 30 年 6 月 13 日）	2, 505, 509, 353	2, 548, 125, 223	5, 291	5, 381
第 82 計算期間末日	（平成 30 年 7 月 13 日）	2, 333, 335, 892	2, 374, 017, 665	5, 162	5, 252
第 83 計算期間末日	（平成 30 年 8 月 13 日）	2, 258, 724, 970	2, 299, 998, 932	4, 925	5, 015
第 84 計算期間末日	（平成 30 年 9 月 13 日）	2, 064, 894, 659	2, 105, 496, 063	4, 577	4, 667
第 85 計算期間末日	（平成 30 年 10 月 15 日）	2, 189, 134, 077	2, 216, 293, 948	4, 836	4, 896
第 86 計算期間末日	（平成 30 年 11 月 13 日）	2, 183, 234, 623	2, 210, 055, 345	4, 884	4, 944
第 87 計算期間末日	（平成 30 年 12 月 13 日）	2, 086, 665, 676	2, 113, 000, 617	4, 754	4, 814
第 88 計算期間末日	（平成 31 年 1 月 15 日）	1, 962, 527, 922	1, 988, 077, 156	4, 609	4, 669
第 89 計算期間末日	（平成 31 年 2 月 13 日）	2, 022, 841, 318	2, 048, 623, 609	4, 708	4, 768
第 90 計算期間末日	（平成 31 年 3 月 13 日）	2, 020, 072, 050	2, 046, 251, 120	4, 630	4, 690
第 91 計算期間末日	（平成 31 年 4 月 15 日）	2, 089, 055, 676	2, 115, 756, 970	4, 694	4, 754
第 92 計算期間末日	（令和 1 年 5 月 13 日）	1, 948, 313, 995	1, 974, 566, 633	4, 453	4, 513
第 93 計算期間末日	（令和 1 年 6 月 13 日）	1, 949, 598, 094	1, 976, 436, 493	4, 359	4, 419
第 94 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	2, 055, 924, 158	2, 083, 230, 838	4, 517	4, 577
第 95 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	1, 824, 410, 401	1, 851, 572, 383	4, 030	4, 090
第 96 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	1, 927, 788, 628	1, 955, 759, 152	4, 135	4, 195
第 97 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	1, 906, 460, 342	1, 925, 170, 441	4, 076	4, 116
第 98 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	1, 941, 793, 009	1, 960, 704, 089	4, 107	4, 147
第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	1, 873, 879, 352	1, 891, 923, 064	4, 154	4, 194
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	1, 888, 490, 667	1, 906, 290, 766	4, 244	4, 284
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	1, 819, 043, 255	1, 836, 733, 393	4, 113	4, 153
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	1, 376, 110, 309	1, 393, 338, 725	3, 195	3, 235

第 103 計算期間末日 （令和 2 年 4 月 13 日）	1,159,148,174	1,175,381,105	2,856	2,896
第 104 計算期間末日 （令和 2 年 5 月 13 日）	1,141,228,994	1,157,558,410	2,796	2,836
第 105 計算期間末日 （令和 2 年 6 月 15 日）	1,316,387,494	1,332,794,813	3,209	3,249
第 106 計算期間末日 （令和 2 年 7 月 13 日）	1,282,683,113	1,298,765,568	3,190	3,230
第 107 計算期間末日 （令和 2 年 8 月 13 日）	1,286,997,238	1,303,112,369	3,195	3,235
第 108 計算期間末日 （令和 2 年 9 月 14 日）	1,238,723,345	1,253,971,245	3,250	3,290
第 109 計算期間末日 （令和 2 年 10 月 13 日）	1,192,100,632	1,199,697,625	3,138	3,158
第 110 計算期間末日 （令和 2 年 11 月 13 日）	1,156,431,003	1,163,545,499	3,251	3,271
第 111 計算期間末日 （令和 2 年 12 月 14 日）	1,213,046,007	1,220,031,845	3,473	3,493
第 112 計算期間末日 （令和 3 年 1 月 13 日）	1,122,782,999	1,129,368,444	3,410	3,430
第 113 計算期間末日 （令和 3 年 2 月 15 日）	1,147,528,164	1,154,020,836	3,535	3,555
第 114 計算期間末日 （令和 3 年 3 月 15 日）	1,146,415,438	1,152,858,576	3,559	3,579
第 115 計算期間末日 （令和 3 年 4 月 13 日）	1,107,442,014	1,113,666,213	3,559	3,579
第 116 計算期間末日 （令和 3 年 5 月 13 日）	1,158,117,110	1,164,300,947	3,746	3,766
第 117 計算期間末日 （令和 3 年 6 月 14 日）	1,175,582,384	1,181,727,430	3,826	3,846
第 118 計算期間末日 （令和 3 年 7 月 13 日）	1,131,128,998	1,137,226,742	3,710	3,730
第 119 計算期間末日 （令和 3 年 8 月 13 日）	1,106,092,445	1,112,174,018	3,638	3,658
第 120 計算期間末日 （令和 3 年 9 月 13 日）	1,097,847,890	1,103,798,470	3,690	3,710
第 121 計算期間末日 （令和 3 年 10 月 13 日）	1,053,454,873	1,059,366,311	3,564	3,584
第 122 計算期間末日 （令和 3 年 11 月 15 日）	1,045,260,140	1,051,151,476	3,548	3,568
第 123 計算期間末日 （令和 3 年 12 月 13 日）	983,844,634	989,634,975	3,398	3,418
第 124 計算期間末日 （令和 4 年 1 月 13 日）	973,726,670	979,342,508	3,468	3,488
第 125 計算期間末日 （令和 4 年 2 月 14 日）	955,031,696	960,417,253	3,547	3,567
第 126 計算期間末日 （令和 4 年 3 月 14 日）	895,190,728	900,534,905	3,350	3,370
第 127 計算期間末日 （令和 4 年 4 月 13 日）	762,721,450	766,716,263	3,819	3,839
第 128 計算期間末日 （令和 4 年 5 月 13 日）	650,860,378	654,636,919	3,447	3,467
第 129 計算期間末日 （令和 4 年 6 月 13 日）	675,395,729	679,074,350	3,672	3,692
第 130 計算期間末日 （令和 4 年 7 月 13 日）	588,195,726	591,774,134	3,287	3,307
第 131 計算期間末日 （令和 4 年 8 月 15 日）	636,840,927	640,416,492	3,562	3,582
第 132 計算期間末日 （令和 4 年 9 月 13 日）	648,591,555	652,155,919	3,639	3,659
第 133 計算期間末日 （令和 4 年 10 月 13 日）	598,187,792	601,734,553	3,373	3,393
第 134 計算期間末日 （令和 4 年 11 月 14 日）	599,841,844	603,389,842	3,381	3,401
第 135 計算期間末日 （令和 4 年 12 月 13 日）	612,305,321	615,821,653	3,483	3,503
令和 3 年 12 月末日	967,610,044	—	3,444	—
令和 4 年 1 月末日	926,880,917	—	3,429	—
2 月末日	927,980,158	—	3,446	—
3 月末日	995,147,940	—	3,720	—
4 月末日	680,961,895	—	3,594	—
5 月末日	683,669,940	—	3,616	—
6 月末日	641,466,321	—	3,486	—

7 月末日	611, 668, 692	—	3, 413	—
8 月末日	639, 429, 049	—	3, 589	—
9 月末日	600, 440, 973	—	3, 367	—
10 月末日	601, 098, 652	—	3, 386	—
11 月末日	619, 830, 155	—	3, 488	—
12 月末日	608, 837, 786	—	3, 461	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 16 計算期間	120 円
第 17 計算期間	120 円
第 18 計算期間	120 円
第 19 計算期間	120 円
第 20 計算期間	120 円
第 21 計算期間	120 円
第 22 計算期間	120 円
第 23 計算期間	120 円
第 24 計算期間	120 円
第 25 計算期間	120 円
第 26 計算期間	120 円
第 27 計算期間	120 円
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円

第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円
第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円

第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	20 円
第 110 計算期間	20 円
第 111 計算期間	20 円
第 112 計算期間	20 円
第 113 計算期間	20 円
第 114 計算期間	20 円
第 115 計算期間	20 円
第 116 計算期間	20 円
第 117 計算期間	20 円
第 118 計算期間	20 円
第 119 計算期間	20 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	20 円
第 124 計算期間	20 円
第 125 計算期間	20 円
第 126 計算期間	20 円
第 127 計算期間	20 円

第 128 計算期間	20 円
第 129 計算期間	20 円
第 130 計算期間	20 円
第 131 計算期間	20 円
第 132 計算期間	20 円
第 133 計算期間	20 円
第 134 計算期間	20 円
第 135 計算期間	20 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	11.50
第 17 計算期間	3.01
第 18 計算期間	4.03
第 19 計算期間	4.33
第 20 計算期間	0.44
第 21 計算期間	△15.88
第 22 計算期間	△0.27
第 23 計算期間	△1.59
第 24 計算期間	2.44
第 25 計算期間	2.80
第 26 計算期間	△1.69
第 27 計算期間	2.37
第 28 計算期間	0.34
第 29 計算期間	△2.39
第 30 計算期間	0.29
第 31 計算期間	6.75
第 32 計算期間	1.23
第 33 計算期間	1.78
第 34 計算期間	0.54
第 35 計算期間	△1.46
第 36 計算期間	3.46
第 37 計算期間	△2.47
第 38 計算期間	4.92
第 39 計算期間	△9.16
第 40 計算期間	△0.43
第 41 計算期間	△4.32
第 42 計算期間	0.20
第 43 計算期間	2.97
第 44 計算期間	3.55

第45計算期間	0.58
第46計算期間	△2.83
第47計算期間	△5.15
第48計算期間	△11.52
第49計算期間	2.64
第50計算期間	1.39
第51計算期間	△8.16
第52計算期間	△6.15
第53計算期間	△3.07
第54計算期間	13.98
第55計算期間	0.46
第56計算期間	0.72
第57計算期間	0.70
第58計算期間	4.38
第59計算期間	2.32
第60計算期間	△2.28
第61計算期間	5.10
第62計算期間	△1.09
第63計算期間	13.51
第64計算期間	3.14
第65計算期間	3.55
第66計算期間	0.99
第67計算期間	△4.15
第68計算期間	5.12
第69計算期間	△2.46
第70計算期間	3.36
第71計算期間	△0.94
第72計算期間	5.09
第73計算期間	0.30
第74計算期間	△2.73
第75計算期間	1.44
第76計算期間	5.21
第77計算期間	△2.90
第78計算期間	△0.70
第79計算期間	△1.28
第80計算期間	△2.70
第81計算期間	△3.16
第82計算期間	△0.73
第83計算期間	△2.84
第84計算期間	△5.23
第85計算期間	6.96

第 86 計算期間	2.23
第 87 計算期間	△1.43
第 88 計算期間	△1.78
第 89 計算期間	3.44
第 90 計算期間	△0.38
第 91 計算期間	2.67
第 92 計算期間	△3.85
第 93 計算期間	△0.76
第 94 計算期間	5.00
第 95 計算期間	△9.45
第 96 計算期間	4.09
第 97 計算期間	△0.45
第 98 計算期間	1.74
第 99 計算期間	2.11
第 100 計算期間	3.12
第 101 計算期間	△2.14
第 102 計算期間	△21.34
第 103 計算期間	△9.35
第 104 計算期間	△0.70
第 105 計算期間	16.20
第 106 計算期間	0.65
第 107 計算期間	1.41
第 108 計算期間	2.97
第 109 計算期間	△2.83
第 110 計算期間	4.23
第 111 計算期間	7.44
第 112 計算期間	△1.23
第 113 計算期間	4.25
第 114 計算期間	1.24
第 115 計算期間	0.56
第 116 計算期間	5.81
第 117 計算期間	2.66
第 118 計算期間	△2.50
第 119 計算期間	△1.40
第 120 計算期間	1.97
第 121 計算期間	△2.87
第 122 計算期間	0.11
第 123 計算期間	△3.66
第 124 計算期間	2.64
第 125 計算期間	2.85
第 126 計算期間	△4.99

第 127 計算期間	14.59
第 128 計算期間	△9.21
第 129 計算期間	7.10
第 130 計算期間	△9.94
第 131 計算期間	8.97
第 132 計算期間	2.72
第 133 計算期間	△6.76
第 134 計算期間	0.83
第 135 計算期間	3.60

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 16 計算期間	67,668,670	123,390,798	731,506,068
第 17 計算期間	143,904,764	142,361,884	733,048,948
第 18 計算期間	171,357,279	85,761,754	818,644,473
第 19 計算期間	211,193,785	59,848,892	969,989,366
第 20 計算期間	81,865,768	63,451,840	988,403,294
第 21 計算期間	67,633,484	165,742,347	890,294,431
第 22 計算期間	7,842,973	39,864,334	858,273,070
第 23 計算期間	6,447,101	53,042,801	811,677,370
第 24 計算期間	6,561,303	41,890,076	776,348,597
第 25 計算期間	2,538,295	31,025,057	747,861,835
第 26 計算期間	2,492,812	45,591,324	704,763,323
第 27 計算期間	3,275,182	38,371,846	669,666,659
第 28 計算期間	33,521,220	9,186,547	694,001,332
第 29 計算期間	6,430,208	24,779,287	675,652,253
第 30 計算期間	1,487,425	38,661,179	638,478,499
第 31 計算期間	3,392,003	39,990,893	601,879,609
第 32 計算期間	22,722,938	10,065,521	614,537,026
第 33 計算期間	7,245,724	31,456,131	590,326,619
第 34 計算期間	37,838,459	26,409,646	601,755,432
第 35 計算期間	12,298,609	3,882,082	610,171,959
第 36 計算期間	22,959,446	96,982,632	536,148,773
第 37 計算期間	32,359,722	14,213,065	554,295,430
第 38 計算期間	11,350,471	4,444,691	561,201,210
第 39 計算期間	4,123,060	24,861,046	540,463,224
第 40 計算期間	12,254,419	6,143,223	546,574,420
第 41 計算期間	3,168,050	34,607,658	515,134,812
第 42 計算期間	2,496,641	48,493,855	469,137,598

第 43 計算期間	57,587,632	42,455,278	484,269,952
第 44 計算期間	16,206,360	35,955,959	464,520,353
第 45 計算期間	2,229,459	2,107,390	464,642,422
第 46 計算期間	4,754,774	5,585,144	463,812,052
第 47 計算期間	1,863,158	16,011,932	449,663,278
第 48 計算期間	1,285,195	39,095,262	411,853,211
第 49 計算期間	2,760,547	34,673,999	379,939,759
第 50 計算期間	1,048,059	6,569,656	374,418,162
第 51 計算期間	3,065,486	42,995,829	334,487,819
第 52 計算期間	6,065,400	24,505,306	316,047,913
第 53 計算期間	1,563,042	6,566,711	311,044,244
第 54 計算期間	1,719,781	3,708,165	309,055,860
第 55 計算期間	21,638,639	6,282,378	324,412,121
第 56 計算期間	1,407,033	5,214,524	320,604,630
第 57 計算期間	12,738,219	33,356	333,309,493
第 58 計算期間	3,192,823	2,313,468	334,188,848
第 59 計算期間	5,361,406	373,675	339,176,579
第 60 計算期間	42,793,889	1,544,893	380,425,575
第 61 計算期間	42,748,549	22,939,999	400,234,125
第 62 計算期間	8,711,167	38,938,321	370,006,971
第 63 計算期間	62,965,825	44,811,686	388,161,110
第 64 計算期間	138,823,315	2,508,196	524,476,229
第 65 計算期間	46,846,334	3,006,022	568,316,541
第 66 計算期間	210,113,609	29,583,850	748,846,300
第 67 計算期間	97,478,395	8,143,558	838,181,137
第 68 計算期間	124,032,825	3,184,378	959,029,584
第 69 計算期間	130,655,446	1,631,692	1,088,053,338
第 70 計算期間	103,545,267	14,478,773	1,177,119,832
第 71 計算期間	321,518,744	28,046,587	1,470,591,989
第 72 計算期間	464,566,269	154,134,523	1,781,023,735
第 73 計算期間	755,122,963	16,791,587	2,519,355,111
第 74 計算期間	433,436,421	88,957,189	2,863,834,343
第 75 計算期間	776,583,278	220,168,485	3,420,249,136
第 76 計算期間	686,403,909	78,047,118	4,028,605,927
第 77 計算期間	958,925,110	235,777,507	4,751,753,530
第 78 計算期間	266,582,578	178,479,061	4,839,857,047
第 79 計算期間	75,545,870	62,078,956	4,853,323,961
第 80 計算期間	66,889,097	111,275,354	4,808,937,704
第 81 計算期間	101,601,808	175,442,747	4,735,096,765
第 82 計算期間	29,323,626	244,223,336	4,520,197,055
第 83 計算期間	142,193,784	76,394,964	4,585,995,875

第 84 計算期間	54,174,821	128,903,578	4,511,267,118
第 85 計算期間	89,393,572	74,015,514	4,526,645,176
第 86 計算期間	36,577,200	93,101,884	4,470,120,492
第 87 計算期間	21,548,841	102,512,491	4,389,156,842
第 88 計算期間	18,326,759	149,277,864	4,258,205,737
第 89 計算期間	70,704,820	31,861,964	4,297,048,593
第 90 計算期間	140,965,850	74,835,969	4,363,178,474
第 91 計算期間	198,520,085	111,482,767	4,450,215,792
第 92 計算期間	29,812,988	104,589,076	4,375,439,704
第 93 計算期間	139,558,056	41,931,198	4,473,066,562
第 94 計算期間	90,083,053	12,036,141	4,551,113,474
第 95 計算期間	84,709,767	108,826,221	4,526,997,020
第 96 計算期間	162,542,771	27,785,655	4,661,754,136
第 97 計算期間	42,624,848	26,854,136	4,677,524,848
第 98 計算期間	154,191,842	103,946,584	4,727,770,106
第 99 計算期間	17,902,116	234,744,106	4,510,928,116
第 100 計算期間	22,457,161	83,360,377	4,450,024,900
第 101 計算期間	15,881,103	43,371,348	4,422,534,655
第 102 計算期間	43,242,264	158,672,675	4,307,104,244
第 103 計算期間	35,617,269	284,488,580	4,058,232,933
第 104 計算期間	30,105,379	5,984,242	4,082,354,070
第 105 計算期間	26,910,382	7,434,643	4,101,829,809
第 106 計算期間	22,732,982	103,948,941	4,020,613,850
第 107 計算期間	26,188,012	18,018,889	4,028,782,973
第 108 計算期間	26,599,423	243,407,213	3,811,975,183
第 109 計算期間	26,137,752	39,616,182	3,798,496,753
第 110 計算期間	8,916,623	250,165,009	3,557,248,367
第 111 計算期間	7,192,373	71,521,415	3,492,919,325
第 112 計算期間	9,523,373	209,719,982	3,292,722,716
第 113 計算期間	7,366,622	53,752,924	3,246,336,414
第 114 計算期間	5,742,141	30,509,268	3,221,569,287
第 115 計算期間	5,643,625	115,112,992	3,112,099,920
第 116 計算期間	5,643,081	25,824,477	3,091,918,524
第 117 計算期間	5,233,391	24,628,471	3,072,523,444
第 118 計算期間	5,077,672	28,728,654	3,048,872,462
第 119 計算期間	5,518,938	13,604,810	3,040,786,590
第 120 計算期間	5,823,791	71,319,979	2,975,290,402
第 121 計算期間	6,329,240	25,900,283	2,955,719,359
第 122 計算期間	5,634,444	15,685,654	2,945,668,149
第 123 計算期間	6,293,011	56,790,213	2,895,170,947
第 124 計算期間	5,921,754	93,173,497	2,807,919,204

第125計算期間	9,308,594	124,449,011	2,692,778,787
第126計算期間	5,075,232	25,765,222	2,672,088,797
第127計算期間	5,436,927	680,119,080	1,997,406,644
第128計算期間	3,143,159	112,278,868	1,888,270,935
第129計算期間	2,939,188	51,899,622	1,839,310,501
第130計算期間	4,071,932	54,177,941	1,789,204,492
第131計算期間	3,182,532	4,604,423	1,787,782,601
第132計算期間	3,044,783	8,645,324	1,782,182,060
第133計算期間	2,485,804	11,287,211	1,773,380,653
第134計算期間	3,105,880	2,487,423	1,773,999,110
第135計算期間	3,061,309	18,893,983	1,758,166,436

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	381,986,947	98.87
親投資信託受益証券	日本	424,384	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	3,939,770	1.02
純資産総額		386,351,101	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＫＲＷ）	18,577.2562	6,947	129,056,198	6,970	129,483,475	33.51
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＩＮＲ）	25,790.8498	5,046.9	130,163,978	4,902	126,426,745	32.72
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ（ＩＤＲ）	23,252.8084	5,570.63	129,532,829	5,422	126,076,727	32.63
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	416,840	1.0181	424,384	1.0181	424,384	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.87
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1 万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 16 計算期間末日　（平成 25 年 1 月 15 日）	1,868,869,155	1,884,971,079	12,767	12,877
第 17 計算期間末日　（平成 25 年 2 月 13 日）	2,864,124,515	2,888,077,477	13,153	13,263
第 18 計算期間末日　（平成 25 年 3 月 13 日）	3,513,958,128	3,542,461,185	13,561	13,671
第 19 計算期間末日　（平成 25 年 4 月 15 日）	3,765,487,832	3,798,479,582	13,696	13,816
第 20 計算期間末日　（平成 25 年 5 月 13 日）	4,304,857,726	4,341,470,140	14,110	14,230
第 21 計算期間末日　（平成 25 年 6 月 13 日）	3,735,632,169	3,772,532,184	12,148	12,268
第 22 計算期間末日　（平成 25 年 7 月 16 日）	3,628,903,003	3,664,788,320	12,135	12,255
第 23 計算期間末日　（平成 25 年 8 月 13 日）	3,346,036,485	3,380,404,791	11,683	11,803
第 24 計算期間末日　（平成 25 年 9 月 13 日）	2,585,329,645	2,612,128,529	11,577	11,697
第 25 計算期間末日　（平成 25 年 10 月 15 日）	2,504,460,458	2,529,872,631	11,826	11,946
第 26 計算期間末日　（平成 25 年 11 月 13 日）	2,362,447,420	2,386,840,020	11,622	11,742
第 27 計算期間末日　（平成 25 年 12 月 13 日）	2,071,646,344	2,092,295,672	12,039	12,159
第 28 計算期間末日　（平成 26 年 1 月 14 日）	2,078,859,243	2,099,298,768	12,205	12,325
第 29 計算期間末日　（平成 26 年 2 月 13 日）	1,886,093,157	1,905,127,112	11,891	12,011
第 30 計算期間末日　（平成 26 年 3 月 13 日）	1,729,829,270	1,747,252,092	11,914	12,034
第 31 計算期間末日　（平成 26 年 4 月 14 日）	1,627,124,623	1,643,267,445	12,095	12,215
第 32 計算期間末日　（平成 26 年 5 月 13 日）	1,545,654,964	1,560,778,195	12,264	12,384
第 33 計算期間末日　（平成 26 年 6 月 13 日）	1,401,909,851	1,415,461,261	12,414	12,534

第34計算期間末日	（平成26年 7月14日）	1,227,523,422	1,239,470,927	12,329	12,449
第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	1,156,144,360	1,167,761,665	11,942	12,062
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	999,276,420	1,008,878,792	12,488	12,608
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	936,611,513	945,912,730	12,084	12,204
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	919,259,208	927,909,422	12,752	12,872
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	759,298,227	767,046,441	11,760	11,880
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	759,985,797	767,796,257	11,676	11,796
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	722,103,257	729,695,190	11,414	11,534
第42計算期間末日	（平成27年 3月13日）	688,683,152	695,798,780	11,614	11,734
第43計算期間末日	（平成27年 4月13日）	668,023,343	674,770,666	11,881	12,001
第44計算期間末日	（平成27年 5月13日）	644,516,869	651,084,722	11,776	11,896
第45計算期間末日	（平成27年 6月15日）	642,015,985	648,443,679	11,986	12,106
第46計算期間末日	（平成27年 7月13日）	553,251,400	558,882,328	11,790	11,910
第47計算期間末日	（平成27年 8月13日）	489,761,975	495,066,651	11,079	11,199
第48計算期間末日	（平成27年 9月14日）	436,204,755	441,346,575	10,180	10,300
第49計算期間末日	（平成27年10月13日）	429,295,781	434,229,088	10,442	10,562
第50計算期間末日	（平成27年11月13日）	439,021,692	443,942,079	10,707	10,827
第51計算期間末日	（平成27年12月14日）	372,750,777	377,303,268	9,825	9,945
第52計算期間末日	（平成28年 1月13日）	352,405,870	356,872,988	9,467	9,587
第53計算期間末日	（平成28年 2月15日）	314,623,843	318,893,178	8,843	8,963
第54計算期間末日	（平成28年 3月14日）	321,995,473	326,037,389	9,560	9,680
第55計算期間末日	（平成28年 4月13日）	310,990,448	314,978,640	9,357	9,477
第56計算期間末日	（平成28年 5月13日）	304,998,000	308,925,177	9,320	9,440
第57計算期間末日	（平成28年 6月13日）	294,805,171	298,653,881	9,192	9,312
第58計算期間末日	（平成28年 7月13日）	294,140,750	297,995,217	9,157	9,277
第59計算期間末日	（平成28年 8月15日）	279,581,348	283,298,661	9,025	9,145
第60計算期間末日	（平成28年 9月13日）	267,727,184	271,296,064	9,002	9,122
第61計算期間末日	（平成28年10月13日）	288,190,411	291,955,774	9,184	9,304
第62計算期間末日	（平成28年11月14日）	319,498,475	323,818,252	8,875	8,995
第63計算期間末日	（平成28年12月13日）	393,339,311	398,140,834	9,830	9,950
第64計算期間末日	（平成29年 1月13日）	386,132,226	390,891,020	9,737	9,857
第65計算期間末日	（平成29年 2月13日）	385,024,273	389,690,512	9,902	10,022
第66計算期間末日	（平成29年 3月13日）	379,707,952	384,318,729	9,882	10,002
第67計算期間末日	（平成29年 4月13日）	378,678,476	383,411,702	9,601	9,721
第68計算期間末日	（平成29年 5月15日）	390,209,463	394,915,987	9,949	10,069
第69計算期間末日	（平成29年 6月13日）	438,361,175	443,897,713	9,501	9,621
第70計算期間末日	（平成29年 7月13日）	568,978,328	576,049,957	9,655	9,775
第71計算期間末日	（平成29年 8月14日）	684,290,199	693,102,297	9,318	9,438
第72計算期間末日	（平成29年 9月13日）	824,854,659	835,243,528	9,528	9,648
第73計算期間末日	（平成29年10月13日）	885,075,843	896,217,842	9,532	9,652
第74計算期間末日	（平成29年11月13日）	1,009,726,626	1,022,490,986	9,493	9,613

第 75 計算期間末日	（平成 29 年 12 月 13 日）	1,162,377,696	1,176,944,297	9,576	9,696
第 76 計算期間末日	（平成 30 年 1 月 15 日）	1,188,877,245	1,203,768,841	9,580	9,700
第 77 計算期間末日	（平成 30 年 2 月 13 日）	1,300,931,112	1,318,312,751	8,981	9,101
第 78 計算期間末日	（平成 30 年 3 月 13 日）	1,283,177,556	1,300,859,517	8,708	8,828
第 79 計算期間末日	（平成 30 年 4 月 13 日）	1,237,792,521	1,255,002,583	8,631	8,751
第 80 計算期間末日	（平成 30 年 5 月 14 日）	1,218,695,940	1,236,044,753	8,430	8,550
第 81 計算期間末日	（平成 30 年 6 月 13 日）	1,190,618,355	1,207,864,113	8,285	8,405
第 82 計算期間末日	（平成 30 年 7 月 13 日）	1,099,829,290	1,116,143,578	8,090	8,210
第 83 計算期間末日	（平成 30 年 8 月 13 日）	984,679,739	999,752,270	7,840	7,960
第 84 計算期間末日	（平成 30 年 9 月 13 日）	922,187,167	936,815,270	7,565	7,685
第 85 計算期間末日	（平成 30 年 10 月 15 日）	905,799,352	916,562,909	7,574	7,664
第 86 計算期間末日	（平成 30 年 11 月 13 日）	879,840,832	890,153,149	7,679	7,769
第 87 計算期間末日	（平成 30 年 12 月 13 日）	858,532,395	868,709,164	7,593	7,683
第 88 計算期間末日	（平成 31 年 1 月 15 日）	829,832,338	839,984,855	7,356	7,446
第 89 計算期間末日	（平成 31 年 2 月 13 日）	905,311,012	916,061,877	7,579	7,669
第 90 計算期間末日	（平成 31 年 3 月 13 日）	902,146,890	912,810,787	7,614	7,704
第 91 計算期間末日	（平成 31 年 4 月 15 日）	933,658,714	944,595,935	7,683	7,773
第 92 計算期間末日	（令和 1 年 5 月 13 日）	889,011,733	899,966,570	7,304	7,394
第 93 計算期間末日	（令和 1 年 6 月 13 日）	922,598,586	934,051,931	7,250	7,340
第 94 計算期間末日	（令和 1 年 7 月 16 日）	970,596,947	982,421,939	7,387	7,477
第 95 計算期間末日	（令和 1 年 8 月 13 日）	941,372,208	953,782,288	6,827	6,917
第 96 計算期間末日	（令和 1 年 9 月 13 日）	998,532,301	1,011,278,900	7,050	7,140
第 97 計算期間末日	（令和 1 年 10 月 15 日）	1,032,313,467	1,041,128,505	7,026	7,086
第 98 計算期間末日	（令和 1 年 11 月 13 日）	1,003,109,633	1,011,541,943	7,138	7,198
第 99 計算期間末日	（令和 1 年 12 月 13 日）	977,783,781	986,000,208	7,140	7,200
第 100 計算期間末日	（令和 2 年 1 月 14 日）	997,892,393	1,005,988,843	7,395	7,455
第 101 計算期間末日	（令和 2 年 2 月 13 日）	968,289,535	976,202,762	7,342	7,402
第 102 計算期間末日	（令和 2 年 3 月 13 日）	763,290,726	770,916,387	6,006	6,066
第 103 計算期間末日	（令和 2 年 4 月 13 日）	664,958,729	672,228,363	5,488	5,548
第 104 計算期間末日	（令和 2 年 5 月 13 日）	691,575,632	698,818,256	5,729	5,789
第 105 計算期間末日	（令和 2 年 6 月 15 日）	754,598,191	761,894,445	6,205	6,265
第 106 計算期間末日	（令和 2 年 7 月 13 日）	734,854,236	741,939,968	6,223	6,283
第 107 計算期間末日	（令和 2 年 8 月 13 日）	711,416,042	718,194,088	6,298	6,358
第 108 計算期間末日	（令和 2 年 9 月 14 日）	688,888,220	695,489,314	6,262	6,322
第 109 計算期間末日	（令和 2 年 10 月 13 日）	683,810,966	688,194,725	6,239	6,279
第 110 計算期間末日	（令和 2 年 11 月 13 日）	701,620,095	706,007,099	6,397	6,437
第 111 計算期間末日	（令和 2 年 12 月 14 日）	717,123,124	721,463,379	6,609	6,649
第 112 計算期間末日	（令和 3 年 1 月 13 日）	706,074,653	710,346,859	6,611	6,651
第 113 計算期間末日	（令和 3 年 2 月 15 日）	678,125,700	682,150,402	6,740	6,780
第 114 計算期間末日	（令和 3 年 3 月 15 日）	667,945,242	671,873,720	6,801	6,841
第 115 計算期間末日	（令和 3 年 4 月 13 日）	639,892,483	643,689,040	6,742	6,782

第116計算期間末日　（令和 3年 5月13日）	654,381,922	658,184,804	6,883	6,923
第117計算期間末日　（令和 3年 6月14日）	643,925,876	647,612,660	6,986	7,026
第118計算期間末日　（令和 3年 7月13日）	621,001,068	624,633,284	6,839	6,879
第119計算期間末日　（令和 3年 8月13日）	602,493,323	606,029,720	6,815	6,855
第120計算期間末日　（令和 3年 9月13日）	595,807,684	599,297,329	6,829	6,869
第121計算期間末日　（令和 3年10月13日）	588,949,204	592,441,731	6,745	6,785
第122計算期間末日　（令和 3年11月15日）	590,769,612	594,250,969	6,788	6,828
第123計算期間末日　（令和 3年12月13日）	578,174,188	581,653,717	6,647	6,687
第124計算期間末日　（令和 4年 1月13日）	552,126,139	555,431,662	6,681	6,721
第125計算期間末日　（令和 4年 2月14日）	546,057,734	549,371,634	6,591	6,631
第126計算期間末日　（令和 4年 3月14日）	460,576,183	463,646,064	6,001	6,041
第127計算期間末日　（令和 4年 4月13日）	500,173,277	503,237,205	6,530	6,570
第128計算期間末日　（令和 4年 5月13日）	473,183,478	476,194,296	6,286	6,326
第129計算期間末日　（令和 4年 6月13日）	472,467,866	475,367,295	6,518	6,558
第130計算期間末日　（令和 4年 7月13日）	424,431,177	427,224,753	6,077	6,117
第131計算期間末日　（令和 4年 8月15日）	439,562,103	442,364,838	6,273	6,313
第132計算期間末日　（令和 4年 9月13日）	450,916,119	453,712,123	6,451	6,491
第133計算期間末日　（令和 4年10月13日）	410,119,034	412,794,525	6,131	6,171
第134計算期間末日　（令和 4年11月14日）	379,607,389	382,106,718	6,075	6,115
第135計算期間末日　（令和 4年12月13日）	392,668,286	395,184,473	6,242	6,282
令和 3年12月末日	570,682,237	—	6,759	—
令和 4年 1月末日	543,908,341	—	6,566	—
2月末日	497,625,269	—	6,368	—
3月末日	494,107,681	—	6,451	—
4月末日	489,173,445	—	6,509	—
5月末日	477,679,506	—	6,324	—
6月末日	460,013,350	—	6,298	—
7月末日	429,333,699	—	6,129	—
8月末日	447,513,652	—	6,364	—
9月末日	416,840,156	—	6,097	—
10月末日	379,789,838	—	6,082	—
11月末日	387,429,330	—	6,160	—
12月末日	386,351,101	—	6,129	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円

第 18 計算期間	110 円
第 19 計算期間	120 円
第 20 計算期間	120 円
第 21 計算期間	120 円
第 22 計算期間	120 円
第 23 計算期間	120 円
第 24 計算期間	120 円
第 25 計算期間	120 円
第 26 計算期間	120 円
第 27 計算期間	120 円
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円

第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円
第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	120 円
第 78 計算期間	120 円
第 79 計算期間	120 円
第 80 計算期間	120 円
第 81 計算期間	120 円
第 82 計算期間	120 円
第 83 計算期間	120 円
第 84 計算期間	120 円
第 85 計算期間	90 円
第 86 計算期間	90 円
第 87 計算期間	90 円
第 88 計算期間	90 円
第 89 計算期間	90 円
第 90 計算期間	90 円
第 91 計算期間	90 円
第 92 計算期間	90 円
第 93 計算期間	90 円
第 94 計算期間	90 円
第 95 計算期間	90 円
第 96 計算期間	90 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円

第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円
第 128 計算期間	40 円
第 129 計算期間	40 円
第 130 計算期間	40 円
第 131 計算期間	40 円
第 132 計算期間	40 円
第 133 計算期間	40 円
第 134 計算期間	40 円
第 135 計算期間	40 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 16 計算期間	10.57

第 17 計算期間	3.88
第 18 計算期間	3.93
第 19 計算期間	1.88
第 20 計算期間	3.89
第 21 計算期間	△13.05
第 22 計算期間	0.88
第 23 計算期間	△2.73
第 24 計算期間	0.11
第 25 計算期間	3.18
第 26 計算期間	△0.71
第 27 計算期間	4.62
第 28 計算期間	2.37
第 29 計算期間	△1.58
第 30 計算期間	1.20
第 31 計算期間	2.52
第 32 計算期間	2.38
第 33 計算期間	2.20
第 34 計算期間	0.28
第 35 計算期間	△2.16
第 36 計算期間	5.57
第 37 計算期間	△2.27
第 38 計算期間	6.52
第 39 計算期間	△6.83
第 40 計算期間	0.30
第 41 計算期間	△1.21
第 42 計算期間	2.80
第 43 計算期間	3.33
第 44 計算期間	0.12
第 45 計算期間	2.80
第 46 計算期間	△0.63
第 47 計算期間	△5.01
第 48 計算期間	△7.03
第 49 計算期間	3.75
第 50 計算期間	3.68
第 51 計算期間	△7.11
第 52 計算期間	△2.42
第 53 計算期間	△5.32
第 54 計算期間	9.46
第 55 計算期間	△0.86
第 56 計算期間	0.88
第 57 計算期間	△0.08

第 58 計算期間	0.92
第 59 計算期間	△0.13
第 60 計算期間	1.07
第 61 計算期間	3.35
第 62 計算期間	△2.05
第 63 計算期間	12.11
第 64 計算期間	0.27
第 65 計算期間	2.92
第 66 計算期間	1.00
第 67 計算期間	△1.62
第 68 計算期間	4.87
第 69 計算期間	△3.29
第 70 計算期間	2.88
第 71 計算期間	△2.24
第 72 計算期間	3.54
第 73 計算期間	1.30
第 74 計算期間	0.84
第 75 計算期間	2.13
第 76 計算期間	1.29
第 77 計算期間	△5.00
第 78 計算期間	△1.70
第 79 計算期間	0.49
第 80 計算期間	△0.93
第 81 計算期間	△0.29
第 82 計算期間	△0.90
第 83 計算期間	△1.60
第 84 計算期間	△1.97
第 85 計算期間	1.30
第 86 計算期間	2.57
第 87 計算期間	0.05
第 88 計算期間	△1.93
第 89 計算期間	4.25
第 90 計算期間	1.64
第 91 計算期間	2.08
第 92 計算期間	△3.76
第 93 計算期間	0.49
第 94 計算期間	3.13
第 95 計算期間	△6.36
第 96 計算期間	4.58
第 97 計算期間	0.51
第 98 計算期間	2.44

第 99 計算期間	0.86
第 100 計算期間	4.41
第 101 計算期間	0.09
第 102 計算期間	△17.37
第 103 計算期間	△7.62
第 104 計算期間	5.48
第 105 計算期間	9.35
第 106 計算期間	1.25
第 107 計算期間	2.16
第 108 計算期間	0.38
第 109 計算期間	0.27
第 110 計算期間	3.17
第 111 計算期間	3.93
第 112 計算期間	0.63
第 113 計算期間	2.55
第 114 計算期間	1.49
第 115 計算期間	△0.27
第 116 計算期間	2.68
第 117 計算期間	2.07
第 118 計算期間	△1.53
第 119 計算期間	0.23
第 120 計算期間	0.79
第 121 計算期間	△0.64
第 122 計算期間	1.23
第 123 計算期間	△1.48
第 124 計算期間	1.11
第 125 計算期間	△0.74
第 126 計算期間	△8.34
第 127 計算期間	9.48
第 128 計算期間	△3.12
第 129 計算期間	4.32
第 130 計算期間	△6.15
第 131 計算期間	3.88
第 132 計算期間	3.47
第 133 計算期間	△4.34
第 134 計算期間	△0.26
第 135 計算期間	3.40

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 16 計算期間	268,893,614	547,007,834	1,463,811,327
第 17 計算期間	923,385,245	209,654,547	2,177,542,025
第 18 計算期間	602,752,525	189,107,546	2,591,187,004
第 19 計算期間	449,424,407	291,298,833	2,749,312,578
第 20 計算期間	543,208,838	241,486,836	3,051,034,580
第 21 計算期間	409,700,949	385,734,254	3,075,001,275
第 22 計算期間	24,775,646	109,333,781	2,990,443,140
第 23 計算期間	34,759,582	161,177,183	2,864,025,539
第 24 計算期間	12,953,990	643,739,141	2,233,240,388
第 25 計算期間	13,343,435	128,902,669	2,117,681,154
第 26 計算期間	21,962,183	106,926,632	2,032,716,705
第 27 計算期間	5,363,053	317,302,393	1,720,777,365
第 28 計算期間	83,839,782	101,323,329	1,703,293,818
第 29 計算期間	2,032,557	119,163,430	1,586,162,945
第 30 計算期間	4,940,312	139,201,411	1,451,901,846
第 31 計算期間	2,823,254	109,489,923	1,345,235,177
第 32 計算期間	7,688,281	92,654,132	1,260,269,326
第 33 計算期間	5,823,972	136,809,109	1,129,284,189
第 34 計算期間	2,240,557	135,899,281	995,625,465
第 35 計算期間	2,994,026	30,510,721	968,108,770
第 36 計算期間	21,305,565	189,216,652	800,197,683
第 37 計算期間	22,414,155	47,510,385	775,101,453
第 38 計算期間	821,139	55,071,403	720,851,189
第 39 計算期間	2,232,683	77,399,347	645,684,525
第 40 計算期間	11,672,579	6,485,390	650,871,714
第 41 計算期間	2,429,551	20,640,105	632,661,160
第 42 計算期間	1,599,000	41,291,108	592,969,052
第 43 計算期間	1,824,742	32,516,813	562,276,981
第 44 計算期間	742,086	15,697,959	547,321,108
第 45 計算期間	3,950,661	15,630,558	535,641,211
第 46 計算期間	1,872,827	68,270,022	469,244,016
第 47 計算期間	719,081	27,906,685	442,056,412
第 48 計算期間	2,139,564	15,710,945	428,485,031
第 49 計算期間	2,178,506	19,554,585	411,108,952
第 50 計算期間	775,454	1,852,073	410,032,333
第 51 計算期間	741,130	31,399,155	379,374,308
第 52 計算期間	2,489,272	9,603,672	372,259,908
第 53 計算期間	1,312,910	17,794,824	355,777,994
第 54 計算期間	1,386,171	20,337,794	336,826,371

第 55 計算期間	1,295,415	5,772,371	332,349,415
第 56 計算期間	967,036	6,051,634	327,264,817
第 57 計算期間	1,573,929	8,112,881	320,725,865
第 58 計算期間	3,368,601	2,888,867	321,205,599
第 59 計算期間	980,312	12,409,775	309,776,136
第 60 計算期間	9,250,695	21,620,112	297,406,719
第 61 計算期間	17,967,788	1,594,188	313,780,319
第 62 計算期間	47,878,284	1,677,108	359,981,495
第 63 計算期間	40,707,170	561,698	400,126,967
第 64 計算期間	2,561,687	6,122,441	396,566,213
第 65 計算期間	8,165,394	15,878,295	388,853,312
第 66 計算期間	1,207,002	5,828,869	384,231,445
第 67 計算期間	13,814,438	3,610,300	394,435,583
第 68 計算期間	8,321,595	10,546,787	392,210,391
第 69 計算期間	90,631,484	21,463,674	461,378,201
第 70 計算期間	141,526,853	13,602,590	589,302,464
第 71 計算期間	155,739,269	10,700,178	734,341,555
第 72 計算期間	133,594,642	2,197,093	865,739,104
第 73 計算期間	118,183,838	55,422,950	928,499,992
第 74 計算期間	148,686,905	13,490,182	1,063,696,715
第 75 計算期間	157,876,235	7,689,488	1,213,883,462
第 76 計算期間	120,974,425	93,891,496	1,240,966,391
第 77 計算期間	223,418,584	15,915,052	1,448,469,923
第 78 計算期間	62,900,651	37,873,776	1,473,496,798
第 79 計算期間	57,896,962	97,221,914	1,434,171,846
第 80 計算期間	19,725,497	8,162,888	1,445,734,455
第 81 計算期間	14,126,186	22,714,086	1,437,146,555
第 82 計算期間	42,597,912	120,220,444	1,359,524,023
第 83 計算期間	14,068,864	117,548,610	1,256,044,277
第 84 計算期間	12,776,525	49,812,166	1,219,008,636
第 85 計算期間	14,894,954	37,952,702	1,195,950,888
第 86 計算期間	7,363,631	57,501,477	1,145,813,042
第 87 計算期間	4,606,039	19,666,888	1,130,752,193
第 88 計算期間	5,682,568	8,377,285	1,128,057,476
第 89 計算期間	82,900,359	16,417,171	1,194,540,664
第 90 計算期間	21,501,007	31,164,163	1,184,877,508
第 91 計算期間	86,642,491	56,273,163	1,215,246,836
第 92 計算期間	6,395,260	4,437,912	1,217,204,184
第 93 計算期間	89,484,623	34,094,896	1,272,593,911
第 94 計算期間	87,189,664	45,895,555	1,313,888,020
第 95 計算期間	130,293,481	65,283,665	1,378,897,836

第 96 計算期間	73, 234, 097	35, 843, 105	1, 416, 288, 828
第 97 計算期間	83, 332, 224	30, 448, 029	1, 469, 173, 023
第 98 計算期間	21, 310, 128	85, 098, 040	1, 405, 385, 111
第 99 計算期間	49, 628, 102	85, 608, 680	1, 369, 404, 533
第 100 計算期間	17, 567, 217	37, 563, 308	1, 349, 408, 442
第 101 計算期間	15, 141, 224	45, 678, 411	1, 318, 871, 255
第 102 計算期間	15, 434, 562	63, 362, 178	1, 270, 943, 639
第 103 計算期間	9, 313, 414	68, 651, 343	1, 211, 605, 710
第 104 計算期間	8, 595, 399	13, 096, 984	1, 207, 104, 125
第 105 計算期間	9, 184, 813	246, 515	1, 216, 042, 423
第 106 計算期間	7, 757, 256	42, 844, 187	1, 180, 955, 492
第 107 計算期間	8, 492, 604	59, 773, 711	1, 129, 674, 385
第 108 計算期間	7, 627, 554	37, 119, 456	1, 100, 182, 483
第 109 計算期間	6, 963, 838	11, 206, 442	1, 095, 939, 879
第 110 計算期間	5, 196, 534	4, 385, 239	1, 096, 751, 174
第 111 計算期間	4, 547, 432	16, 234, 681	1, 085, 063, 925
第 112 計算期間	10, 417, 539	27, 429, 880	1, 068, 051, 584
第 113 計算期間	5, 726, 955	67, 602, 913	1, 006, 175, 626
第 114 計算期間	4, 315, 009	28, 371, 017	982, 119, 618
第 115 計算期間	3, 266, 508	36, 246, 857	949, 139, 269
第 116 計算期間	5, 192, 683	3, 611, 422	950, 720, 530
第 117 計算期間	7, 949, 411	36, 973, 914	921, 696, 027
第 118 計算期間	3, 230, 357	16, 872, 297	908, 054, 087
第 119 計算期間	7, 773, 896	31, 728, 528	884, 099, 455
第 120 計算期間	3, 392, 517	15, 080, 591	872, 411, 381
第 121 計算期間	2, 756, 423	2, 035, 900	873, 131, 904
第 122 計算期間	3, 779, 398	6, 572, 029	870, 339, 273
第 123 計算期間	2, 820, 427	3, 277, 434	869, 882, 266
第 124 計算期間	2, 822, 903	46, 324, 403	826, 380, 766
第 125 計算期間	3, 109, 881	1, 015, 471	828, 475, 176
第 126 計算期間	3, 178, 602	64, 183, 444	767, 470, 334
第 127 計算期間	3, 254, 791	4, 742, 968	765, 982, 157
第 128 計算期間	3, 903, 161	17, 180, 703	752, 704, 615
第 129 計算期間	3, 162, 943	31, 010, 241	724, 857, 317
第 130 計算期間	5, 983, 488	32, 446, 660	698, 394, 145
第 131 計算期間	4, 025, 614	1, 735, 970	700, 683, 789
第 132 計算期間	2, 866, 151	4, 548, 803	699, 001, 137
第 133 計算期間	4, 260, 478	34, 388, 633	668, 872, 982
第 134 計算期間	3, 393, 722	47, 434, 312	624, 832, 392
第 135 計算期間	4, 227, 449	12, 979	629, 046, 862

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

（１）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	72,783,210	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	182,363	0.25
純資産総額		72,965,573	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	71,489,255	1.0181	72,783,211	1.0181	72,783,210	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （1 万口当たりの純資産価額）

		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第４計算期間末日	（平成25年 6月13日）	155,570,011	155,570,011	10,007	10,007
第５計算期間末日	（平成25年12月13日）	41,143,736	41,143,736	10,009	10,009
第６計算期間末日	（平成26年 6月13日）	54,016,056	54,016,056	10,012	10,012
第７計算期間末日	（平成26年12月15日）	120,954,225	120,954,225	10,012	10,012
第８計算期間末日	（平成27年 6月15日）	30,755,806	30,755,806	10,011	10,011
第９計算期間末日	（平成27年12月14日）	23,586,656	23,586,656	10,009	10,009
第10計算期間末日	（平成28年 6月13日）	25,298,253	25,298,253	10,008	10,008
第11計算期間末日	（平成28年12月13日）	26,186,995	26,186,995	10,009	10,009
第12計算期間末日	（平成29年 6月13日）	80,083,680	80,083,680	10,008	10,008
第13計算期間末日	（平成29年12月13日）	77,176,734	77,176,734	10,007	10,007
第14計算期間末日	（平成30年 6月13日）	83,085,520	83,085,520	10,006	10,006
第15計算期間末日	（平成30年12月13日）	86,694,902	86,694,902	10,005	10,005
第16計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	84,556,627	84,556,627	10,004	10,004
第17計算期間末日	（令和 1年12月13日）	80,620,844	80,620,844	10,003	10,003
第18計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	73,115,175	73,115,175	10,002	10,002
第19計算期間末日	（令和 2年12月14日）	73,110,146	73,110,146	10,001	10,001
第20計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	73,105,742	73,105,742	10,000	10,000
第21計算期間末日	（令和 3年12月13日）	95,663,189	95,663,189	10,000	10,000
第22計算期間末日	（令和 4年 6月13日）	72,978,113	72,978,113	9,999	9,999
第23計算期間末日	（令和 4年12月13日）	72,966,029	72,966,029	9,997	9,997
	令和 3年12月末日	95,662,579	—	10,000	—
	令和 4年 1月末日	95,661,428	—	9,999	—
	2月末日	95,660,406	—	9,999	—
	3月末日	95,659,292	—	9,999	—
	4月末日	95,658,286	—	9,999	—
	5月末日	72,978,463	—	9,999	—
	6月末日	72,977,657	—	9,999	—
	7月末日	72,976,876	—	9,999	—
	8月末日	72,975,985	—	9,999	—
	9月末日	72,975,175	—	9,999	—
	10月末日	72,974,338	—	9,998	—
	11月末日	72,966,379	—	9,997	—
	12月末日	72,965,573	—	9,997	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第４計算期間	0円

第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円
第 19 計算期間	0 円
第 20 計算期間	0 円
第 21 計算期間	0 円
第 22 計算期間	0 円
第 23 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 4 計算期間	△0.00
第 5 計算期間	0.01
第 6 計算期間	0.02
第 7 計算期間	0.00
第 8 計算期間	△0.00
第 9 計算期間	△0.01
第 10 計算期間	△0.00
第 11 計算期間	0.00
第 12 計算期間	△0.00
第 13 計算期間	△0.00
第 14 計算期間	△0.00
第 15 計算期間	△0.00
第 16 計算期間	△0.00
第 17 計算期間	△0.00
第 18 計算期間	△0.00
第 19 計算期間	△0.00
第 20 計算期間	△0.00
第 21 計算期間	0.00

第 22 計算期間	△0.01
第 23 計算期間	△0.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 4 計算期間	802,295,178	770,222,383	155,462,481
第 5 計算期間	558,429,395	672,785,045	41,106,831
第 6 計算期間	146,359,998	133,517,592	53,949,237
第 7 計算期間	375,940,554	309,083,326	120,806,465
第 8 計算期間	365,732,144	455,815,601	30,723,008
第 9 計算期間	69,071,428	76,228,985	23,565,451
第 10 計算期間	19,517,675	17,806,171	25,276,955
第 11 計算期間	18,159,047	17,271,572	26,164,430
第 12 計算期間	142,347,695	88,491,080	80,021,045
第 13 計算期間	20,023,633	22,923,119	77,121,559
第 14 計算期間	16,360,281	10,449,714	83,032,126
第 15 計算期間	60,645,724	57,023,791	86,654,059
第 16 計算期間	1,816,003	3,947,765	84,522,297
第 17 計算期間	4,590,941	8,519,158	80,594,080
第 18 計算期間	1,678,921	9,169,851	73,103,150
第 19 計算期間	40,366	40,366	73,103,150
第 20 計算期間	7,705,090	7,705,090	73,103,150
第 21 計算期間	22,681,140	117,292	95,666,998
第 22 計算期間	1,571,463	24,252,603	72,985,858
第 23 計算期間	—	—	72,985,858

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,694,608,986	100.00
純資産総額		2,694,608,986	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2022年12月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2012年12月28日～2022年12月30日(各ファンド(メキシコペソコース／トルコリラコースを除く))
2013年5月29日(設定日)～2022年12月30日(メキシコペソコース／トルコリラコース)

- 各ファンド(メキシコペソコース／トルコリラコースを除く):基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- メキシコペソコース／トルコリラコース:基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

純資産総額【右目盛】　基準価額(分配金再投資)【左目盛】　基準価額【左目盛】

円コース

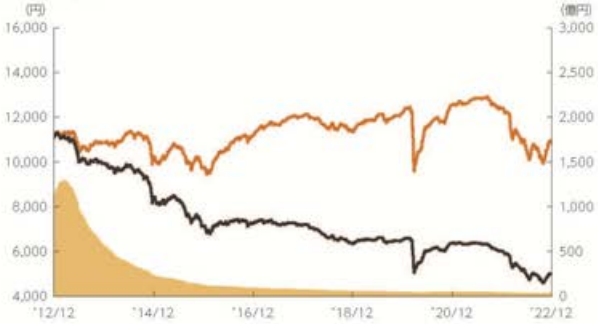

米ドルコース

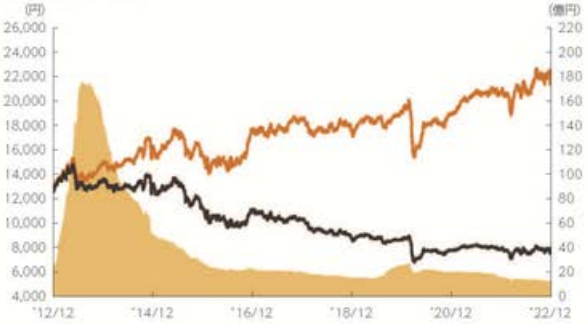

豪ドルコース

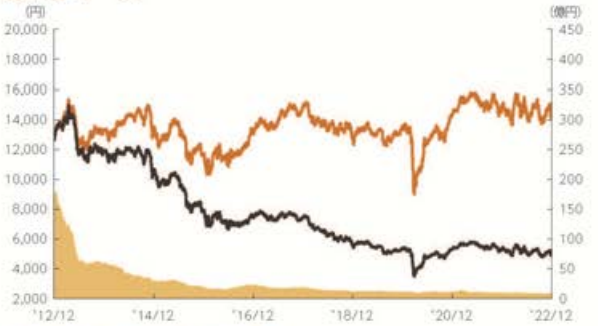

ブラジルレアルコース

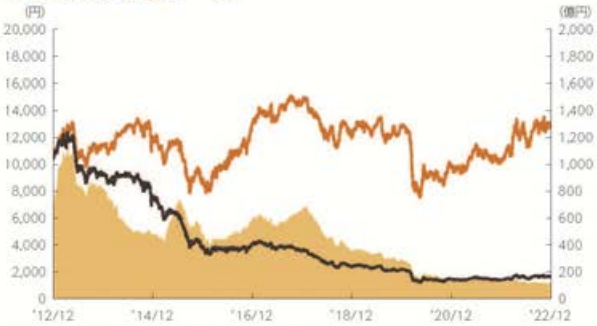

資源国バスケット通貨コース

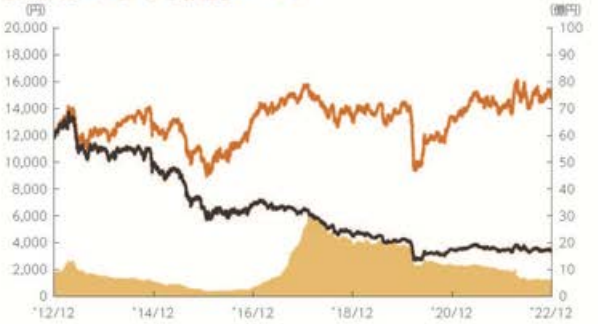

アジアバスケット通貨コース

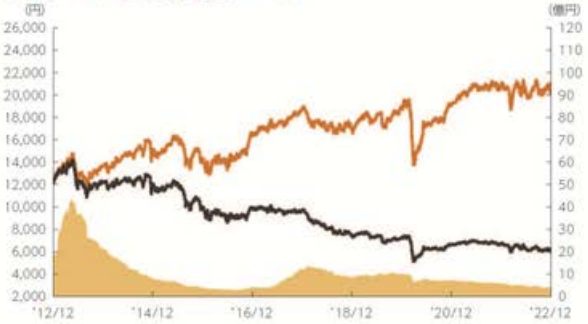

メキシコペソコース

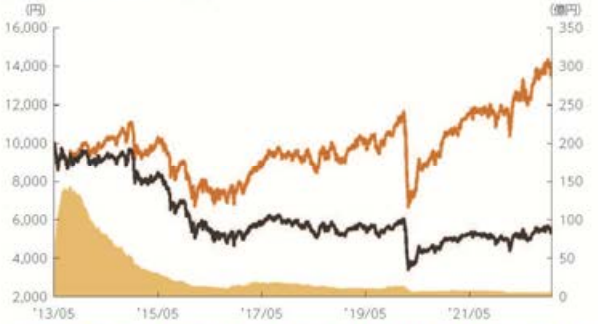

トルコリラコース

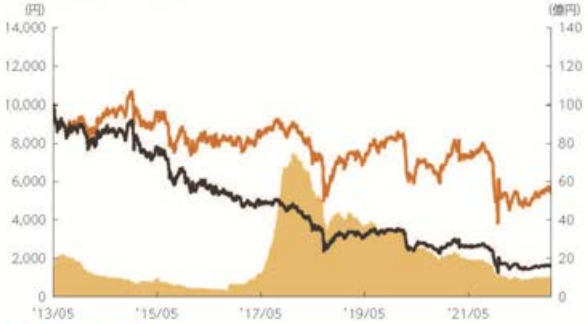

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

マネープールファンド

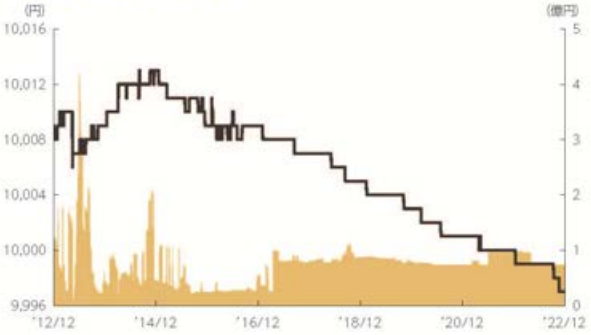

■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
基準価額	4,966円	7,625円	5,061円	1,647円	3,461円	6,129円
純資産総額	34.5億円	11.6億円	8.2億円	109.3億円	6.0億円	3.8億円

	メキシコペソコース	トルコリラコース	マネープールファンド
基準価額	5,532円	1,609円	9,997円
純資産総額	5.4億円	9.7億円	0.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■分配の推移

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
2022 年 12月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2022 年 11月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2022 年 10月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2022 年 9月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2022 年 8月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2022 年 7月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
直近1年間累計	300円	600円	180円	90円	240円	480円
設定来累計	7,035円	11,810円	10,005円	12,300円	11,340円	12,560円

	メキシコペソコース	トルコリラコース
2022 年 12月	40円	10円
2022 年 11月	40円	10円
2022 年 10月	40円	10円
2022 年 9月	40円	10円
2022 年 8月	40円	10円
2022 年 7月	40円	10円
直近1年間累計	480円	210円
設定来累計	5,780円	5,725円

	マネープールファンド
2022 年 12月	0円
2022 年 6月	0円
2021 年 12月	0円
2021 年 6月	0円
2020 年 12月	0円
2020 年 6月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各ファンド(マネープールファンドを除く)

資産構成	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース
外国投資信託	99.7%	99.5%	99.6%	99.6%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース	メキシコペソコース	トルコリラコース
外国投資信託	99.0%	98.8%	99.5%	99.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.9%	1.1%	0.4%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1	SANDS CHINA LTD SR UNSEC	5.6250%	2025/08/08	2.2%
2	RIO OIL FINANCE TRUST SEC 144A	8.2000%	2028/04/06	2.1%
3	QNB FINANSBANK AS/TURKEY SR UNSEC 144A	6.8750%	2024/09/07	2.1%
4	STILLWATER MINING CO SR UNSEC REGS	4.0000%	2026/11/16	2.0%
5	TEVA PHARMACEUTICALS NE SR UNSEC	7.1250%	2025/01/31	1.9%
6	STUDIO CITY FINANCE LTD SR UNSEC 144A	5.0000%	2029/01/15	1.8%
7	SASOL FINANCING USA LLC SR UNSEC	5.8750%	2024/03/27	1.7%
8	BBVA BANCOMER SA TEXAS SUB REGS RVC	5.1250%	2033/01/18	1.7%
9	ECOPETROL SA SR UNSEC	5.8750%	2045/05/28	1.7%
10	YPF SOCIEDAD ANONIMA	6.9500%	2027/07/21	1.7%

•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

マネープールファンド

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•ファンドにベンチマークはありません。

円コース

米ドルコース

豪ドルコース

ブラジルレアルコース

資源国バスケット通貨コース

アジアバスケット通貨コース

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

メキシコペソコース

•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

トルコリラコース

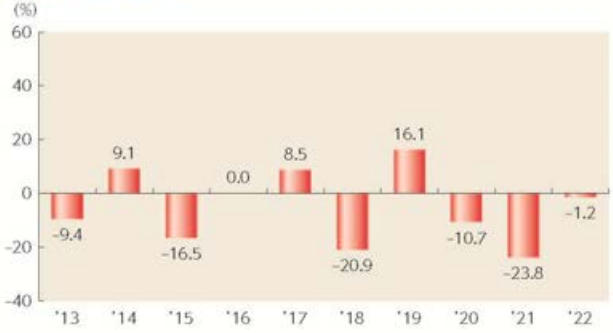

•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

マネープールファンド

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　３%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

２【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
「マネープールファンド」
2026年6月12日まで（2011年9月21日設定）
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
2026年6月12日まで（2013年5月29日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
毎月14日から翌月13日まで
「マネープールファンド」
毎年6月14日から12月13日および12月14日から翌年6月13日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・各ファンドについて、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合
・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が 50 億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドにつき、マネープールファンドを除く各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から１年間とし、期間満了６ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、本契約は１年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎年６月および 12 月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権
受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
①分配金受取コース（一般コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
②分配金再投資コース（累積投資コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権
受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（令和 4 年 6 月 14 日から令和 4 年 12 月 13 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4年 6月 13日現在 ］	当期 ［ 令和 4年 12月 13日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,108,270	9,604,017
投資信託受益証券	3,610,609,045	3,364,889,490
親投資信託受益証券	3,927,327	3,926,942
未収入金	18,000,000	18,000,000
流動資産合計	3,644,644,642	3,396,420,449
資産合計	3,644,644,642	3,396,420,449
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,573,341	16,960,591
未払解約金	479,422	-
未払受託者報酬	136,525	117,861
未払委託者報酬	5,699,895	4,920,649
未払利息	12	23
その他未払費用	10,225	8,830
流動負債合計	23,899,420	22,007,954
負債合計	23,899,420	22,007,954
純資産の部		
元本等		
元本	7,029,336,730	6,784,236,585
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,408,591,508	△3,409,824,090
（分配準備積立金）	177,818,500	160,521,259
元本等合計	3,620,745,222	3,374,412,495
純資産合計	3,620,745,222	3,374,412,495
負債純資産合計	3,644,644,642	3,396,420,449

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3年 12月 14日 至　令和 4年 6月 13日	当期 自　令和 4年 6月 14日 至　令和 4年 12月 13日
営業収益		
受取配当金	144,557,004	123,652,028
受取利息	8	7
有価証券売買等損益	△629,585,873	△103,371,968
営業収益合計	△485,028,861	20,280,067

営業費用		
支払利息	927	3,627
受託者報酬	869,489	726,779
委託者報酬	36,301,129	30,342,793
その他費用	65,147	54,440
営業費用合計	37,236,692	31,127,639
営業利益又は営業損失（△）	△522,265,553	△10,847,572
経常利益又は経常損失（△）	△522,265,553	△10,847,572
当期純利益又は当期純損失（△）	△522,265,553	△10,847,572
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,691,914	△1,750,233
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,878,467,624	△3,408,591,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	272,819,797	424,764,643
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	272,819,797	424,764,643
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,457,073	315,342,816
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,457,073	315,342,816
分配金	105,912,969	101,557,070
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,408,591,508	△3,409,824,090

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１．　期首元本額	7,252,983,728 円	7,029,336,730 円
期中追加設定元本額	426,993,927 円	597,927,273 円
期中一部解約元本額	650,640,925 円	843,027,418 円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,408,591,508 円	3,409,824,090 円
３．　受益権の総数	7,029,336,730 口	6,784,236,585 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年 10,000 分の 72.5 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年 10,000 分の 72.5 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中

から支弁しております。

2．分配金の計算過程

第124期

令和 3年12月14日

令和 4年 1月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,474,559円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	322,020,020円
分配準備積立金額	D	188,184,287円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	526,678,866円
当ファンドの期末残存口数	F	7,215,398,022口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	729円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,038,495円

第125期

令和 4年 1月14日

令和 4年 2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,510,453円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	302,983,928円
分配準備積立金額	D	175,311,997円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	494,806,378円
当ファンドの期末残存口数	F	6,784,959,323口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	729円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,962,398円

第126期

令和 4年 2月15日

令和 4年 3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,097,771円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	329,059,633円
分配準備積立金額	D	174,221,089円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	521,378,493円
当ファンドの期末残存口数	F	7,146,147,489口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	729円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,865,368円

第127期

令和 4年 3月15日

令和 4年 4月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,207,323円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	328,551,146円
分配準備積立金額	D	173,841,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	527,600,122円
当ファンドの期末残存口数	F	7,130,247,519口

から支弁しております。

2．分配金の計算過程

第130期

令和 4年 6月14日

令和 4年 7月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,631,483円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	317,981,261円
分配準備積立金額	D	169,534,646円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	503,147,390円
当ファンドの期末残存口数	F	6,824,712,479口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,061,781円

第131期

令和 4年 7月14日

令和 4年 8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,372,365円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	316,351,274円
分配準備積立金額	D	166,922,490円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	504,646,129円
当ファンドの期末残存口数	F	6,785,233,546口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	743円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,963,083円

第132期

令和 4年 8月16日

令和 4年 9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,691,005円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	310,334,453円
分配準備積立金額	D	167,759,342円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	492,784,800円
当ファンドの期末残存口数	F	6,651,809,121口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	740円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,629,522円

第133期

令和 4年 9月14日

令和 4年10月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,959,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	308,051,880円
分配準備積立金額	D	164,296,384円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	486,307,993円
当ファンドの期末残存口数	F	6,598,625,981口

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	739円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,825,618円

第128期
令和 4年 4月14日
令和 4年 5月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,105,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	325,475,075円
分配準備積立金額	D	179,213,235円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	521,793,883円
当ファンドの期末残存口数	F	7,059,099,793口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	739円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,647,749円

第129期
令和 4年 5月14日
令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,684,350円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	324,313,037円
分配準備積立金額	D	177,707,491円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	519,704,878円
当ファンドの期末残存口数	F	7,029,336,730口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	739円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,573,341円

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	736円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,496,564円

第134期
令和 4年10月14日
令和 4年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,880,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	336,556,340円
分配準備積立金額	D	160,278,537円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	516,715,035円
当ファンドの期末残存口数	F	6,978,211,736口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	740円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,445,529円

第135期
令和 4年11月15日
令和 4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,500,101円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	327,408,549円
分配準備積立金額	D	157,981,749円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	504,890,399円
当ファンドの期末残存口数	F	6,784,236,585口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	744円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,960,591円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社で	同左

	は、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△35,507,573	161,563,893
親投資信託受益証券	―	△385
合計	△35,507,573	161,563,508

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5151円 (5,151円)	0.4974円 (4,974円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ａ － クラス Ｊ （ＪＰＹ）	647,343.11	3,364,889,490	
投資信託受益証券 合計		647,343.11	3,364,889,490	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,857,128	3,926,942	
親投資信託受益証券 合計		3,857,128	3,926,942	
合計		4,504,471.11	3,368,816,432	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4年 6月 13日現在 ］	当期 ［ 令和 4年 12月 13日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,766,981	7,231,636
投資信託受益証券	1,404,276,647	1,250,532,232
親投資信託受益証券	1,363,410	1,363,276
未収入金	8,200,000	8,100,000
流動資産合計	1,422,607,038	1,267,227,144
資産合計	1,422,607,038	1,267,227,144
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,961,610	8,004,990
未払解約金	593,010	821,719
未払受託者報酬	51,148	43,768
未払委託者報酬	2,135,334	1,827,299
未払利息	9	17
その他未払費用	3,825	3,271
流動負債合計	11,744,936	10,701,064
負債合計	11,744,936	10,701,064
純資産の部		
元本等		
元本	1,792,322,152	1,600,998,174
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△381,460,050	△344,472,094
（分配準備積立金）	1,093,853	11,373,055
元本等合計	1,410,862,102	1,256,526,080
純資産合計	1,410,862,102	1,256,526,080
負債純資産合計	1,422,607,038	1,267,227,144

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3年 12月 14日 至　令和 4年 6月 13日	当期 自　令和 4年 6月 14日 至　令和 4年 12月 13日
営業収益		
受取配当金	56,589,165	68,489,778
受取利息	5	4
有価証券売買等損益	12,445,652	△9,534,327
営業収益合計	69,034,822	58,955,455
営業費用		
支払利息	517	1,765

受託者報酬	311,299	288,605
委託者報酬	12,996,500	12,049,492
その他費用	23,290	21,582
営業費用合計	13,331,606	12,361,444
営業利益又は営業損失（△）	55,703,216	46,594,011
経常利益又は経常損失（△）	55,703,216	46,594,011
当期純利益又は当期純損失（△）	55,703,216	46,594,011
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,855,794	2,775,247
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△423,966,682	△381,460,050
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,631,887	49,565,964
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,631,887	49,565,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,834,887	6,389,332
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,834,887	6,389,332
分配金	54,849,378	50,007,440
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△381,460,050	△344,472,094

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1． 期首元本額	1,968,909,551円	1,792,322,152円
期中追加設定元本額	41,199,501円	28,025,566円
期中一部解約元本額	217,786,900円	219,349,544円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	381,460,050円	344,472,094円
3． 受益権の総数	1,792,322,152口	1,600,998,174口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程

第 124 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,516,531 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	644,765,434 円
分配準備積立金額	D	36,049 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	651,318,014 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,939,180,483 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,358 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,695,902 円

第 125 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,099,686 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	612,463,453 円
分配準備積立金額	D	145,727 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	618,708,866 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,851,498,400 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,341 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,257,492 円

第 126 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,365,530 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	592,775,550 円
分配準備積立金額	D	131,302 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	599,272,382 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,801,234,454 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,327 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,006,172 円

第 127 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,225,061 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	590,378,759 円
分配準備積立金額	D	12,352 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	600,616,172 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,801,615,522 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,333 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円

第 130 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,340,640 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	576,080,933 円
分配準備積立金額	D	1,070,757 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	585,492,330 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,758,501,468 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,329 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,792,507 円

第 131 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,782,425 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	572,258,090 円
分配準備積立金額	D	612,531 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	583,653,046 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,746,824,729 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,341 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,734,123 円

第 132 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,295,860 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	541,176,705 円
分配準備積立金額	D	2,508,531 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	553,981,096 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,651,925,914 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,353 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,259,629 円

第 133 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,157,748 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	535,511,687 円
分配準備積立金額	D	4,486,026 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	549,155,461 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,634,591,584 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,359 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,008,077 円

第 128 期
令和 4 年 4 月 14 日
令和 4 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,643,280 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	584,617,888 円
分配準備積立金額	D	1,214,245 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	593,475,413 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,784,025,155 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,326 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,920,125 円

第 129 期
令和 4 年 5 月 14 日
令和 4 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,939,727 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	587,158,102 円
分配準備積立金額	D	115,736 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	597,213,565 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,792,322,152 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,332 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,961,610 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,172,957 円

第 134 期
令和 4 年 10 月 14 日
令和 4 年 11 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,500,431 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	527,023,291 円
分配準備積立金額	D	5,372,385 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	542,896,107 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,608,646,949 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,374 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,043,234 円

第 135 期
令和 4 年 11 月 15 日
令和 4 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,607,750 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	524,539,438 円
分配準備積立金額	D	7,770,295 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	543,917,483 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,600,998,174 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,397 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,004,990 円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	50,538,466	45,127,462
親投資信託受益証券	―	△134
合計	50,538,466	45,127,328

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7872円 (7,872円)	0.7848円 (7,848円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＵＳＤ）	144,787.8	1,250,532,232	
投資信託受益証券 合計		144,787.8	1,250,532,232	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,339,040	1,363,276	
親投資信託受益証券 合計		1,339,040	1,363,276	
合計		1,483,827.8	1,251,895,508	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4 年 6 月 13 日現在 ］	当期 ［ 令和 4 年 12 月 13 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,909,827	3,656,162
投資信託受益証券	920,143,334	839,763,582
親投資信託受益証券	1,166,002	1,165,888
未収入金	3,500,000	5,300,000
流動資産合計	928,719,163	849,885,632
資産合計	928,719,163	849,885,632
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,586,186	2,435,749
未払解約金	－	2,463,004
未払受託者報酬	33,788	29,392
未払委託者報酬	1,410,620	1,227,065
未払利息	4	8
その他未払費用	2,526	2,197
流動負債合計	4,033,124	6,157,415
負債合計	4,033,124	6,157,415
純資産の部		
元本等		
元本	1,724,124,381	1,623,832,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△799,438,342	△780,104,563
（分配準備積立金）	54,394,303	73,289,363
元本等合計	924,686,039	843,728,217
純資産合計	924,686,039	843,728,217
負債純資産合計	928,719,163	849,885,632

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3 年 12 月 14 日 至　令和 4 年 6 月 13 日	当期 自　令和 4 年 6 月 14 日 至　令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
受取配当金	35,646,785	42,375,027
受取利息	3	1
有価証券売買等損益	1,745,855	△49,154,893
営業収益合計	37,392,643	△6,779,865
営業費用		
支払利息	253	945

受託者報酬	203,426	189,460
委託者報酬	8,493,006	7,909,947
その他費用	15,197	14,147
営業費用合計	8,711,882	8,114,499
営業利益又は営業損失（△）	28,680,761	△14,894,364
経常利益又は経常損失（△）	28,680,761	△14,894,364
当期純利益又は当期純損失（△）	28,680,761	△14,894,364
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△158,487	△553,501
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△840,899,057	△799,438,342
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,391,610	55,247,195
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,391,610	55,247,195
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,985,303	6,471,644
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,985,303	6,471,644
分配金	15,784,840	15,100,909
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△799,438,342	△780,104,563

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１．　期首元本額	1,784,424,962 円	1,724,124,381 円
期中追加設定元本額	16,728,399 円	13,220,060 円
期中一部解約元本額	77,028,980 円	113,511,661 円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	799,438,342 円	780,104,563 円
３．　受益権の総数	1,724,124,381 口	1,623,832,780 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自　令和 3 年 12 月 14 日 至　令和 4 年 6 月 13 日	当期 自　令和 4 年 6 月 14 日 至　令和 4 年 12 月 13 日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年 10,000 分の 72.5 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年 10,000 分の 72.5 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程

第 124 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,958,763 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	659,408,778 円
分配準備積立金額	D	41,420,361 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	705,787,902 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,778,034,791 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,969 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,667,052 円

第 125 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,768,244 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	653,017,808 円
分配準備積立金額	D	43,225,463 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	700,011,515 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,760,643,312 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,975 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,640,964 円

第 126 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,170,015 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	653,669,598 円
分配準備積立金額	D	44,312,620 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	702,152,233 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,762,181,445 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,984 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,643,272 円

第 127 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,773,018 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	652,271,912 円
分配準備積立金額	D	45,660,533 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	704,705,463 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,758,209,715 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,008 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円

第 130 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,202,300 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	631,152,574 円
分配準備積立金額	D	53,595,039 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	689,949,913 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,700,804,610 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,056 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,551,206 円

第 131 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,017,681 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	630,777,862 円
分配準備積立金額	D	56,122,944 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	693,918,487 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,699,572,441 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,082 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,549,358 円

第 132 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,424,398 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	628,226,154 円
分配準備積立金額	D	60,261,763 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,912,315 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,692,488,945 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,105 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,538,733 円

第 133 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,498,715 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	622,928,683 円
分配準備積立金額	D	63,530,758 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	691,958,156 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,678,031,055 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,123 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,637,314円

第128期
令和 4年 4月14日
令和 4年 5月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,579,894円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	645,577,650円
分配準備積立金額	D	49,232,767円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	699,390,311円
当ファンドの期末残存口数	F	1,740,034,829口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,019円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,610,052円

第129期
令和 4年 5月14日
令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,313,746円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	639,742,390円
分配準備積立金額	D	50,666,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	696,722,879円
当ファンドの期末残存口数	F	1,724,124,381口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,041円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,586,186円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,517,046円

第134期
令和 4年10月14日
令和 4年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,159,232円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	620,987,204円
分配準備積立金額	D	66,199,977円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,346,413円
当ファンドの期末残存口数	F	1,672,544,832口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,151円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,508,817円

第135期
令和 4年11月15日
令和 4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,031,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	602,994,862円
分配準備積立金額	D	68,693,221円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	678,719,974円
当ファンドの期末残存口数	F	1,623,832,780口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,179円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,435,749円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	55,264,188	33,438,752
親投資信託受益証券	―	△114
合計	55,264,188	33,438,638

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5363円 (5,363円)	0.5196円 (5,196円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＡＵＤ）	148,815.09	839,763,582	
投資信託受益証券 合計		148,815.09	839,763,582	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,145,161	1,165,888	
親投資信託受益証券 合計		1,145,161	1,165,888	
合計		1,293,976.09	840,929,470	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4 年 6 月 13 日現在 ］	当期 ［ 令和 4 年 12 月 13 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	141,984,950	63,071,029
投資信託受益証券	12,620,496,701	11,108,722,179
親投資信託受益証券	16,639,372	16,637,738
未収入金	79,900,000	53,600,000
流動資産合計	12,859,021,023	11,242,030,946
資産合計	12,859,021,023	11,242,030,946
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,016,880	33,649,381
未払解約金	81,947,903	28,796,016
未払受託者報酬	475,090	391,791
未払委託者報酬	19,834,935	16,357,268
未払利息	146	152
その他未払費用	35,621	29,374
流動負債合計	178,310,575	79,223,982
負債合計	178,310,575	79,223,982
純資産の部		
元本等		
元本	76,016,880,507	67,298,763,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△63,336,170,059	△56,135,956,779
（分配準備積立金）	524,963,494	612,844,838
元本等合計	12,680,710,448	11,162,806,964
純資産合計	12,680,710,448	11,162,806,964
負債純資産合計	12,859,021,023	11,242,030,946

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3 年 12 月 14 日 至　令和 4 年 6 月 13 日	当期 自　令和 4 年 6 月 14 日 至　令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
受取配当金	568,555,280	436,688,586
受取利息	49	44
有価証券売買等損益	2,213,881,324	△217,464,742
営業収益合計	2,782,436,653	219,223,888
営業費用		
支払利息	4,601	12,637

受託者報酬	2,756,218	2,567,832
委託者報酬	115,072,041	107,206,908
その他費用	206,661	192,528
営業費用合計	118,039,521	109,979,905
営業利益又は営業損失（△）	2,664,397,132	109,243,983
経常利益又は経常損失（△）	2,664,397,132	109,243,983
当期純利益又は当期純損失（△）	2,664,397,132	109,243,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	57,309,277	△573,706
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△75,376,087,872	△63,336,170,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,875,277,745	7,816,681,877
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,875,277,745	7,816,681,877
剰余金減少額又は欠損金増加額	958,947,367	513,337,779
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	958,947,367	513,337,779
分配金	483,500,420	212,948,507
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△63,336,170,059	△56,135,956,779

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
１． 期首元本額	87,675,819,894 円	76,016,880,507 円
期中追加設定元本額	1,126,873,417 円	611,946,795 円
期中一部解約元本額	12,785,812,804 円	9,330,063,559 円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	63,336,170,059 円	56,135,956,779 円
３． 受益権の総数	76,016,880,507 口	67,298,763,743 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネープールファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程

第 124 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	146,220,209 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,399,196,536 円
分配準備積立金額	D	572,524,927 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,117,941,672 円
当ファンドの期末残存口数	F	85,648,522,436 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,298 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	85,648,522 円

第 125 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	83,896,832 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,158,093,650 円
分配準備積立金額	D	617,023,852 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,859,014,334 円
当ファンドの期末残存口数	F	83,651,758,794 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,298 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,651,758 円

第 126 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	65,791,125 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,888,557,441 円
分配準備積立金額	D	599,547,892 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,553,896,458 円
当ファンドの期末残存口数	F	81,421,912,622 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,296 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	81,421,912 円

第 127 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	80,253,852 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,599,372,844 円
分配準備積立金額	D	565,582,445 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,245,209,141 円
当ファンドの期末残存口数	F	79,031,184,293 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,296 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円

第 130 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	58,174,574 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,115,594,729 円
分配準備積立金額	D	517,172,025 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,690,941,328 円
当ファンドの期末残存口数	F	75,024,882,590 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,291 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,512,441 円

第 131 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,738,008 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,923,892,323 円
分配準備積立金額	D	525,330,334 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,522,960,665 円
当ファンドの期末残存口数	F	73,438,024,547 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,296 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,719,012 円

第 132 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,170,648 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,687,432,773 円
分配準備積立金額	D	546,917,359 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,305,520,780 円
当ファンドの期末残存口数	F	71,488,080,225 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,301 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,744,040 円

第 133 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	53,614,277 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,542,024,998 円
分配準備積立金額	D	571,942,323 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,167,581,598 円
当ファンドの期末残存口数	F	70,286,435,166 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,304 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	79,031,184円

第128期
令和 4年 4月14日
令和 4年 5月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	59,074,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,442,291,262円
分配準備積立金額	D	556,514,606円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,057,880,690円
当ファンドの期末残存口数	F	77,730,164,868口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,293円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	77,730,164円

第129期
令和 4年 5月14日
令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,953,241円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,235,160,088円
分配準備積立金額	D	525,027,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,836,140,462円
当ファンドの期末残存口数	F	76,016,880,507口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,293円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	76,016,880円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,143,217円

第134期
令和 4年10月14日
令和 4年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,033,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,308,555,985円
分配準備積立金額	D	573,715,354円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,933,304,647円
当ファンドの期末残存口数	F	68,360,833,241口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,306円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,180,416円

第135期
令和 4年11月15日
令和 4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	66,008,740円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,180,381,001円
分配準備積立金額	D	580,485,479円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,826,875,220円
当ファンドの期末残存口数	F	67,298,763,743口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,311円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,649,381円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 　また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 　当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 　売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 　デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 　上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	868,450,491	306,752,214
親投資信託受益証券	―	△1,634
合計	868,450,491	306,750,580

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1668円 (1,668円)	0.1659円 (1,659円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＢＲＬ）	4,072,112.23	11,108,722,179	
投資信託受益証券 合計		4,072,112.23	11,108,722,179	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	16,341,949	16,637,738	
親投資信託受益証券 合計		16,341,949	16,637,738	
合計		20,414,061.23	11,125,359,917	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4 年 6 月 13 日現在 ］	当期 ［ 令和 4 年 12 月 13 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,536,958	3,504,549
投資信託受益証券	572,723,896	539,306,174
親投資信託受益証券	677,693	677,626
未収入金	5,030,000	3,220,000
流動資産合計	590,968,547	546,708,349
資産合計	590,968,547	546,708,349
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,281,127	3,919,718
未払解約金	10,301,228	77,759
未払受託者報酬	21,298	19,032
未払委託者報酬	889,124	794,595
未払利息	12	8
その他未払費用	1,587	1,418
流動負債合計	15,494,376	4,812,530
負債合計	15,494,376	4,812,530
純資産の部		
元本等		
元本	1,070,281,971	979,929,648
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△494,807,800	△438,033,829
（分配準備積立金）	75,022,998	84,803,714
元本等合計	575,474,171	541,895,819
純資産合計	575,474,171	541,895,819
負債純資産合計	590,968,547	546,708,349

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3 年 12 月 14 日 至　令和 4 年 6 月 13 日	当期 自　令和 4 年 6 月 14 日 至　令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
受取配当金	43,900,165	48,422,599
受取利息	2	4
有価証券売買等損益	40,657,262	△3,900,388
営業収益合計	84,557,429	44,522,215
営業費用		
支払利息	236	723

受託者報酬	130,711	120,672
委託者報酬	5,457,083	5,038,050
その他費用	9,740	8,979
営業費用合計	5,597,770	5,168,424
営業利益又は営業損失（△）	78,959,659	39,353,791
経常利益又は経常損失（△）	78,959,659	39,353,791
当期純利益又は当期純損失（△）	78,959,659	39,353,791
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△116,721	79,738
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△712,956,991	△494,807,800
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,013,143	64,615,982
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,013,143	64,615,982
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,364,134	22,741,690
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,364,134	22,741,690
分配金	27,576,198	24,374,374
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△494,807,800	△438,033,829

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1． 期首元本額	1,406,667,521円	1,070,281,971円
期中追加設定元本額	24,667,666円	49,860,076円
期中一部解約元本額	361,053,216円	140,212,399円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	494,807,800円	438,033,829円
3． 受益権の総数	1,070,281,971口	979,929,648口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程

第 104 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,025,681 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,182,347 円
分配準備積立金額	D	83,475,500 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	181,683,528 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,391,364,921 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,305 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,565,459 円

第 105 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,357,964 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	72,884,697 円
分配準備積立金額	D	69,031,924 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,274,585 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,121,179,811 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,313 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,484,719 円

第 106 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,337,740 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	72,708,717 円
分配準備積立金額	D	69,392,379 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,438,836 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,115,770,660 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,321 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,463,082 円

第 107 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,445,508 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	72,311,345 円
分配準備積立金額	D	69,411,740 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,168,593 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,105,992,422 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,348 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円

第 110 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,613,542 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	69,090,039 円
分配準備積立金額	D	73,185,331 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,888,912 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,046,695,701 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,422 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,186,782 円

第 111 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,638,303 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	68,702,537 円
分配準備積立金額	D	74,638,785 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,979,625 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,036,852,587 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,456 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,147,410 円

第 112 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,836,013 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	68,307,643 円
分配準備積立金額	D	77,254,340 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,397,996 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,027,883,124 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,492 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,111,532 円

第 113 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,080,541 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	69,964,323 円
分配準備積立金額	D	79,553,394 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	156,598,258 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,028,658,329 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,522 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,423,969 円

第 108 期
令和 4 年 4 月 14 日
令和 4 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,414,117 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,476,837 円
分配準備積立金額	D	71,105,731 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,996,685 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,089,460,529 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,367 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,357,842 円

第 109 期
令和 4 年 5 月 14 日
令和 4 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,669,235 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	70,457,746 円
分配準備積立金額	D	71,634,890 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,761,871 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,070,281,971 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,399 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,281,127 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,114,633 円

第 114 期
令和 4 年 10 月 14 日
令和 4 年 11 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,733,795 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	66,833,371 円
分配準備積立金額	D	77,485,088 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152,052,254 円
当ファンドの期末残存口数	F	973,574,843 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,561 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,894,299 円

第 115 期
令和 4 年 11 月 15 日
令和 4 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,042,544 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	68,504,053 円
分配準備積立金額	D	80,680,888 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,227,485 円
当ファンドの期末残存口数	F	979,929,648 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,604 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,919,718 円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	30,927,090	9,208,294
親投資信託受益証券	―	△67
合計	30,927,090	9,208,227

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5377円 (5,377円)	0.5530円 (5,530円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＭＸＮ）	122,597.44	539,306,174	
投資信託受益証券 合計		122,597.44	539,306,174	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	665,580	677,626	
親投資信託受益証券 合計		665,580	677,626	
合計		788,177.44	539,983,800	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4 年 6 月 13 日現在 ］	当期 ［ 令和 4 年 12 月 13 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,263,573	5,726,105
投資信託受益証券	872,560,911	1,009,770,571
親投資信託受益証券	1,170,148	1,170,033
未収入金	16,830,000	11,280,000
流動資産合計	897,824,632	1,027,946,709
資産合計	897,824,632	1,027,946,709
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,942,198	6,135,761
未払解約金	102,900	633,760
未払受託者報酬	33,596	35,080
未払委託者報酬	1,402,740	1,464,525
未払利息	7	13
その他未払費用	2,511	2,619
流動負債合計	16,483,952	8,271,758
負債合計	16,483,952	8,271,758
純資産の部		
元本等		
元本	5,976,879,515	6,135,761,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,095,538,835	△5,116,086,838
（分配準備積立金）	618,936,103	632,479,333
元本等合計	881,340,680	1,019,674,951
純資産合計	881,340,680	1,019,674,951
負債純資産合計	897,824,632	1,027,946,709

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3 年 12 月 14 日 至　令和 4 年 6 月 13 日	当期 自　令和 4 年 6 月 14 日 至　令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
受取配当金	88,763,184	95,716,811
受取利息	9	6
有価証券売買等損益	△98,334,609	68,622,734
営業収益合計	△9,571,416	164,339,551
営業費用		
支払利息	727	2,089

受託者報酬	219,516	212,316
委託者報酬	9,164,871	8,864,271
その他費用	16,408	15,861
営業費用合計	9,401,522	9,094,537
営業利益又は営業損失（△）	△18,972,938	155,245,014
経常利益又は経常損失（△）	△18,972,938	155,245,014
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,972,938	155,245,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,002,346	300,274
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,375,228,854	△5,095,538,835
剰余金増加額又は欠損金減少額	669,120,472	327,145,967
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	669,120,472	327,145,967
剰余金減少額又は欠損金増加額	281,032,386	465,070,269
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	281,032,386	465,070,269
分配金	90,427,475	37,568,441
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,095,538,835	△5,116,086,838

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1． 期首元本額	6,444,387,841円	5,976,879,515円
期中追加設定元本額	335,416,693円	546,119,724円
期中一部解約元本額	802,925,019円	387,237,450円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,095,538,835円	5,116,086,838円
3． 受益権の総数	5,976,879,515口	6,135,761,789口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2．分配金の計算過程	1．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2．分配金の計算過程

第 104 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,082,110 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	448,871,367 円
分配準備積立金額	D	688,716,572 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,159,670,049 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,296,367,462 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,841 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,740,918 円

第 105 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,466,684 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	434,825,571 円
分配準備積立金額	D	660,337,752 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,100,630,007 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,027,987,843 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,825 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,069,969 円

第 106 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,619,935 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	434,538,959 円
分配準備積立金額	D	639,177,486 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,087,336,380 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,962,221,981 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,823 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,905,554 円

第 107 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,813,074 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	438,194,287 円
分配準備積立金額	D	629,726,611 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,082,733,972 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,937,128,934 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,823 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円

第 110 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,725,007 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	525,206,745 円
分配準備積立金額	D	618,795,895 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,157,727,647 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,372,671,779 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,816 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,372,671 円

第 111 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,530,197 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	523,442,967 円
分配準備積立金額	D	618,607,790 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,157,580,954 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,321,163,259 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,831 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,321,163 円

第 112 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,867,767 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	530,573,602 円
分配準備積立金額	D	624,252,660 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,170,694,029 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,340,735,905 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,846 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,340,735 円

第 113 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,576,522 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	524,558,308 円
分配準備積立金額	D	621,553,156 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,160,687,986 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,241,399,547 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,859 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,842,822円

第108期
令和 4年 4月14日
令和 4年 5月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,471,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	446,036,212円
分配準備積立金額	D	627,841,545円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,087,349,486円
当ファンドの期末残存口数	F	5,970,405,784口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,821円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,926,014円

第109期
令和 4年 5月14日
令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,569,553円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	453,276,989円
分配準備積立金額	D	620,308,748円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,087,155,290円
当ファンドの期末残存口数	F	5,976,879,515口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,818円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,942,198円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,241,399円

第114期
令和 4年10月14日
令和 4年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,344,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	519,658,769円
分配準備積立金額	D	619,122,764円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,153,125,672円
当ファンドの期末残存口数	F	6,156,712,984口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,872円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,156,712円

第115期
令和 4年11月15日
令和 4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,674,612円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	520,124,785円
分配準備積立金額	D	622,940,482円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,158,739,879円
当ファンドの期末残存口数	F	6,135,761,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,888円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,135,761円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 　また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 　当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 　売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 　デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 　上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△40,220,190	42,029,929
親投資信託受益証券	―	△115
合計	△40,220,190	42,029,814

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1475円 (1,475円)	0.1662円 (1,662円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＴＲＹ）	1,011,794.16	1,009,770,571	
投資信託受益証券 合計		1,011,794.16	1,009,770,571	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,149,232	1,170,033	
親投資信託受益証券 合計		1,149,232	1,170,033	
合計		2,161,026.16	1,010,940,604	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4年 6月 13日現在 ］	当期 ［ 令和 4年 12月 13日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,770,588	3,986,904
投資信託受益証券	668,616,340	606,154,713
親投資信託受益証券	971,356	641,293
未収入金	3,800,000	10,200,000
流動資産合計	680,158,284	620,982,910
資産合計	680,158,284	620,982,910
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,678,621	3,516,332
未払解約金	－	4,237,628
未払受託者報酬	25,310	21,566
未払委託者報酬	1,056,731	900,446
未払利息	6	9
その他未払費用	1,887	1,608
流動負債合計	4,762,555	8,677,589
負債合計	4,762,555	8,677,589
純資産の部		
元本等		
元本	1,839,310,501	1,758,166,436
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,163,914,772	△1,145,861,115
（分配準備積立金）	31,313,590	37,112,417
元本等合計	675,395,729	612,305,321
純資産合計	675,395,729	612,305,321
負債純資産合計	680,158,284	620,982,910

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3年 12月 14日 至　令和 4年 6月 13日	当期 自　令和 4年 6月 14日 至　令和 4年 12月 13日
営業収益		
受取配当金	43,048,017	32,566,501
受取利息	7	4
有価証券売買等損益	76,904,752	△40,828,191
営業収益合計	119,952,776	△8,261,686
営業費用		
支払利息	611	1,272

受託者報酬	188,623	136,788
委託者報酬	7,875,010	5,710,834
その他費用	14,081	10,195
営業費用合計	8,078,325	5,859,089
営業利益又は営業損失（△）	111,874,451	△14,120,775
経常利益又は経常損失（△）	111,874,451	△14,120,775
当期純利益又は当期純損失（△）	111,874,451	△14,120,775
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	31,040,526	△1,585,914
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,911,326,313	△1,163,914,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	715,116,366	64,275,511
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	715,116,366	64,275,511
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,743,203	12,357,565
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,743,203	12,357,565
分配金	27,795,547	21,329,428
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,163,914,772	△1,145,861,115

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1． 期首元本額	2,895,170,947円	1,839,310,501円
期中追加設定元本額	31,824,854円	18,952,240円
期中一部解約元本額	1,087,685,300円	100,096,305円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,163,914,772円	1,145,861,115円
3． 受益権の総数	1,839,310,501口	1,758,166,436口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2．分配金の計算過程	1．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2．分配金の計算過程

第 124 期
令和 3 年 12 月 14 日
令和 4 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,208,499 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	682,818,845 円
分配準備積立金額	D	36,689,037 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	728,716,381 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,807,919,204 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,595 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,615,838 円

第 125 期
令和 4 年 1 月 14 日
令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,847,303 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	654,948,359 円
分配準備積立金額	D	38,502,103 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	700,297,765 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,692,778,787 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,600 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,385,557 円

第 126 期
令和 4 年 2 月 15 日
令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,591,286 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	649,991,084 円
分配準備積立金額	D	39,582,187 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	695,164,557 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,672,088,797 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,601 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,344,177 円

第 127 期
令和 4 年 3 月 15 日
令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,191,051 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	485,934,535 円
分配準備積立金額	D	29,712,187 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	521,837,773 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,997,406,644 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,612 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

第 130 期
令和 4 年 6 月 14 日
令和 4 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,298,627 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	435,437,488 円
分配準備積立金額	D	30,393,062 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	470,129,177 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,789,204,492 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,627 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,578,408 円

第 131 期
令和 4 年 7 月 14 日
令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,342,095 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	435,146,728 円
分配準備積立金額	D	31,033,355 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	471,522,178 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,787,782,601 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,637 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,575,565 円

第 132 期
令和 4 年 8 月 16 日
令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,011,248 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	433,838,991 円
分配準備積立金額	D	32,641,488 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	471,491,727 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,782,182,060 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,645 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,564,364 円

第 133 期
令和 4 年 9 月 14 日
令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,274,988 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	431,743,925 円
分配準備積立金額	D	33,872,782 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	469,891,695 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,773,380,653 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,649 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,994,813 円

第 128 期
令和 4 年 4 月 14 日
令和 4 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,180,853 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	459,429,432 円
分配準備積立金額	D	30,117,286 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	493,727,571 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,888,270,935 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,614 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,776,541 円

第 129 期
令和 4 年 5 月 14 日
令和 4 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,308,200 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	447,563,534 円
分配準備積立金額	D	29,684,011 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	482,555,745 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,839,310,501 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,623 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,678,621 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,546,761 円

第 134 期
令和 4 年 10 月 14 日
令和 4 年 11 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,632,122 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	431,954,994 円
分配準備積立金額	D	34,552,555 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	471,139,671 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,773,999,110 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,655 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,547,998 円

第 135 期
令和 4 年 11 月 15 日
令和 4 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,370,950 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	428,160,966 円
分配準備積立金額	D	35,257,799 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	468,789,715 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,758,166,436 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,666 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,516,332 円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	40,377,864	16,530,297
親投資信託受益証券	―	△63
合計	40,377,864	16,530,234

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3672円 (3,672円)	0.3483円 (3,483円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＡＵＤ）	35,875.78	202,447,060	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＢＲＬ）	73,532.46	200,596,577	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＺＡＲ）	48,895.3	203,111,076	
投資信託受益証券 合計		158,303.55	606,154,713	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	629,892	641,293	
親投資信託受益証券 合計		629,892	641,293	
合計		788,195.55	606,796,006	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 4年 6月 13日現在 ］	当期 ［ 令和 4年 12月 13日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,464,101	3,754,175
投資信託受益証券	467,614,987	388,787,481
親投資信託受益証券	654,426	424,384
未収入金	3,400,000	2,800,000
流動資産合計	476,133,514	395,766,040
資産合計	476,133,514	395,766,040
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,899,429	2,516,187
未払受託者報酬	17,892	13,579
未払委託者報酬	746,992	566,972
未払利息	4	9
その他未払費用	1,331	1,007
流動負債合計	3,665,648	3,097,754
負債合計	3,665,648	3,097,754
純資産の部		
元本等		
元本	724,857,317	629,046,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△252,389,451	△236,378,576
（分配準備積立金）	16,967,968	20,505,509
元本等合計	472,467,866	392,668,286
純資産合計	472,467,866	392,668,286
負債純資産合計	476,133,514	395,766,040

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3年 12月 14日 至　令和 4年 6月 13日	当期 自　令和 4年 6月 14日 至　令和 4年 12月 13日
営業収益		
受取配当金	26,002,490	25,540,476
受取利息	4	3
有価証券売買等損益	△13,308,557	△26,268,024
営業収益合計	12,693,937	△727,545
営業費用		
支払利息	402	1,148
受託者報酬	112,422	93,308

委託者報酬	4,693,521	3,895,709
その他費用	8,375	6,938
営業費用合計	4,814,720	3,997,103
営業利益又は営業損失（△）	7,879,217	△4,724,648
経常利益又は経常損失（△）	7,879,217	△4,724,648
当期純利益又は当期純損失（△）	7,879,217	△4,724,648
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	117,755	△1,897,130
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△291,708,078	△252,389,451
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,126,357	44,238,872
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,126,357	44,238,872
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,905,713	9,317,157
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,905,713	9,317,157
分配金	18,663,479	16,083,322
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△252,389,451	△236,378,576

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［令和 4年 6月 13日現在］	当期 ［令和 4年 12月 13日現在］
1． 期首元本額	869,882,266円	724,857,317円
期中追加設定元本額	19,432,281円	24,756,902円
期中一部解約元本額	164,457,230円	120,567,357円
2． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	252,389,451円	236,378,576円
3． 受益権の総数	724,857,317口	629,046,862口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第124期 令和 3年 12月 14日	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（<マネープールファンド>を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第130期 令和 4年 6月 14日

令和 4年 1月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,830,319円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	316,922,122円
分配準備積立金額	D	15,471,782円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	336,224,223円
当ファンドの期末残存口数	F	826,380,766口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,068円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,305,523円

第125期
令和 4年 1月 14日
令和 4年 2月 14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,231,224円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	317,785,446円
分配準備積立金額	D	15,976,982円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	336,993,652円
当ファンドの期末残存口数	F	828,475,176口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,067円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,313,900円

第126期
令和 4年 2月 15日
令和 4年 3月 14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,011,951円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	294,442,097円
分配準備積立金額	D	14,666,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	312,120,643円
当ファンドの期末残存口数	F	767,470,334口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,066円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,069,881円

第127期
令和 4年 3月 15日
令和 4年 4月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,694,002円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	293,933,027円
分配準備積立金額	D	14,518,714円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	313,145,743円
当ファンドの期末残存口数	F	765,982,157口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,088円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,063,928円

第128期
令和 4年 7月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,279,979円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	268,275,311円
分配準備積立金額	D	16,214,622円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	287,769,912円
当ファンドの期末残存口数	F	698,394,145口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,120円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,793,576円

第131期
令和 4年 7月 14日
令和 4年 8月 15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,299,993円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	269,250,831円
分配準備積立金額	D	16,659,729円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	290,210,553円
当ファンドの期末残存口数	F	700,683,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,141円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,802,735円

第132期
令和 4年 8月 16日
令和 4年 9月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,994,099円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	268,678,012円
分配準備積立金額	D	18,039,554円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	290,711,665円
当ファンドの期末残存口数	F	699,001,137口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,158円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,796,004円

第133期
令和 4年 9月 14日
令和 4年 10月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,452,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	257,222,503円
分配準備積立金額	D	18,294,042円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,969,367円
当ファンドの期末残存口数	F	668,872,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,170円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,675,491円

第134期

令和 4年 4月 14日
令和 4年 5月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,611,188円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	288,925,628円
分配準備積立金額	D	15,787,667円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,324,483円
当ファンドの期末残存口数	F	752,704,615口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,096円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,010,818円

第129期
令和 4年 5月 14日
令和 4年 6月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,151,736円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	278,302,098円
分配準備積立金額	D	15,715,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	298,169,495円
当ファンドの期末残存口数	F	724,857,317口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,113円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,899,429円

令和 4年10月 14日
令和 4年11月 14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,824,502円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	240,376,537円
分配準備積立金額	D	17,723,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	261,924,885円
当ファンドの期末残存口数	F	624,832,392口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,191円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,499,329円

第135期
令和 4年11月 15日
令和 4年12月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,973,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	242,126,710円
分配準備積立金額	D	19,048,625円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	265,148,406円
当ファンドの期末残存口数	F	629,046,862口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,215円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,516,187円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月 14日 至 令和 4年 6月 13日	当期 自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年12月 13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	16,028,286	9,371,128
親投資信託受益証券	―	△42
合計	16,028,286	9,371,086

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 4 年 6 月 13 日現在］	当期 ［令和 4 年 12 月 13 日現在］

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6518円 (6,518円)	0.6242円 (6,242円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＩＤＲ）	22,316.94	124,349,999	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＫＲＷ）	19,726.44	137,039,622	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＩＮＲ）	25,237.29	127,397,860	
投資信託受益証券 合計		67,280.68	388,787,481	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	416,840	424,384	
親投資信託受益証券 合計		416,840	424,384	
合計		484,120.68	389,211,865	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月 15 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞の令和４年６月 14 日から令和４年 12 月 13 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞の令和４年 12 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 ［ 令和 4年 6月13日現在 ］	第23期 ［ 令和 4年12月13日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	188,418	187,154
親投資信託受益証券	72,795,775	72,783,721
未収入金	26	26
流動資産合計	72,984,219	72,970,901
資産合計	72,984,219	72,970,901
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,525	1,248
未払委託者報酬	3,354	2,654
その他未払費用	1,227	970
流動負債合計	6,106	4,872
負債合計	6,106	4,872
純資産の部		
元本等		
元本	72,985,858	72,985,858
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,745	△19,829
（分配準備積立金）	4,793	4,793
元本等合計	72,978,113	72,966,029
純資産合計	72,978,113	72,966,029
負債純資産合計	72,984,219	72,970,901

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自　令和 3年12月14日 至　令和 4年 6月13日	第23期 自　令和 4年 6月14日 至　令和 4年12月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△75	△7,211
営業収益合計	△75	△7,211
営業費用		
支払利息	24	1
受託者報酬	1,525	1,248
委託者報酬	3,354	2,654
その他費用	1,227	970
営業費用合計	6,130	4,873
営業利益又は営業損失（△）	△6,205	△12,084
経常利益又は経常損失（△）	△6,205	△12,084

当期純利益又は当期純損失（△）	△6,205	△12,084
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,437	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,809	△7,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	990	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	990	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	158	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	158	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,745	△19,829

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第22期 ［令和 4年 6月13日現在］	第23期 ［令和 4年12月13日現在］
１． 期首元本額	95,666,998円	72,985,858円
期中追加設定元本額	1,571,463円	—円
期中一部解約元本額	24,252,603円	—円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	7,745円	19,829円
３． 受益権の総数	72,985,858口	72,985,858口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期
自 令和 3年12月14日
至 令和 4年 6月13日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	226,570円
分配準備積立金額	D	4,793円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,363円
当ファンドの期末残存口数	F	72,985,858口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第23期
自 令和 4年 6月14日
至 令和 4年12月13日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	226,570円
分配準備積立金額	D	4,793円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,363円
当ファンドの期末残存口数	F	72,985,858口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	第23期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 ［令和 4年 6月13日現在］	第23期 ［令和 4年12月13日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（3）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期 ［令和 4年 6月13日現在］	第23期 ［令和 4年12月13日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	7,149	△7,150

合計	7,149	△7,150

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第22期 ［令和 4年 6月13日現在］	第23期 ［令和 4年12月13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9999円 (9,999円)	0.9997円 (9,997円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	71,489,757	72,783,721	
合計		71,489,757	72,783,721	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

［令和 4年12月13日現在］

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	480,207,343
現先取引勘定	2,199,999,916
流動資産合計	2,680,207,259
資産合計	2,680,207,259
負債の部	
流動負債	
未払解約金	610,647
未払利息	1,163
流動負債合計	611,810
負債合計	611,810
純資産の部	
元本等	
元本	2,631,879,799
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	47,715,650
元本等合計	2,679,595,449
純資産合計	2,679,595,449
負債純資産合計	2,680,207,259

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［令和 4 年 12 月 13 日現在］
1．　期首	令和 4 年 6 月 14 日
期首元本額	2,872,275,755 円
期中追加設定元本額	1,888,438,917 円
期中一部解約元本額	2,128,834,873 円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	526,309,824 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	2,210,674 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	2,590,474 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型）	111,354 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,893,887 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	24,765,135 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜南アフリカランドコース＞（毎月分配型）	282,290 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	1,074,934 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープー	43,737,807 円

ルファンド＞	
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜中国元コース＞（毎月分配型）	89,620 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜インドネシアルピアコース＞（毎月分配型）	669,935 円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	212,322 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	6,895,341 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	5,548,198 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	74,308 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	3,857,128 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	1,339,040 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	1,145,161 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	16,341,949 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	629,892 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	416,840 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	71,489,757 円
三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903 円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	4,489,124 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（年２回分配型）	11,006 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（年２回分配型）	60,179 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）	50,114 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型）	20,635 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）	278,281 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	665,580 円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	1,149,232 円
三菱ＵＦＪ　米国高配当株式プラス＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,449 円
三菱ＵＦＪ　米国高配当株式プラス＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,828,976 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	2,119,621 円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	132,542 円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	1,936,118 円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829 円

バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	2,007,890 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	7,196,270 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	1,491,640 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	3,517,041 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	845,131 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	1,016,827 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型）	2,895,129 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）	870,254 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型）	2,664,317 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）	215,434 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型）	490,224 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）	175,974 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）	125,118 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型）	208,430 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	61,997,955 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞	1,355,191 円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型）	2,178,993 円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	5,411,821 円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	1,020,693 円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	2,065,331 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｃコース（為替ヘッジなし）（年１回決算型）	521,457 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｄコース（為替ヘッジあり）（年１回決算型）	217,015 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	1,628,892 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	5,812,610 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	3,545,187 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	8,124,755 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	2,990,177 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	3,377,211 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	5,541,524 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	2,711,846 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	8,067,104 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	3,319,056 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月	13,122,469 円

分配型）	
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	1,616,484 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	4,433,586 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（年２回分配型）	1,171,788 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	10,787 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	10,795 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	511,609 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	177,761 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	368,276 円
ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	89,371 円
三菱ＵＦＪ　Ｊリート不動産株ファンド＜米ドル投資型＞（３ヵ月決算型）	3,063,931 円
三菱ＵＦＪ　Ｊリート不動産株ファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）	6,324,266 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	1,585,577,706 円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	89,287 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	138,420 円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	1,453,944 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	5,990,990 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,376,245 円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年１回決算型）	87,384 円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983 円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983 円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821 円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822 円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351 円
三菱ＵＦＪ／マッコーリー　オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）	97,104 円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,874,218 円

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし）	6,887,212 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	5,484,593 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	5,038,306 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー　ファンド　２０３０	51,826,756 円
合計	2,631,879,799 円
２．　受益権の総数	2,631,879,799 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 6月 14日 至 令和 4年 12月 13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［令和 4年 12月 13日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［令和 4年12月13日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0181円 (10,181円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	3,460,877,195
Ⅱ　負債総額	3,011,450
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,457,865,745
Ⅳ　発行済口数	6,963,515,041口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4966
（10,000口当たり）	(4,966)

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,163,868,271
Ⅱ　負債総額	1,063,954
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,162,804,317
Ⅳ　発行済口数	1,524,924,711口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7625

（10,000 口当たり）	（7,625）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	822,664,015
Ⅱ　負債総額	726,375
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	821,937,640
Ⅳ　発行済口数	1,623,978,901口
Ⅴ　1 口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5061
（10,000 口当たり）	（5,061）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	10,949,348,282
Ⅱ　負債総額	12,581,533
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,936,766,749
Ⅳ　発行済口数	66,407,967,613口
Ⅴ　1 口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.1647
（10,000 口当たり）	（1,647）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	546,799,298
Ⅱ　負債総額	474,681
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	546,324,617
Ⅳ　発行済口数	987,484,837口
Ⅴ　1 口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5532
（10,000 口当たり）	（5,532）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	972,876,530
Ⅱ　負債総額	1,506,407
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	971,370,123
Ⅳ　発行済口数	6,036,890,239口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.1609
（10,000 口当たり）	（1,609）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	609,939,410
Ⅱ　負債総額	1,101,624
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	608,837,786
Ⅳ　発行済口数	1,759,375,124口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3461
（10,000 口当たり）	（3,461）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	386,771,940
Ⅱ　負債総額	420,839
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	386,351,101
Ⅳ　発行済口数	630,380,872口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6129
（10,000 口当たり）	（6,129）

【三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	72,966,023

Ⅱ　負債総額	450
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	72,965,573
Ⅳ　発行済口数	72,985,858口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9997
（10,000口当たり）	(9,997)

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	2,694,753,163
Ⅱ　負債総額	144,177
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,694,608,986
Ⅳ　発行済口数	2,646,642,011口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0181
（10,000口当たり）	(10,181)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない

場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022 年 12 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか

どうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022 年 12 月 30 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	875	21,763,425
追加型公社債投資信託	16	1,413,534
単位型株式投資信託	90	413,739
単位型公社債投資信託	51	119,277
合　計	1,032	23,709,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和４年６月10日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　木　裕　晃

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　鉄　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和４年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年12月２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　木　裕　晃

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　鉄　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和４年４月１日から令和５年３月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和４年４月１日から令和４年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和４年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和４年４月１日から令和４年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 （令和3年3月31日現在）		第37期 （令和4年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

（単位：千円）

	第36期 （令和3年3月31日現在）		第37期 （令和4年3月31日現在）	
（負債の部）				
流動負債				
預り金		533,622		565,222
未払金				
未払収益分配金		158,856		197,334
未払償還金		133,877		7,418
未払手数料	※2	5,200,810	※2	6,423,139
その他未払金	※2	4,412,521	※2	4,565,457
未払費用	※2	4,755,909	※2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990
固定負債				
長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
固定負債合計		1,530,479		1,625,252
負債合計		20,136,956		20,692,243
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計		34,291,879		36,341,088
株主資本合計		81,024,723		83,073,932

（単位：千円）

	第36期 （令和3年3月31日現在）	第37期 （令和4年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）		第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	※2	26,689,896	※2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

（単位：千円）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）		第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

（3）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号））が令和 2 年 3 月 31 日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 令和 2 年 3 月 31 日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　令和 3 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は 484,886 千円減少、繰延税金資産は 148,472 千円減少、繰越利益剰余金は 336,414 千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 200,739 千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 475,687 千円増加しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　令和 3 年 6 月 17 日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号）の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 36 期 （令和 3 年 3 月 31 日現在）	第 37 期 （令和 4 年 3 月 31 日現在）
建物	643,920 千円	805,250 千円
器具備品	1,545,179 千円	2,054,366 千円
投資不動産	151,833 千円	157,995 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 （令和 3 年 3 月 31 日現在）	第 37 期 （令和 4 年 3 月 31 日現在）
預金	40,328,414 千円	43,782,913 千円
未収収益	14,138 千円	13,741 千円
未払手数料	772,495 千円	836,105 千円
その他未払金	3,425,136 千円	3,887,520 千円
未払費用	349,222 千円	337,847 千円

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 36 期 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	第 37 期 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
建物	－	2,599 千円
器具備品	536 千円	10,495 千円
計	536 千円	13,094 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	第 37 期 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
支払手数料	5,128,270 千円	5,153,589 千円
受取利息	143 千円	7,377 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898 千円	4,062,765 千円

（株主資本等変動計算書関係）
第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 9,457,670千円
② １株当たり配当額 44,700円
③ 基準日 令和2年3月31日
④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 10,576,511千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 49,988円
④ 基準日 令和3年3月31日
⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 10,576,511千円
② １株当たり配当額 49,988円
③ 基準日 令和3年3月31日
④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 28,713円
④ 基準日 令和4年3月31日
⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 （令和3年3月31日現在）	第37期 （令和4年3月31日現在）
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	－
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	－
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	－
資産計	20,887,311	20,887,311	－

（注 1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
（注 2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。
また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。
（注 3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
（注 4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)　　(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56,803,388	―	―	―
金銭の信託	2,300,000	―	―	―
未収委託者報酬	13,216,357	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	293,326	293,326	―
(2)　金銭の信託	8,401,300	8,401,300	―
(3)　投資有価証券	16,772,282	16,772,282	―
資産計	25,466,909	25,466,909	―

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)　　(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	―	―	―
金銭の信託	8,401,300	―	―	―
未収委託者報酬	15,750,264	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	―
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	―

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	－	8,401,300	－	8,401,300
資産計	－	8,401,300	－	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 2,300,000 千円、取得原価は 2,300,000 千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 8,401,300 千円、取得原価は 8,400,000 千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	第 37 期 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	第 37 期 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893　千円	2,675,015　千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自　令和2年4月1日 至　令和3年3月31日)	第37期 (自　令和3年4月1日 至　令和4年3月31日)
勤務費用	203,106　千円	198,457　千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7　%	62.0　%
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 （令和3年3月31日現在）	第37期 （令和4年3月31日現在）
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産　小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債　合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係　並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,492,898千円	その他未払金	3,425,136千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,128,270千円	未払手数料	772,495千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	523,327千円	未払費用	290,120千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	4,062,765千円	その他未払金	3,887,520千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,153,589千円	未払手数料	836,105千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	499,388千円	未払費用	272,264千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第 36 期 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月 31 日）	第 37 期 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月 31 日）
１株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
１株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月 31 日）	第 37 期 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月 31 日）
当期純利益金額　（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938
固定資産合計		26,337,361
資産合計		103,425,332

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金		1,783,230
未払金		
未払収益分配金		112,635
未払償還金		7,418
未払手数料		6,226,860
その他未払金		575,030
未払費用		5,329,791
未払消費税等	※2	592,374
未払法人税等		2,634,965
賞与引当金		954,015
役員賞与引当金		86,040
その他		5,517
流動負債合計		18,307,880
固定負債		
退職給付引当金		1,299,571
役員退職慰労引当金		75,667
時効後支払損引当金		261,505
固定負債合計		1,636,744
負債合計		19,944,625
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		28,593,826
利益剰余金合計		35,934,416
株主資本合計		82,667,260

（単位：千円）

	第38期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		40,789,208
投資顧問料		1,442,097
その他営業収益		5,655
営業収益合計		42,236,961
営業費用		
支払手数料		15,949,349
広告宣伝費		237,620
公告費		250
調査費		
調査費		1,359,939
委託調査費		7,988,301
事務委託費		709,248
営業雑経費		
通信費		64,639
印刷費		194,724
協会費		27,550
諸会費		9,245
事務機器関連費		1,088,738
営業費用合計		27,629,607
一般管理費		
給料		
役員報酬		204,466
給料・手当		2,770,641
賞与引当金繰入		954,015
役員賞与引当金繰入		86,040
福利厚生費		637,045
交際費		4,351
旅費交通費		22,970
租税公課		219,318
不動産賃借料		362,988
退職給付費用		193,777
固定資産減価償却費	※1	1,198,877
諸経費		182,304
一般管理費合計		6,836,796
営業利益		7,770,556

（単位：千円）

	第38期中間会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）	
営業外収益		
受取配当金		31,240
受取利息		5,115
投資有価証券償還益		780
収益分配金等時効完成分		93,217
受取賃貸料		32,904
その他		32,041
営業外収益合計		195,299
営業外費用		
時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	※1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		△ 28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.　金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　5 年～50 年
器具備品　　2 年～20 年
投資不動産　　3 年～47 年

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)　役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6)　時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.　収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6.　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7.　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

［会計方針の変更］

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1　減価償却累計額

	第38期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

※2　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1　減価償却実施額

	第38期中間会計期間 （自　令和4年4月1日 至　令和4年9月30日）
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自　令和4年4月1日　至　令和4年9月30日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数　（株）	当中間会計期間 増加株式数　（株）	当中間会計期間 減少株式数　（株）	当中間会計期間末 株式数　（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.　配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①　配当金の総額　6,075,125千円
②　配当の原資　利益剰余金
③　１株当たり配当額　28,713円
④　基準日　令和4年3月31日
⑤　効力発生日　令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合　　計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1.金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	270,676	270,676	－
(2)　金銭の信託	10,401,500	10,401,500	－
(3)　投資有価証券	14,662,620	14,662,620	－
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注 1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注 3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	270,676	－	270,676
金銭の信託	－	10,401,500	－	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	－	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	－	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1.　子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.　その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小　　計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小　　計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合　　計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3.　減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。
なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第 38 期中間会計期間（自　令和 4 年 4 月 1 日　至　令和 4 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第 38 期中間会計期間（自　令和 4 年 4 月 1 日　至　令和 4 年 9 月 30 日）

1.　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.　主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 （令和４年９月30日現在）
１株当たり純資産額	394,556.72円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	83,480,707
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	211,581

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 （自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	26,790.93円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＪＰＹ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＪＰＹ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＵＳＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ａ－クラス Ｊ （ＵＳＤ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＡＵＤ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＡＵＤ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＢＲＬ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＢＲＬ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＭＸＮ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2013年５月29日から2013年６月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2013年５月29日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＭＸＮ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＴＲＹ）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）』
約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2013年５月29日から2013年６月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2013年５月29日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＴＲＹ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞
（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞
（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラスＪ（ＡＵＤ）、クラス Ｊ （ＢＲＬ）、クラス Ｊ （ＺＡＲ）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は３分の１程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が３分の１程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、３通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該３通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＡＵＤ）」

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＢＲＬ）」

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＺＡＲ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」
追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞
（毎月分配型）

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞
（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ－クラス Ｊ （ＫＲＷ)、クラス Ｊ （ＩＮＲ)、クラス Ｊ （ＩＤＲ）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は３分の１程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が３分の１程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、３通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピア）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該３通貨の対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第38条第８項、第39条第１項および第２項、第40条第１項、第41条第１項および第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

②　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託（三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞を除きます。以下本項において同じ。）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（公社債の借入れ）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第２項および第38条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＫＲＷ）」

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＩＮＲ）」

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド Ｂ － クラス Ｊ （ＩＤＲ）」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

３．約款第20条第２項および第38条第８項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」
追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞

約　　款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
（２）投資態度
①マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
②市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（３）投資制限
①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
⑩金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針
毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2026年６月12日まで、または第44条第７項、第45条第１項および第２項、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純

資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は､信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって当該換金請求受付日に取得申込みをする場合に、その取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

③　委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と締結している別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

④　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするマネー・マーケット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号

の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債

を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条　この信託の計算期間は、毎年６月14日から12月13日まで、および12月14日から翌年６月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2011年９月21日から2011年12月13日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に

欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第39条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

１．信託契約締結の日から2011年９月30日までの信託報酬率は、年10,000分の３の率とします。

２．2011年９月以降の毎月の最終営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終５営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて以下に定める率とします。

イ．当該平均値が1.00％以上の場合　年10,000分の55

ロ．当該平均値が0.60％以上1.00％未満の場合　年10,000分の30

ハ．当該平均値が0.30％以上0.60％未満の場合　年10,000分の15

ニ．当該平均値が0.15％以上0.30％未満の場合　年10,000分の５

ホ．当該平均値が0.05％以上0.15％未満の場合　年10,000分の３

ヘ．当該平均値が0.05％未満の場合　年10,000分の１

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第40条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信

託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、別に定める各信託（この信託を除きます。）がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な

場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第51条　第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第44条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第52条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第52条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第53条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第54条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第42条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の

日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2011年９月21日

（付表）

１．約款第13条第１項、第44条第７項および第45条第２項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞」

MUFG 三菱UFJ国際投信